2024年度 自己点検・評価報告書

大同大学
DAIDO UNIVERSITY

自分が変わる、未来を変える。

目　次

Ⅰ. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等・・・・・　1

Ⅱ. 沿革と現況・・・・・

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

１．大同大学の建学の精神と理念

大同大学（平成21（2009）年に大同工業大学から校名変更）のルーツは、昭和14（1939）年に設立された大同工業教育財団（昭和36（1961）年に学校法人大同学園と改称）が同年に設置した大同工業学校である。設立時の財団理事長は、大同製鋼(株)（現：大同特殊鋼(株)）社長の下出義雄である。大同製鋼(株)は名古屋電燈(株)の製鋼部門が分離独立した企業体であり、名古屋電燈(株)の基礎を築いた福澤桃介の思想を受け継いだ製鉄を生業とする企業体である。

桃介は福澤諭吉の娘婿であり、後に日本の電力王と称され、わが国経済の発展のためには技術者教育がいかに重要であるかを大所高所から主張した。桃介の思想を受け継いだ下出社長が中心となって、最先端の製造機械を備えた実習工場をもつ甲種大同工業学校が誕生した。このような経緯から本学では、福澤桃介を学祖と仰ぎ、長年に亘り、産業界が必要とする工業教育を実践してきた。

大同工業学校が設置された当時の日本は重工業が急速に発展していた時期であり、工学の基礎と素養が豊かな技術者が極端に不足していた時代であった。大同工業教育財団の設立時の目的は、「我國工業の発展に必要なる人材の養成」であり、設置された大同工業学校は、多くの有為な人材を各種産業界に送り出し、わが国の発展に貢献した。

昭和37（1962）年に学校法人大同学園（以下、特別な場合を除いて「学園」と略記。）は、中部地区産業界31社の要請を受け、大同工業短期大学を設置し、昭和39（1964）年には短期大学の学生募集を停止して、機械工学科と電気工学科の2学科からなる大同工業大学を設置した。その後、わが国の産業構造は急速に多様化し、産業のみならず、社会そのものが必要とする人材像も変化を続けている。本学においても社会と産業の多様化を踏まえ、教育内容の多様化を推進してきた。このような歴史を踏まえ、平成25（2013）年の認証評価受審時（翌年3月認定）に、建学の精神を「産業と社会の要請に応える人材の養成」とすることを教授会で確認した。

平成27（2015）年には、平成25（2013）年に全学の合意を得た建学の精神や前述した本学の歴史を踏まえつつ一貫性、体系性のあるものにするため、建学の精神が明文化されていなかった時代に掲げていた本学の基本理念「創造と調和」を見直し、大学の理念を以下のように制定した。

大学の理念：「実学主義」
大同大学は
実学の教育と研究を通じて
産業と社会に貢献します

令和2（2020）年には、建学の精神および大学の理念を踏まえ、2030年に向けた行動指針として「DAIDO VISION 2030」を策定し、そのタグラインを「自分が変わる、未来を変える。」とした。

２．大学の個性・特色

２－１　少人数教育の伝統が息づく大同大学

大同大学（以下、特別な場合を除いて「本学」と略記。）は、前述のとおり昭和39（1964）年に、工学部のみの単科大学として、機械工学科と電気工学科の2学科で出発した。その後、昭和62（1987）年までの24年間に建設工学科（土木工学専攻、建築学専攻）、応用電子工学科を加え4学科体制を確立した。大学設置当時は、教育体制の整備に必要な資源確保に大きな苦労を経験したが、設置後30年間の平成6（1994）年頃までは、わが国の高度成長と18歳人口の増加を背景に比較的安定した経営状態が続いた。

工学部のみの単科大学としての大同工業大学の30年間は、家族的雰囲気の中で、少人数教育が行われた良き時代であったということができる。工学教育においては、少人数教育は極めて重要な要素であり、実験・実習・卒業研究を重視する少人数教育は本学の良き伝統として現在も息づいている。

現在の大同大学は工学部・建築学部・情報学部の3学部体制に発展したが、いずれの学部においても実験・実習・卒業研究を重視し、可能な限り少人数教育を実施している。

２－２　産業構造の多様化への対応と校名変更

平成3（1991）年のバブル経済崩壊を機に、わが国の産業構造は急速に変貌した。その先導的役割を果たしたのが情報化社会の到来であった。これに対して本学では、平成13(2001)年に応用電子工学科を電子情報工学科に改組し、翌年これを基に情報学部情報学科を設置した。同時に情報学科の中に、文理融合コースを設置し、社会のニーズに応えると同時に、今後の発展に備えることとした。平成18（2006）年にはロボティクス学科の設置を初めとする工学部の改組を行い、産業構造の更なる多様化に必要とされる人材の養成を行っている。平成20（2008）年には、情報学部を理工系の情報システム学科とデザイン要素を取り入れた情報デザイン学科に改組した。また、平成22（2010）年には工学部総合機械工学科、平成24（2012）年には情報学部総合情報学科を設置した。そして、令和6（2024）年4月に工学部建築学科を独立させ、建築学部建築学科を設置した。このように本学は、着実に社会ニーズへの対応を進めている。

この間、デザイン系を含む文系学科を充実させ、大学の専門分野のウイングを拡げる方針に基づいて、校名を大同工業大学から大同大学に改称する提案が理事長から行われた。その後、教授会、学生会、同窓会、後援会等の関連組織の同意を得て、平成21（2009）年4月、学園の創立70周年の周年事業の一環として、校名を大同工業大学（Daido Institute of Technology）から大同大学（Daido University）へと改称した。

２－３　教育重視型大学への転換

本学は、「産業と社会の要請に応える人材の養成」を目的に設置された教育機関であり、当然ながら創立の時から教育重視型大学として運命付けられていた。しかし、多くの大学がそうであったように、わが国の高度成長に伴って、本学においても、研究の重要性が強調されるようになっていった。特に1980年代の科学技術重視政策を背景に、また、大学院設置の悲願を達成するために、教員の研究水準を高める努力が行われた。

1990年代にはバブル経済崩壊に続く、18歳人口の減少によって、本学への志願者が減少するという事態が発生した。それまでは、地味ではあるが産業界から高い評価を受けてきた学生と教員のスキンシップを重視した伝統的な技術者教育の継承によって、本学は積極的な広報を行わなくても十分な入学志願者を確保することができていた。

しかし、志願者の減少に伴って、入学者の基礎学力と学修モチベーションの低下は深刻な問題になっていった。また、教育と同時に教員の研究活動が引き続き奨励され、教員はその両立に苦慮し、必要性は理解していたものの教育改革が難航していた。

平成7(1995)年には「教育重視型大学への自覚的転換」が全学的に合意され、平成8(1996)年には学生による授業評価制度がスタートした。この制度はすべての授業担当教員について、学生が授業評価を行い、印刷公表するという、当時としては画期的なものであった。

平成7(1995)年に合意された「教育重視型大学への自覚的転換」の本格的な具現化まで、約5年間の準備期間を要したが、平成13（2001）年には、次項で述べる本格的な新教育システムを実行に移した。

２－４　教育改革の実行

平成11（1999）年6月、「入学者の質の急激な変化に対応したカリキュラム、教授方法、学修体制の再構築」を命題とする全学的委員会である教育体制改革委員会が発足した。同委員会において検討を重ねた結果、平成11（1999）年11月に学長に対する答申として「教育体制の改革について――学生と真に向き合うための教育システムの構築 ／ あるいは学ぶことの喜びに向けて――」が提出され、本学の教育体制の基本方針と目指すべき方向が示された。

平成11（1999）年12月には教育体制改革委員会を発展的に解消し、これを引き継ぐ教育改革実行委員会が発足した。従来、各学科や各教員に任されてきた教育目標、教育課程、学習到達度について、上述の「答申」に基づき学科ごとに見直し、「標準教育プログラムと教育課程編成」を作成した。これに基づいた教育を、平成13（2001）年度から実施している。

平成13（2001）年3月には、本学の授業を改善することを最優先課題に掲げ「大同工業大学授業憲章2001」（現：「大同大学授業憲章2001」）を定めた。本憲章は「大同工業大学は、教育重視型大学としての使命を果たすために、全授業の公開を原則とし、持続的に授業の改善と充実に努めることをここに宣言する。」及び「この宣言の目的達成のために研究授業と授業研究会を全学的に実施する。」からなっている。研究授業と授業研究会は平成13（2001）年から継続的に実施されており、授業改善に多大な成果を挙げている。

平成19（2007）年7月には、初年次教育等検討委員会が発足し、本学入学者の現状分析を基に検討した結果、平成20（2008）年2月にこれまでの ＜教える側の改革＞ に加え、＜教えられる側（初年次生）の改革＞ が必要であると答申された。その後、平成21（2009）年、初年次教育を全学の必修科目（初年次教育科目（ファースト・イヤー・セミナ）、専門動機付け科目（アカデミックセミナ））として教育課程に導入するとともに、リメディアル教育（英語、数学、理科）を教育課程外の教育と位置づけ、全学的・組織的に実施した。

平成24(2012)年10月に学長の諮問機関として設置された「明日の教育を考える懇談会」は、本学の教育の質的転換について検討し、平成25（2013）年3月に、次に示す2点につい

て提言を行っている。

・教育目標や養成したい人材像（学位授与の方針）等の建学の精神に基づいた見直し
・「汎用性のある基礎的能力」を育成するためのアクティブ・ラーニングを重点に置く教育への改善の方向性

この提言を受け、平成25（2013）年5月に学長の諮問機関として第3次教育改革検討委員会が設置された。第3次教育改革検討委員会は、学長の諮問に基づき、①建学の精神に基づく大学の理念の見直し（「創造と調和」→「実学主義」）、②見直し後の大学の理念に基づく大学・学部・学科の各目的の見直し、③学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針の策定、④アクティブ・ラーニングの組織的導入、について、平成26（2014）年7月に学長へ答申し、教授会等の審議を経て、平成28（2016）年度から実行に移された。

令和2（2020）年に文部科学省中央教育審議会大学分科会から「教学マネジメント指針」が公表された。本学はこの指針に基づいて、３つのポリシーを見直した。特に、ディプロマ・ポリシー（以下、DP）に関しては、2024年度入学生からの学修ポートフォリオへの搭載を前提に、全学科専攻でDPの項目を12項目に統一した。またこれまで問題であった大学としての4つのDPとの整合性、教養科目と専門科目の貢献度融合についての課題についても改善を行った。

そして、学修成果の可視化に向けて、令和6（2024）年度より学修ポートフォリオシステムを導入した。これにより、指導教員から学生に対してポートフォリオを活用した学修成果に関するフィードバックを行っている。

また、平成28（2016）年度入学生から、カリキュラムマップの貢献度と履修モデルを組み合わせた「DPポイント」を用いて学修成果の点検・評価を実施している。

令和3（2021）年9月には、「内部質保証の方針」及び「内部質保証の推進に関する規程」を制定した。これに基づいて３つのポリシーを起点とする教育研究活動の質および中長期的な計画を踏まえた大学運営全般の質の保証を推進する内部質保証推進会議を設置した。令和6（2024）年4月には、アセスメント・ポリシーの見直し及びアセスメント・プランを策定した。このアセスメント・プランに基づき、学生実態調査、DP到達度調査、外部アセスメント調査（GPS-A）、及びDPポイントグラフによる学修成果の点検・評価を統合し、大学評価委員会において大同大学アセスメント調査報告書として取り纏めた。これによって抽出された課題に対して内部質保証推進会議から改善・向上指示を出すことによりPDCAサイクルを実現している。さらに、令和6（2024）年12月には、内部質保証を効果的に推進するために必要となるデータの収集・分析などのIR活動を内部質保証推進会議が扱う事項とする規程改定を行った。

また、デジタル社会の基礎的な素養を習得することを目的として、令和6（2024）年度入学生から、情報リテラシー概論およびデータサイエンス概論の2科目を全学共通科目として設定し、1年次科目として実施している。

２－５　学力別クラス編成と学習支援

入学者の基礎学力が急速に低下する傾向は極めて深刻な問題である。本学では学位授与の方針を満たした学生のみを卒業させ、社会に対して卒業生の質を保証するという厳しい姿勢を堅持している。一方、授業について行けない入学者が急増しているため、入学式直

後に、数学、英語、理科についてのプレイスメントテストを行い、学力別クラス編成を行っている。授業について行けない学生には、2年次までに追いつくことを目標に学習支援を行っている。

平成15（2003）年に発足した学習支援センター（現：教育開発・学習支援センター）は、高等学校までの学習内容について、学生への支援を行っている。平成24（2012）年には入学時の基礎学力が不十分であると判断された学生に対する教育を正規カリキュラムに組み込み、卒業に必要な単位とはしないものの、その合格を3年次末に行う卒業研究（全学科必修）着手の条件とした。

２－６　就職支援

本学の就職内定率は、開学以来、ほぼ100％を保っていた。1990年代初期のバブル経済崩壊後約10年以上に亘る経済不況期においても、就職内定率100％の大学として、多くのメディアに取り上げられた。しかしながら、平成20（2008）年の国際金融危機と平成23（2011）年の東日本大震災により、わが国の経済活動が急激に落ち込み、就職内定率は多くの大学で大幅に低下した。この事態を打開すべく本学では、就職支援体制の強化と新たな企業開拓に全力を尽くし、平成28（2016）年度から令和元（2019）年度の就職内定率は97％以上であった。コロナ禍初年の令和2（2020）年度は95％に低下したが、令和3（2021）年度以降は98％以上を維持している。

就職指導は、教員が学生に対し行う厚生補導の1つとして、明確に定義されている。1～3年次においては、各学年10名程度の学生を担当する主指導教員、4年次においては卒業研究を担当する教員が就職指導の主担当となって、キャリアセンターと連携して就職支援を実施している。

キャリアセンターでは、学生の社会人意識教育を含めて就職支援を行っている。学生の就職意識を向上させる教育を1年次前期より開始し、就職内定が得られるまで、切れ目のない支援活動を精力的に実施している。4年次後半になっても就職未内定の学生については、卒業研究指導教員とともに、キャリアセンター職員が個別指導を行う徹底した支援体制を堅持している。

２－７　産官学連携

大同大学は昭和39（1964）年に大同特殊鋼（株）を始めとする中部地区の企業31社からの拠金によって発足した高等教育機関である。教育重視型大学への転換後も、より良い工業教育を実施するためには産業界とのきめ細かい連携が不可欠である、との基本的考え方の下、積極的に産官学連携を推進してきた。

産官学連携を具体化するために昭和53（1978）年に材料科学技術研究所が設置され、平成12（2000）年にはこれを発展的に解消して、産学連携共同研究センターを設置した。

平成20（2008）年に、におい・かおり研究センターが産学連携共同研究センターに設置され、産官学連携による当該分野の研究体制が強化された。

また、平成30（2018）年10月には大同特殊鋼（株）からの寄付をもとにモータ研究センターを設置した。このセンターは、急速に拡大する自動車のEV化を見据え、国内のモータ研究の一拠点となることを目指すとともに、本学の建学の精神である「産業と社会の要請

に応える人材の養成」に基づき、関連する技術分野の研究開発に取り組み、主導できる学生・大学院生、企業の研究者の育成も視野に入れて活動している。

更に、平成23（2011）年には、本学教員が愛知県の「知の拠点あいちプロジェクト」と岐阜県の「地域産学官共同研究プロジェクト」に参加し、その発展の一端を担っている。

以上のほか、個々の教員が主に地元企業とさまざまな形で共同研究を実施しており、「大同大学利益相反ポリシー」の下に産官学連携を通じて大きな貢献をしている。

平成28（2016）年には、産学連携共同研究センターを研究支援センターへと名称を変更した。さらに令和4（2022）年4月には、研究支援センターを発展的に解消し、多様化・複雑化する社会の課題を地域という実践の場で共に学び解決することを通じて、研究と教育の質の向上を推し進め、産業と社会の発展に貢献することを目指して「研究・社会連携推進センター」を設置した。

２－８　社会・地域貢献

本学は、教育を通じた地域連携に積極的に取り組んでいる。

工学部建築学科（現：建築学部建築学科）では、大学の授業を地域の活性化に結びつける地域連携教育貢献活動『Dラーニング』を実施している。このDラーニング活動の端緒となった「工住混合地域の街並み形成へのデザイン提案」の取組みは、平成16（2004）年度の文部科学省の現代GP(現代的教育ニーズ取組支援プログラム)に採択されたものであり、現在この考え方を拡張した国際Dラーニング活動を『C－Scape』と名付け、イタリア・ミラノ工科大学と連携し実施している。

情報学部情報デザイン学科では、地元商店街の協力を得て映像作品の制作を行うことにより、学生の教育効果を高めるとともに、地域活性化に貢献し、地域に根ざした大学として地元との連帯感を一層強めつつある。

更に、平成31（2019）年3月には、名古屋市南区と「連携と協力に関する包括協定」を締結した。この協定の目的は、これまで各教員が個別に連携・協力してきた取組みをもとに、更なる相互の人的・知的資源の交流と物的資源の活用を図り、地域社会の発展と学生の育成に資することである。

Ⅱ．沿革と現況

1．本学の沿革

昭和 14（1939）年	1 月	財団法人大同工業教育財団設立、同財団により大同工業学校設置
昭和 23（1948）年	4 月	新制高等学校設立認可、大同工業高等学校と改称（現：大同大学大同高等学校）
昭和 36（1961）年	7 月	学校法人大同学園と改称
昭和 37（1962）年	4 月	中部産業界の支援を受け大同工業短期大学を設置し、機械科を置く
昭和 38（1963）年	4 月	大同工業短期大学に電気科を増設
昭和 39（1964）年	4 月	大同工業大学を設置し、 機械工学科、電気工学科を置き、大同工業短期大学の学生募集を停止（昭和 41（1966）年廃止）
昭和 41（1966）年	8 月	大学本館完成
昭和 48（1973）年	4 月	情報処理センターを開設（現：情報センター）
昭和 50（1975）年	3 月	白水校舎竣工（現：4 号館）
	4 月	建設工学科を設置
昭和 53（1978）年	9 月	材料科学技術研究所を開設
昭和 54（1979）年	8 月	オレゴン大学と学術交流協定締結
	10 月	新体育館竣工（現：大同大学大同高等学校体育館）
昭和 58（1983）年	7 月	滝春校舎竣工
昭和 59（1984）年	4 月	オレゴン州立大学と学術交流協定締結
	6 月	元浜第 1、第 2 グラウンド竣工
昭和 60（1985）年	4 月	応用電子工学科を設置
	10 月	7 号館竣工（現：大同大学大同高等学校校舎）
昭和 62（1987）年	4 月	建設工学科専攻分離（土木工学専攻・建築学専攻）
	11 月	コペンハーゲン大学と学術交流協定締結 ノッチンガム大学と学術交流協定締結
昭和 63（1988）年	3 月	白水校舎 8 号館竣工
	11 月	中国科学院の声楽研究所・物理研究所・電子学研究所と学術交流協定締結
平成 元（1989）年	9 月	新図書館竣工
平成 2（1990）年	4 月	大学院工学研究科修士課程 機械工学専攻、電気・電子工学専攻、建設工学専攻（平成 18（2006）年募集停止）を設置
	12 月	アーヘン工科大学と学術交流協定締結（平成 22（2010）年廃止）
平成 6（1994）年	8 月	9 号館竣工（現：大同大学大同高等学校校舎）

平成 7（1995）年	4 月	大学院工学研究科博士後期課程 材料・環境工学専攻を設置
平成 10（1998）年	4 月	昼夜開講制が始まる（平成 16（2004）年廃止）
平成 11（1999）年	3 月	石井記念体育館（大学体育館）竣工（学園中期基本計画キャンパス整備事業）
平成 12（2000）年	3 月	大学基準協会の「大学基準」に適合
	4 月	産学連携共同研究センターを開設（材料科学技術研究所を廃止）
	12 月	大学新キャンパス竣工（学園中期基本計画キャンパス整備事業）
平成 13（2001）年	4 月	情報機械システム工学科（平成 18（2006）年募集停止）を設置 都市環境デザイン学科（平成 24（2012）年募集停止）を設置 電気工学科を電気電子工学科に名称変更 応用電子工学科を電子情報工学科（平成 14（2002）年募集停止）に名称変更 建設工学科を建築学科（令和 6（2024）年募集停止）に名称変更 創造製作センター、授業開発センター（現：教育開発・学習支援センター）を開設
平成 14（2002）年	4 月	情報学部情報学科（平成 20（2008）年募集停止）を設置 エクステンションセンターを開設（平成 20（2008）年廃止）
平成 15（2003）年	3 月	東亜大学校工科大学都市計画造景学部と工学部都市環境デザイン学科において学術交流協定締結
	4 月	学習支援センター（現：教育開発・学習支援センター）を開設
平成 17（2005）年	4 月	大学院情報学研究科修士課程情報学専攻を設置
平成 18（2006）年	3 月	S 棟（第 3 講義・実験棟）竣工
	4 月	工学部ロボティクス学科（平成 22（2010）年募集停止）を設置 大学院工学研究科修士課程建築学専攻、都市環境デザイン学専攻を設置
平成 19（2007）年	4 月	研究支援センター（現：研究・社会連携推進センター）を開設
	5 月	工学部都市環境デザイン学科が JABEE 認定
	7 月	ミラノ工科大学と学術交流協定締結
	10 月	泰日工業大学と学術交流協定締結
平成 20（2008）年	3 月	日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受

		審、「大学評価基準を満たしている」と認定
平成 20（2008）年	4 月	情報学部に情報システム学科及び情報デザイン学科を設置
平成 21（2009）年	4 月	大同大学に校名変更
平成 22（2010）年	4 月	工学部総合機械工学科（平成 30（2018）年度募集停止）を設置
平成 24（2012）年	4 月	情報学部総合情報学科を設置
		韓山師範学院と学術交流協定締結
	10 月	東亜大学校と学術交流協定締結
平成 26（2014）年	3 月	日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審、「大学評価基準を満たしている」と認定
平成 28（2016）年	1 月	産学連携共同研究センターを廃止し、研究支援センターへ統合
平成 28（2016）年	8 月	日本福祉大学と連携協定締結
平成 29（2017）年	9 月	愛知県立愛知総合工科高等学校と連携協力に関する協定締結
平成 30（2018）年	4 月	総合機械工学科を機械システム工学科に名称変更
		教育開発・学習支援センターを開設（授業開発センターと学習支援センターを統合）
平成 31（2019）年	3 月	名古屋市南区役所と連携協力に関する包括協定締結
令和元（2019）年	5 月	大同大学大同高等学校と連携協力に関する協定締結
令和 2（2020）年	11 月	X 棟（第 4 講義・実験棟）竣工
令和 3（2021）年	3 月	日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審、「大学評価基準を満たしている」と認定
令和 4（2022）年	4 月	研究・社会連携推進センターを開設（研究支援センターを廃止）
令和 5（2023）年	11 月	名古屋工業大学と連携・協力に関する基本協定締結
	12 月	名古屋学院大学と包括的連携協力に関する協定締結
令和 6（2024）年	4 月	建築学部建築学科を設置

2. 本学の現況

・**大学名**　　大同大学

・**所在地**　　愛知県名古屋市南区滝春町 10 番地 3

・**学部・研究科の構成**

学　部

工学部	機械工学科
	機械システム工学科
	電気電子工学科
	建築学科
建築学部	建築学科
情報学部	情報システム学科
	情報デザイン学科
	総合情報学科

研究科

工学研究科	修士課程	機械工学専攻
		電気・電子工学専攻
		建築学専攻
		都市環境デザイン学専攻
	博士後期課程	材料・環境工学専攻
情報学研究科	修士課程	情報学専攻

・学生数、教員数、職員数

学生数

（学部）　　（令和６年５月１日　現在）

学　部	学　　科	在　籍　学　生　数				計
		１年次	２年次	３年次	４年次	
工学部	機械工学科	108	121	165	128	522
	機械システム工学科	109	118	131	124	482
	電気電子工学科	91	99	98	87	375
	建築学科	0	220	206	226	652
計		308	558	600	565	2,031
建築学部	建築学科	195	－	－	－	195
計		195	－	－	－	195
情報学部	情報システム学科	129	146	137	130	542
	情報デザイン学科	122	121	123	135	501
	総合情報学科	73	72	77	79	301
計		324	339	337	344	1,344
合　　計		827	897	937	909	3,570

（大学院）　　（令和６年５月１日　現在）

研究科	課程	専　　攻	在　籍　学　生　数			計
			１年次	２年次	３年次	
工学研究科	修士課程	機械工学専攻	24	28		52
		電気・電子工学専攻	0	6		6
		建築学専攻	19	8		27
		都市環境デザイン学専攻	2	3		5
	博士後期課程	材料・環境工学専攻	2	0	2	4
計			47	45	2	94
情報学研究科	修士課程	情報学専攻	2	4		6
計			2	4		6
合　　計			49	49	2	100

教員数　　（人）

工　学　部	35
建築学部	20
情 報 学 部	33
教　養　部	22
計	110

職員数　　（人）

正職員	50
嘱　託	29
パート（アルバイトも含む）	34
派　遣	15
計	128

Ⅲ．評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1．使命・目的

1－1．使命・目的及び教育研究上の目的の設定

1-1-①　学内外への周知

1-1-②　中期的な計画への反映

1-1-③　三つのポリシーへの反映

1-1-④　教育研究組織の構成との整合性

1-1-⑤　変化への対応

（1）1－1 の自己判定

「基準項目 1－1 を満たしている。」

（2）1－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-①　学内外への周知

【事実の説明】

□使命･目的及び教育研究上の目的をどのように学生、教職員、役員、学外関係者に周知しているか。

・学生全員に配付する学生生活の手引き書である「ATTENTION　PLEASE」に建学の精神、理念を掲載している。
・新規に採用する専任教員及び専任事務職員に対しては、新任職員オリエンテーションにおいて、本学の建学の精神、理念及び学位授与の方針等について説明している。
・建学の精神及び理念を示すポスターを作成し、学長室、学内の会議室など 15 か所に掲げている。
・学外に配布する「大同学園要覧」や本学のホームページ並びに大学ポートレートに建学の精神、理念及び学位授与の方針、大学の教育研究上の目的等を掲載している。
・「大同学園要覧」は、理事会において、毎年更新版を役員に配付している。
・建学の精神及び理念は、本学にとって最重要である観点から、上述の媒体を含む 11 媒体において掲載している。

※エビデンス資料

・学校法人大同学園要覧 2024
・建学の精神及び理念を掲載する媒体
・ポスター掲示場所一覧

［指定するエビデンス資料］

□大学のウェブサイトで使命･目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL

・大学ホームページ：大学概要
https://www.daido-it.ac.jp/outline/outline/
・大学ホームページ：大学の教育研究上の目的（学部・学科）
https://www.daido-it.ac.jp/document/hogo/2024/12_kyoiku_mokuteki.pdf

・大学ホームページ：大学の教育研究上の目的（大学院・研究科）
https://www.daido-it.ac.jp/document/hogo/2024/13_kyoiku_mokuteki.pdf
・大学ポートレート：大同大学
https://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000454401000.html

【自己評価】
・使命・目的および教育研究上の目的等を、「大同学園要覧」や本学のホームページ等に掲載しており、学内外に周知していると判断している。

1-1-② 中期的な計画への反映

【事実の説明】

□使命・目的及び教育研究上の目的を中期的な計画に反映しているか。

・「大同学園第１期中期計画（2020-2024 年）」を策定するにあたり、理事長は、大同大学学則第１条に掲げる本学の目的および建学の精神「産業と社会の要請に応える人材の養成」に基づき、本学の使命は、社会で活躍する人材を輩出することであり、第１期中期計画の基本方針を「建学の精神に立ち返り、再構築する。」として、令和元（2019）年 12 月の教授会で示した。これを受けて、大同学園中期計画策定委員会にて議論を重ね、令和２(2020)年３月の教授会を経て理事会において「大同学園第１期中期計画(2020-2024 年)」を決定した。
・上記中期計画について、理事長が、教授会構成員に対しては毎年４月の教授会において、事務職員に対しては各部署の責任者で構成する室長会において前年度の進捗報告および当該年度の重点事項について示している。

※エビデンス資料
・第１期中期計画総括 Leaflet
・2021 年度４月教授会資料　中期計画年度総括
・2022 年度４月教授会資料　中期計画年度総括
・2023 年度４月教授会資料　中期計画年度総括

【自己評価】
・本学の使命・目的及び教育目的は、「大同学園第 1 期中期計画（2020-2024 年）」に反映していると判断している。

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

【事実の説明】

□使命・目的及び教育研究上の目的を三つのポリシーに反映しているか。

1）学部
・平成 25（2013）年に建学の精神を明文化したことに伴い、平成 27（2015）年に、既定の「大学の基本理念」、「教育理念」、「教育目標」を一貫性・体系性の観点から見直しを行った。それらの見直しを踏まえ三つのポリシーを作成した。建学の精神に基づく教育活

動等における三つのポリシーの位置づけを、図 1-1-1 に示す。

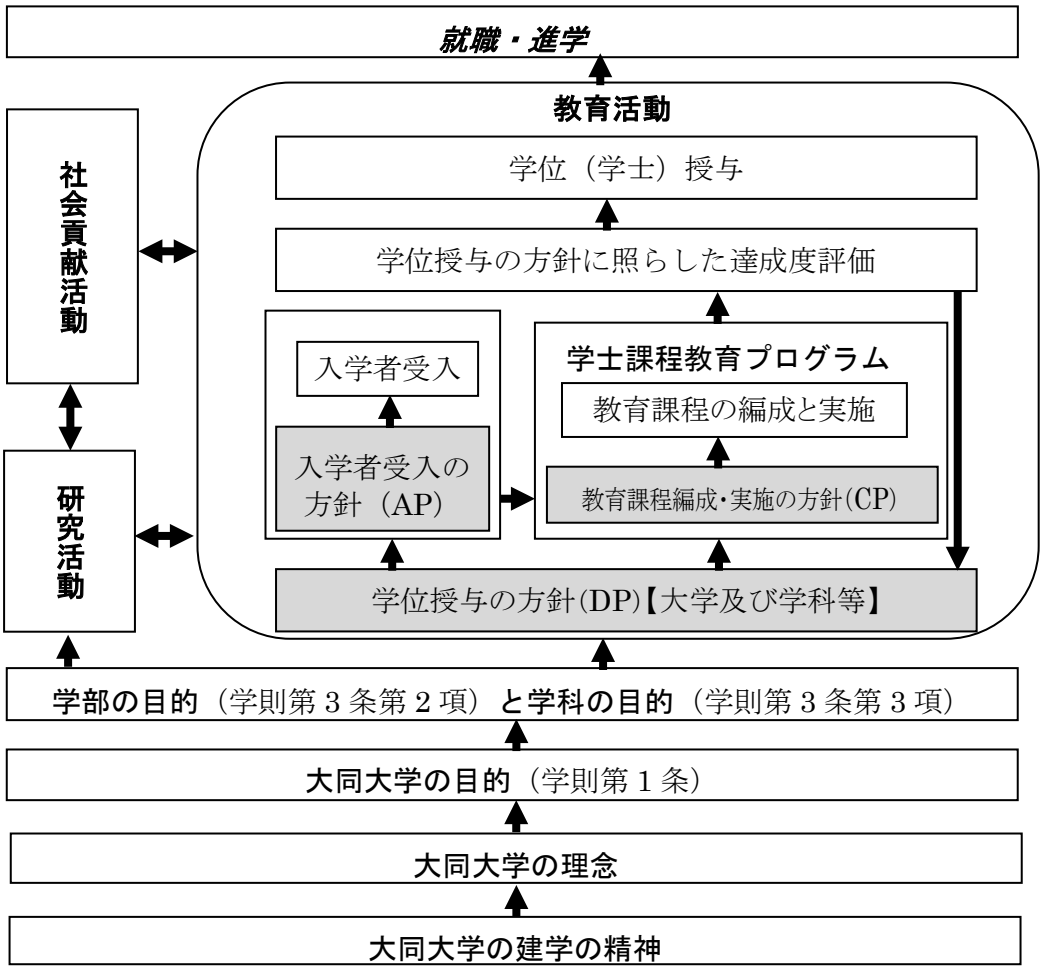

図 1-1-1　建学の精神に基づく教育活動等に関する概念図
（三つのポリシーを網掛けで示す）

2）大学院

・本学の使命・目的及び教育目的に配慮しつつ、平成 24（2012）年に入学者受入の方針を、平成 25（2013）年に学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を、専攻ごとに定めた。
・令和元（2019）年度の大学院運営委員会において、学校教育法施行規則の改正（「三つの方針」の策定・公表の義務化）に伴い、三つのポリシーの再点検を行った。

※エビデンス資料

・大同大学学位授与の方針
・大同大学教育課程編成・実施の方針
・大同大学入学者受入の方針
・「大同大学大学院学位授与の方針」、「大同大学大学院教育課程編成・実施の方針」及び「大同大学大学院入学者受入の方針」の一部改正について（令和 2 年 2 月 6 日　大学院運営委員会議事録）

【自己評価】
・学部・大学院とも、本学の使命・目的及び教育目的を、三つのポリシーに反映していると判断している。

1-1-④　教育研究組織の構成との整合性

【事実の説明】

□使命･目的及び教育研究上の目的を達成するために必要な学部･学科などの教育研究組織を整備しているか。

・本学のルーツである大同工業学校を設置した大同工業教育財団の設立時の目的は､「我國工業の発展に必要なる人材の養成」であった。本学は、工学部のみの単科大学としてスタートした。
・バブル経済崩壊後の産業構造の変化の中で情報化社会が到来したため、これに対応する人材の養成を行うことを目的として、平成 14（2002）年に情報学部を設置した。
・21 世紀を迎えた現代社会を取り巻く環境は、工業の視点だけでは解決できない課題がある。特に建築学の分野は工学だけではカバーしきれない幅広い学問領域になっており、それらに柔軟に対応する教育環境を整備するため、令和 6（2024）年に建築学部を設置した。
・本学の教育研究組織の構成は、図 1-1-2 に示すように、学部及び大学院並びに全学教育研究施設である。
・学部は、工学部、建築学部及び情報学部を置いている。工学部には機械工学科、機械システム工学科、電気電子工学科の 3 学科を、建築学部には建築学科の 1 学科を、情報学部には情報システム学科､情報デザイン学科及び総合情報学科の 3 学科を設置している。
・建築学部建築学科には建築専攻、インテリアデザイン専攻、かおりデザイン専攻及び都市空間インフラ専攻を置いている。
・教養部は、学部の全学共通の教養教育を担っている。
・大学院には､工学研究科と情報学研究科を置いている。工学研究科は､修士課程として､機械工学専攻、電気・電子工学専攻、建築学専攻及び都市環境デザイン学専攻の 4 専攻を設置し､博士後期課程として､材料･環境工学専攻を設置している。情報学研究科は､修士課程として、情報学専攻を設置している。
・全学教育研究施設には、教育開発・学習支援センター及び研究・社会連携推進センターを設置している。

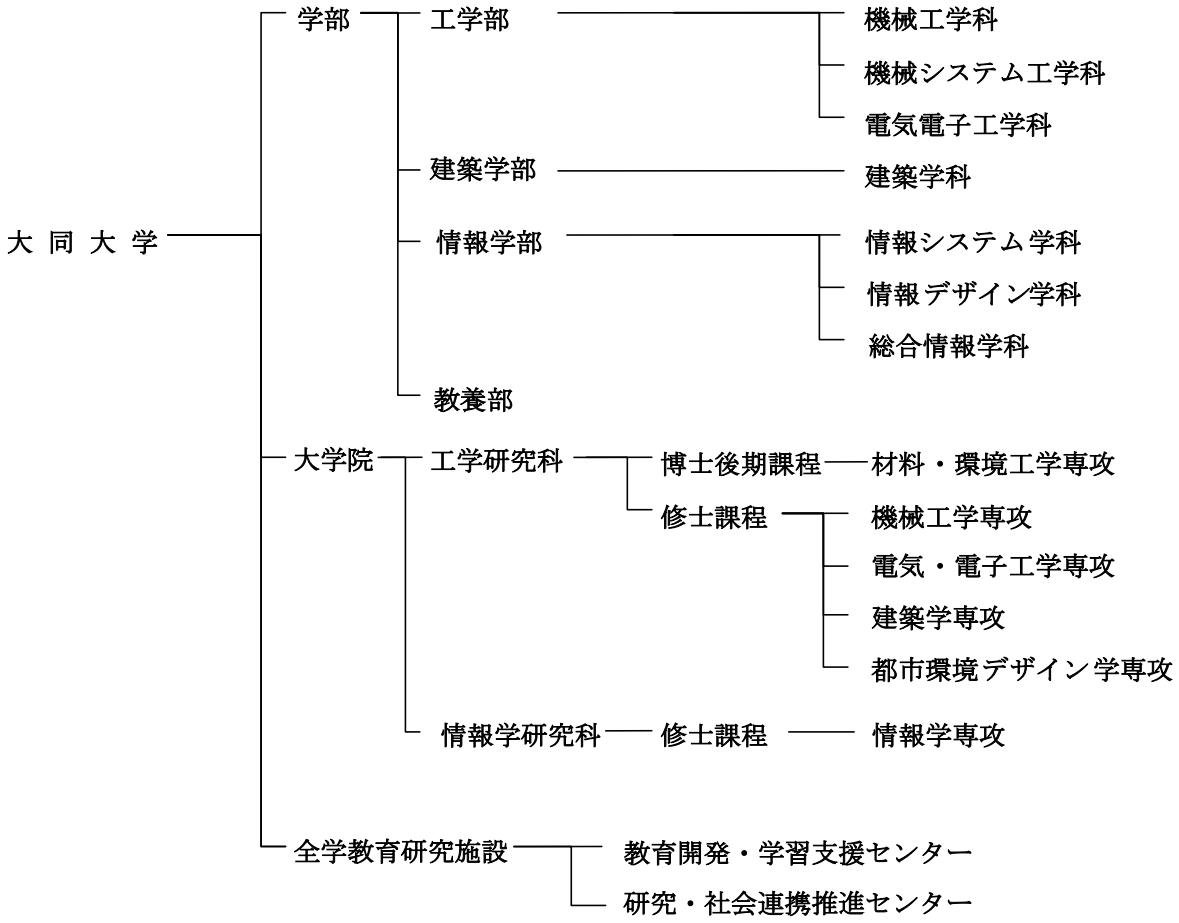

図 1-1-2　教育研究組織の構成

※エビデンス資料

・大同大学学則　（第 3 条第 1 項、第 48 条）

・大同大学大学院学則（第 4 条、第 6 条）

【自己評価】

・本学の使命・目的に沿った学部・学科等及び大学院研究科・専攻を設置しており、教育・研究を支援する組織も適切に整備していると判断している。

1-1-⑤　変化への対応

【事実の説明】

□社会情勢や組織の改編などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育研究上の目的の検証を行っているか。

・昭和 58（1983）年に現在の学位授与の方針の元になる「教育目標」を明文化し、平成 6（1994）年に一部改正するとともに、「理念」及び「教育理念」を明文化した。平成 14（2002）年の情報学部情報学科設置に伴い、「教育理念」と「教育目標」の一部を改正した。
・平成 24（2012）年には、より時代に合う具体的な表現となるよう「教育理念」の一部を改正した。
・平成 25（2013）年の認証評価受審時に、建学の精神について「産業と社会の要請に応える人材の養成」とすることを教授会で確認した。
・平成 27（2015）年に、建学の精神に基づき、「理念」、「教育理念」、「教育目標」「大学の目的」を点検し、一貫性、体系性のあるものに見直した。
・本学の使命・目的の達成に必要な教育改革を実行するため、教育改革実行委員会を特別委員会として設置している。委員会は、学長が委員長を務め、学部長をはじめとする教育研究組織の長と教務部長をはじめとする教学運営組織の長を構成員としており、大学の使命・目的に沿って、①本学の教育に関わる基本方針に関すること、②本学の教育課程編成の基本方針に関すること、③その他本学の教育に係る重要事項に関することを審議している。
・令和 6（2024）年 4 月の建築学部設置に伴い、建築学部の教育研究上の目的を定め、学則を改正している。

※エビデンス資料

・理念・目標に関する自己点検評価報告書（大同工業大学自己点検評価委員会作成）
・「教育理念」及び「教育目標」の一部変更について（平成 14 年 3 月 11 日　教授会資料、議事録）
・「教育理念」の一部変更について（平成 24 年 12 月 19 日　教授会資料、議事録）
・大学の理念等の見直し及び学位授与の方針等の制定について（平成 27 年 4 月 15 日　教授会資料、議事録）
・大学ホームページ：大学の教育研究上の目的（学部・学科）
https://www.daido-it.ac.jp/document/hogo/2024/12_kyoiku_mokuteki.pdf
・大学ホームページ：大学の教育研究上の目的（大学院・研究科）
https://www.daido-it.ac.jp/document/hogo/2024/13_kyoiku_mokuteki.pdf
・大学ポートレート：大同大学
https://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000454401000.html

［指定するエビデンス資料］

□使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則。

・教育改革実行委員会要項

【自己評価】

・社会情勢等の変化に対応し、使命・目的及び教育研究上の目的の見直しを行っている。

［基準 1 の自己評価］

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

【1-1-②　中期的な計画への反映】

・大同大学の中期計画の取り組みの一つとして、令和 2（2020）年に PJ チームを立ち上げ「DAIDO VISION 2030」を策定した。PJ メンバーは 30 人余りの教職員で構成され、同年 10 月より約 2 ヵ月をかけてワークショップを実施し、建学の精神に基づき、本学の使命・目的を再確認すると共に、本学の強みや弱みの分析から「未来に向けて大学としてのあるべき姿」「どのような人材を育成するべきか」「私たちが提供すべき学びとは」など、立場や組織を越えた議論を重ねた。これらを集約して「DAIDO VISION 2030」のタグラインを「自分が変わる、未来を変える。」とすることが決定した。自らの未来を力強く変えていくというメッセージは、「学生だけでなく、私たち教職員も未来に向けて変わっていこう」という決意表明でもあり、この取り組みを通じて PJ メンバーはもちろん、全教職員に対して改めて本学の使命・目的を強く意識づける機会となった。取組み及び「DAIDO VISION 2030」については、本学のホームページ：タグライン（https://www.daido-it.ac.jp/tagline/index.html）においても紹介している。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

【1-1-②　中期的な計画への反映】

・本学の使命・目的及び研究教育上の目的は中期計画に十分反映されていると判断するが、全教職員に対するさらなる中期計画の浸透が課題である。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

【1-1-②　中期的な計画への反映】

・令和 6（2024）年度は、第 1 期中期計画の最終年度であり、現在、第 2 期中期計画の策定に取り掛かっている。第 1 期中期計画の策定は、トップダウンの色が濃く、教職員と意見交換する過程がほとんどなかったと認識している。その反省を踏まえ、第 2 期中期計画では、トップが計画策定のビジョンを示し、常設の委員会が具体的な計画を策定することとした。策定のビジョンは「建学の精神の具現化により、選ばれる学園へ」であり、本学の建学の精神は「産業と社会の要請に応える人材の養成」である。第 2 期中期計画の策定にあたっては、計画策定段階から、現場を巻き込み、本学の使命・目的の浸透を図っている。

基準 2. 内部質保証

2－1. 内部質保証の組織体制

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

（1）2－1 の自己判定

「基準項目 2－1 を満たしている。」

（2）2－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【事実の説明】

□内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。

□内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。

□内部質保証のための責任体制が明確になっているか。

・教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び使命の達成に向けて、教育研究活動等の状況について、恒常的に点検・評価するため、「学校法人大同学園組織規則」第 23 条に基づき、大学の常設委員会として大学評価委員会を設けている。さらに、内部質保証の推進に責任を負う組織として、「大同大学内部質保証推進に関する規程」第 3 条に基づき、内部質保証推進会議を設置している。大学評価委員会は、「大同大学内部質保証の方針」に基づき、点検・評価及び内部質保証推進会議に対して改善・向上方策の提案を行い、内部質保証推進会議は、大学評価委委員会からの提案に基づき、改善・向上方策を策定し、全学に対して改善指示を行うこととしている。

・「大同大学自己点検・評価規程」第 4 条において、学長が自己点検・評価に係る活動　を統括することを規定しており、同規程第 7 条には、「自己点検・評価の結果を受けて、組織的かつ継続的な改善を行い、以って、①三つのポリシーを起点とする教育の内部質保証及び②中長期的な計画を踏まえた大学全体の内部質保証に資すること」を規定している。

※エビデンス資料

・学校法人大同学園組織規則

・大同大学自己点検・評価規程

[指定するエビデンス資料]

□内部質保証に関する全学的な方針

・大同大学　内部質保証の方針

□内部質保証のための組織図

・自己点検・評価における PDCA サイクルの整備について（令和 6（2024）年 5 月 8 日大学運営委員会資料）

□内部質保証に責任を持つ会議体の規則

・大同大学内部質保証推進に関する規程

【自己評価】
・内部質保証に関する全学的な方針を明示するとともに、恒常的な組織体制を整備し、その責任体制も明確であると判断している。

2－2. 内部質保証のための自己点検・評価
2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
2-2-② IR（Institutional Research）などを活用した十分な調査・データの収集と分析
（1）2－2 の自己判定
「基準項目 2－2 を満たしている。」

（2）2－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）
2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
【事実の説明】
□内部質保証のための自主的･自律的な自己点検･評価をどのように行っているか。
□エビデンスに基づく自己点検･評価を定期的に実施しているか。
・令和 6（2024）年 4 月の内部質保証推進会議において、自己点検・評価における PDCA サイクルを整備し、自己点検・評価については継続的に改善に取り組む必要があることを踏まえ、以下のサイクルとすることが確認された。これに基づき、自己点検・評価を毎年実施している。
①自己点検・評価（毎年）
②自己点検・評価報告書の作成（3 年 or4 年間隔）
③認証評価受審（７年間隔）
・また、「自己点検・評価報告書の作成については、自己点検・評価の基本方針及び実施計画を大学評価委員会において策定したうえで、「大学評価委員会規程」第 11 条に基づき設置した基準ごとの専門部会が、本学における全学的な自己点検・評価を行う。自己点検・評価の項目は、大同大学自己点検･評価規程に①教育及び研究に関すること、②組織及び運営に関すること、③施設及び設備に関すること」としており、エビデンスに基づく評価を行い、取り纏めることを基本としている。

□自己点検･評価の結果を学内で共有しているか。
・教育の質保証に関する自己点検・評価については、アセスメント・プランに定める評価指標に基づき毎年実施しており、各種アセスメント調査の結果は、アセスメント調査結果報告書として取り纏め、教職員に共有するとともに、大学ホームページにて学外に公表している。
・報告書作成部会において取り纏め、作成された報告書は、学内の教職員に配付するとともに、大学ホームページで広く社会に公表することとしている。

※エビデンス資料
・大学評価委員会規程
・大同大学自己点検･評価規程

［指定するエビデンス資料］

□自己点検･評価に関する規則

・大同大学アセスメント・ポリシー

・大同大学アセスメント・プラン

□直近の自己点検･評価の報告書

・令和 2 年度大学機関別認証評価　自己点検評価書

□自己点検･評価を担当する会議体の議事録

・大学評価委員会議事録（2024 年 7 月 3 日）

□自己点検･評価の結果を学内に周知したことを示す文書

・大同大学アセスメント調査結果報告書について（2024 年 12 月 4 日大学運営委員会報告資料）

【自己評価】

・定期的に自主的・自律的な自己点検・評価を実施し、その結果を適切に公表していると判断している。

2-2-②　IR（Institutional Research）などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【事実の説明】

□現状把握のための十分な調査･データの収集と分析を行う体制を整備しているか。

・令和 5（2023）年 1 月に大学評価委員会にて、学生の学修成果を様々な観点から点検・評価し、その結果を本学の教育改善・向上に活用することを目的に実施する調査および実施時期、調査内容を整理し、大学運営委員会を通じて、全学に共有した。

・調査の種類は、学生実態調査、外部アセスメント調査、DP（ディプロマ・ポリシー）到達度調査に分類され、それぞれの調査結果は、教学 IR における重要なデータとして組織的に分析し、大学評価委員会において点検・評価し、内部質保証推進会議に報告することとしている。

※エビデンス資料

・令和 5（2023）年度　学生の学修成果を点検・評価するための各種調査について

［指定するエビデンス資料］

□IR などを検討する会議体の規則

・内部質保証の推進に関する規程

【自己評価】

・教育の質向上に向けた学生の基本情報や学生へのアンケート結果等を収集・蓄積するなど十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備していると判断している。

2－3. 内部質保証の機能性

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

（1）2－3 の自己判定

「基準項目 2－3 を満たしている。」

（2）2－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

【事実の説明】

1）学部

□アンケートや学生との対話をはじめとする、学修支援、学生生活、学修環境などに対する学生の意見･要望をくみ上げるシステムを適切に整備しているか。

・令和 2（2020）年度大学機関別認証評価において、以下の指摘があった。

> 2-6. 学生の意見・要望への対応
> 全学生を対象とした 「学生満足度調査」に学修支援に関する項目が含まれていないことから、今後は学修支援の満足度も含めた調査を行うことに期待したい。

・上記の指摘を受け、これまで学生サービスの質向上を目的に実施してきた「大学魅力化アンケート」に学修支援の質向上に向けた調査項目を加えて、令和 4（2022）年度より「学生実態調査」へと名称を変更し、入学時、２年生進級時、３年生進級時、４年生卒業時と全学年からの要望・意見収集に努めている。

□学生の意見･要望の分析結果を教育研究や大学運営の改善･向上に反映しているか。

・大学評価委員会は、学生実態調査などのアセスメント調査に関する点検・評価結果を内部質保証会議に報告し、内部質保証推進会議は、報告結果を基に、全学に改善指示を出し、大学運営の改善に努めている。

2）大学院

□アンケートや学生との対話をはじめとする、学修支援、学生生活、学修環境などに対する学生の意見･要望をくみ上げるシステムを適切に整備しているか。

・学修支援に関する大学院生の意見等をくみ上げる仕組みとして、毎年「大学院生による大学院評価」アンケートを実施し、大学院運営委員会にて分析を行っている。

□学生の意見･要望の分析結果を教育研究や大学運営の改善･向上に反映しているか。

・アンケートを通じて得られた大学院生からの意見・要望を基に研究指導の改善に努めると共に、すべての要望に対して対応の必要性の判断および対応の可否も含めて回答を記し、大学院生にフィードバックしている。

※エビデンス資料

・大学ホームページ：2022 年度　学生実態調査アンケート報告書
https://www.daido-it.ac.jp/document/hogo/2023/11_hokokusyo_hp.pdf

・2023 年度「大学院生による大学院評価」点検結果報告書

[指定するエビデンス資料]

□学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など

・自己点検・評価における PDCA サイクルの整備について(2024 年 5 月 8 日大学運営委員会資料)

□学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則

・大学評価委員会規程

【自己評価】

・学部・大学院ともに、学修支援および学生生活に対する学生の意見等をくみ上げるシステムを適切に整備し、教育研究や大学運営の改善・向上に反映していると判断している。

2-3-②　学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

【事実の説明】

□学外関係者に意見・要望を聞き、その分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に生かす努力をしているか。

・高校教員に向けた入試説明会、また、企業に向けたアンケートなどの機会を通じて、本学の教育改善に向けた取り組みを説明するとともに、学外関係者の意見・要望を聴取している。

※エビデンス資料

・2023 年度高校教員に対する大同大学の教育に関するアンケート調査結果について

・2023 年度就職先企業等に対する大同大学教育の成果に関するアンケート調査結果について

[指定するエビデンス資料]

□学外関係者の意見・要望のくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など

・自己点検・評価における PDCA サイクルの整備について(2024 年 5 月 8 日大学運営委員会資料)

□学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則

・外部評価委員会規程を 2025 年度中に制定予定

【自己評価】
・学外関係者からの要望・意見を聴取する取り組みがなされてきた。今後は、それらの意見をさらに効果的に活用できるよう外部評価委員会を設置する予定である。

2-3-③　内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【事実の説明】

□三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に反映しているか。

・内部質保証に関する全学的な方針として、「学長は、①三つのポリシーを起点とする教育の内部質保証、②中長期的な計画を踏まえた大学全体の内部質保証、について、自己点検・評価の結果に基づき、組織的かつ継続的な改善を行う。」と明確に定めている。
・この方針に基づき、大学評価委員会による点検・評価の結果の報告を受けて、内部質保証推進会議が改善・向上方策を策定し、大学運営委員会を通じて学科ごとに必要な改善指示を行う。改善の指示を受けた学科・専攻は、改善策を実行することとしている。

□自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中期的な計画に基づいた大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能しているか。

・令和 2（2020）年度大学機関別認証評価において、以下 2 点の指摘があった。

> a. 三つのポリシーを起点とする学科等ごとの教育の質保証の PDCA サイクルについては、「C（学修成果の可視化）」の確立段階にあるので、「A（改善策の策定・実施）」、更にはその後の改善状況の把握を含めて速やかに実施することが望まれる。
> b. 教育の質保証体制及びそのプロセスが必ずしも明確とはいえないので、PDCA サイクル等に基づいて明確に示すことが望まれる。

・これらの指摘を受け、令和 3（2021）年 9 月に「大同大学内部質保証の方針」および「大同大学内部質保証の推進に関する規程」を制定するとともに、「大同大学自己点検・評価規程」等について、適切な改正を行った。
・令和 5（2023）年には、大学評価委員会の下にアセスメント検討 WG を設置し、アセスメント・ポリシーを見直すと共に、新たにアセスメント・プランを策定し、令和 6（2024）年 4 月に内部質保証推進会議にて承認された。さらに、同会議において、内部質保証のための PDCA サイクルを明確に整備し、その PDCA サイクルに基づき大学運営の改善・向上方策を推進している。

□自己点検・評価、認証評価などの結果を積極的に公表・説明し、学生や学外関係者の理解・支持を得られるよう努力しているか。

・学生の学修成果を様々な観点から点検・評価し、その結果を本学の教育改善・向上に活用することを目的に実施する「学生実態調査」、「外部アセスメント調査」、「DP 到達度調査」をはじめとした各種調査結果については、それぞれの調査結果集計後、直ちに大学ホームページにて公表している。また、各種調査全体を通じた組織的な分析結果につい

ては、「大同大学アセスメント調査結果報告書」として取りまとめ、大学ホームページを通じて広く学内外に公表している。

※エビデンス資料
・大同大学アセスメント・ポリシー
・大同大学アセスメント・プラン
・自己点検・評価における PDCA サイクルの整備について(2024 年 5 月 8 日大学運営委員会資料)

[指定するエビデンス資料]
□三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録
・内部質保証に関する改善項目に係る 2023 年度改善依頼について（2023 年 5 月 31 日 内部質保証推進会議　議事録）
□自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録
・自己点検評価書の改善・向上方策（将来計画）および認証評価において付された参考意見に係る計画について（2022 年 2 月 18 日　内部質保証推進会議　議事録）
□自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など
・大学ホームページ：学修成果の可視化に関する各種調査

【自己評価】
・三つのポリシーについての自己点検・評価の方法は確立し、教育の改善・向上に向けて機能していると判断している。
・大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが確立され機能していると判断している。

[基準 2 の自己評価]
(1)　成果が出ている取組み、特色ある取組み
【2-2-②　IR（Institutional Research）などを活用した十分な調査・データの収集と分析】
【2-3-③　内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性】
・令和 2(2020)年度大学機関別認証評価において以下の指摘を受けた。

> b.教育の質保証体制及びそのプロセスが必ずしも明確とはいえないので、PDCA サイクル等に基づいて明確に示すことが望まれる。

・上記指摘に対し、内部質保証推進の PDCA サイクルを明確に整理するとともに、アセスメント・ポリシーの見直し、アセスメント・プランの制定を行い、学修成果の可視化の指標について確立した。

・また、確実な内部質保証推進のために自己点検・評価に関する改善・向上計画を第1期中期計画に組み込むことで、両者のPDCAサイクルを統一し、全学的に管理している。
・これまでは、それぞれのセクションごとの課題改善を図ることを目的にな調査が行われてきた。それらを、アセスメント・プランにて、内部質保証のための学修成果の可視化指標であると、学内における目的と位置付けを明確にし、さらには、調査内容や調査方法の見直しを図ったことにより、全学的な取組となり、各調査の回答率が大幅に向上した。特に外部アセスメント調査である GPS-Academic（Global Proficiency Skills Program）の令和6（2024）年度 における受検率は、1年生99.6%、新3年生86.8%と全国的にみても高い受検率である。

(2)　自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

【2-2-②　IR（Institutional Research）などを活用した十分な調査・データの収集と分析】

【2-3-③　内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性】

・令和2（2020）年度大学機関別認証評価において以下の指摘を受けた。

> a.三つのポリシーを起点とする学科等ごとの教育の質保証のPDCAサイクルについては、「C（学修成果の可視化）」の確立段階にあるので、「A（改善策の策定・実施）」、更にはその後の改善状況の把握を含めて速やかに実施することが望まれる。

・上記指摘に対し、学修成果の可視化については確立したが、各種調査結果データをどのように評価し、具体的な改善・向上方策に繋げていくのかが今後の課題である。これについては、他大学で導入されている【アセスメントチェックシート】を参考に検討したい。具体的には、各種調査の結果を本学のディプロマ・ポリシーに関連付け、達成度をルーブリック的に評価するものである。これによって、成績にとどまらない外部アセスメントテストなども含めた学生の学修成果の可視化を試みる。

【2-3-②　学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用】

・アンケート等において、外部の関係者に対して意見・要望を聴取しているが、それらの意見を分析し、本学の教育研究や大学運営の改善・向上へ効果的に活用するという面では課題が残る。

(3)　課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

【2-2-②　IR（Institutional Research）などを活用した十分な調査・データの収集と分析】

【2-3-③　内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性】

・アセスメントチェックシートを参考にした取り組みは令和 6（2024）年度から試行的に実施する。
・また他大学では、学生実態調査・授業評価アンケート・OB/OG からのアンケートの回収率等を指標として組み込むことで大学側の調査の取り組み自体を評価する【点検表】も

作成されている。【点検表】の導入は令和 7（2025）年度には実現したい。

・大同大学版【アセスメントチェックシート】および【点検表】を作成し、SABCD の 5 段階で定量的な評価をする仕組みを 2025-2026 年度に整えるとともに、改善・向上方策の実行により、令和 9（2027）年度には全学科・専攻で全点検項目の評価が C 評価以上である状態を目標としたい。

・第 2 期中期計画の最終年度である令和 9（2029）年度には【アセスメントチェックシート】および【点検表】で全学科・専攻において、点検項目の半数が評価 B 評価以上、さらにその 3 割が評価 A 評価以上である状態を目指したい。

【2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用】

・外部評価委員会の設置および委員会規程を制定し、本学における内部質保証のための PDCA サイクルに明確に組み込む。

基準 3. 学生

3－1. 学生の受入れ

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

（1）3－1 の自己判定

基準項目 3－1 を満たしている。

（2）3－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

【事実の説明】

□アドミッション・ポリシーを定め、周知しているか。

1）学部

・本学では、教育目的をもとに入学者受入の方針（以下、「AP」と略記。）を策定している。本学の教育目的については、表 3-1-1～3 のとおり、学則第 1 条に「大同大学の目的」、学則第 3 条 2 項に「学部の目的」、学則第 3 条第 3 項に「学科の目的」として定めている。

表3-1-1　大学の目的

大同大学(以下「本学」という。)は、教育基本法並びに建学の精神と理念に則り、深い専門の学芸の教育研究を通じて、豊かな教養と専門的能力を有する質の高い職業人を育成し、社会と産業の発展に寄与することを目的とする。

表 3-1-2　学部の目的

(1)　工学部は、豊かな教養及び工学に関連する基礎から応用までの十分な学問的知識を有し、創造力に富み主体的に行動できる質の高い専門職業人を育成するとともに、工学を中心とする分野の深い研究を通して新たな知識を創造することを目的とする。 (2)　建築学部は、豊かな教養及び建築学に関連する基礎から応用までの十分な学問的知識を有し、創造力に富み主体的に行動できる質の高い専門職業人を育成するとともに、建築学を中心とする分野の深い研究を通して新たな知識を創造することを目的とする。 (3)　情報学部は、豊かな教養及び情報学に関連する基礎から応用までの十分な学問的知識を有し、創造力に富み主体的に行動できる質の高い専門職業人を育成するとともに、情報学を中心とする分野の深い研究を通して新たな知識を創造することを目的とする。

表3-1-3　学科の目的

(1)　工学部機械工学科は、機械工学に関する基礎から応用までの知識と技術を有し、深い研究を通じて自ら学び、考え、行動できる人材を育成することを目的とする。
(2)　工学部機械ｼｽﾃﾑ工学科は、機械及び周辺技術を融合した「人にやさしい機械」づくりのための教育・研究を通じて、実務で役に立つ創造性に富んだ人材を育成し、社会と産業の発展に寄与することを目的とする。
(3)　工学部電気電子工学科は、電気工学と電子工学に関する基礎から応用までの知識と技術を有し、豊かな人間性を備えた人材を育成するとともに、研究を通して電気電子工学分野の発展に貢献することを目的とする。
(4)　建築学部建築学科は、都市環境及び生活環境の創造・生産・維持活動に関する知識と技術を有し、豊かな人間性を備えた人材を育成するとともに、建築学に関する様々な分野の深い研究を通して新たな知識を創造することを目的とする。
(5)　情報学部情報ｼｽﾃﾑ学科は、情報処理ｼｽﾃﾑや情報通信ｼｽﾃﾑに関する知識と技術を有し、研究から得られる多彩な知恵と創造力をもつて、社会の多方面で活躍できる人材を育成することを目的とする。
(6)　情報学部情報ﾃﾞｻﾞｲﾝ学科は、情報技術を活用した情報ﾃﾞｻﾞｲﾝに関わる実学的な専門知識を有し、社会の変化に対応して商品やｻｰﾋﾞｽの魅力を高められるﾃﾞｻﾞｲﾝ能力を有する職業人を育成するとともに、情報ﾃﾞｻﾞｲﾝに関わる研究を通して新たな価値を創造することを目的とする。
(7)　情報学部総合情報学科は、情報化社会に対応しつつ、ﾋﾞｼﾞﾈｽの中核を担う企画力と実行力を有し、社会と積極的に関わり社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

・これらを踏まえ、AP は、学位授与の方針（以下、「DP」と略記。）、教育課程編成・実施の方針（以下、「CP」と略記。）とともに、教育改革実行委員会にて一体的に定めている。学部の AP を表 3-1-4 に示す。

表3-1-4　学部のAP

大同大学工学部、建築学部および情報学部では、次のような人を広く求めています。
(知識・技能・思考力)
（1）新しいものを創ることに興味をもち、工夫することができる人
（2）専攻する分野を学ぶための基礎的な知識や技能を有している人
(判断力・コミュニケーション力)
（3）広い視野と健全な価値観をもち、決断力と行動力のある人
（4）豊かな感性と表現力をもつ人
（5）人格を尊重しあい、他者と協調できる人
(関心・意欲・態度)
（6）自己の能力向上に意欲をもち、将来の夢や目標を見つけたい人
（7）目標に向かって自己を開拓する意欲を持っている人
（8）学科・専攻の研究領域に興味をもち、専攻する分野の勉学への熱意をもつ人
（9）地域や社会との関わりに興味をもち、発展に貢献したい人

・さらに、学科等の教育内容を踏まえ、求める人材像を明確にした AP をそれぞれ定めている。
・これらの AP は、「入学試験募集要項」に記載するとともに、本学のホームページや大学ポートレートに常時公開している。その他（a）～（g）に示すとおり、高校生やその保護者・高校教員との様々な接触機会を通して周知している。

（a）高校教員を対象とした入試説明会
（b）高校生及びその保護者を対象とした相談会
（c）入試・広報室員による学生募集広報を中心とした高校訪問
（d）本学教員による学科広報を主眼においた高校訪問
（e）オープンキャンパス
（f）高校にて開催される進路ガイダンス
（g）本学教員による高校での「出張授業」

2）大学院
・大学院の AP は、専門の基礎となる知識等及び語学力を有し、創造性豊かで幅広い視野を持つ高度な技術者や研究者を志す学生の受け入れを目指している。大学院の AP を表 3-1-5 に示す。

表 3-1-5　大学院の AP

（１）　工学又は情報学の基礎となる知識を有しているか
（２）　コミュニケーションを行うための基礎となる語学力を有しているか
（３）　各専攻の基礎となる専門基礎知識を有しているか
（４）　各専攻の教育研究分野に対する学修意欲を有しているか
（５）　社会人で、入学後の学修が可能な基礎学力や熱意があるか
（６）　外国人で、入学後の学修に必要な語学力と基礎学力を有しているか

・さらに、工学研究科及び情報学研究科では、AP を専攻ごとに定め、「大学院入学試験要項」に記載し、周知を図っている。
・なお、本学学部に在籍する進学希望者に対しては、事前に大学院進学ガイダンスを開催して専攻ごとに定めた AP を説明し、さらなる周知を図っている。

※エビデンス集
・大同大学のアドミッション・ポリシー
・入学者に関する受け入れ方針（大学院）
・入学試験募集要項 2025
・2025 年度大学院入学試験募集要項

［指定するエビデンス資料］

□アドミッション・ポリシーを示す部分の URL

・大同大学ホームページ：入学者に関する受け入れ方針【学部】
https://www.daido-it.ac.jp/document/hogo/2024/5_kohyo_adpolicy.pdf

・大同大学ホームページ：入学者に関する受け入れ方針【大学院】
https://www.daido-it.ac.jp/document/hogo/2021/kohyo_in_adpolicy_2.pdf

□アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則

・教育改革実行委員会要項

【自己評価】

・教育目的を踏まえて AP を策定しており、それらの周知についても適切に行っていると判断している。

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

【事実の説明】

□アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜制度を整備しているか。

□入学者選抜などを、適切な体制のもとで公正かつ妥当な方法により実施し、その検証を行っているか。

1）学部

・本学では、大学としての AP と、学科・専攻ごとの AP を定めており、後者は、大学 AP の考え方を踏まえたうえで、専門分野に応じて適切に定めている。
・入学者の選抜は、学長を委員長、各学科・専攻長を構成員とし、合議制による入試委員会で審議しており、適切な体制で実施している。
・入試問題の作成にあたっては、学長から委嘱された出題・採点委員で構成される入試問題作成会議によって、作成スケジュールや問題のレベル等を審議しており、適切な体制で実施している。
・合否判定については、教授会にて審議しており、公正かつ妥当な方法で実施している。
・入学者の選抜は、AP に沿って実施している。AP の定める内容は「知識・技能・思考力」、「判断力・コミュニケーション」、「関心・意欲・態度」の項目に区分でき、表 3-1-6 は、本学の入学試験種別と AP 各項目の対応を示したものである。本学の入学試験種別は、大別して、学力検査を主な資料として判定を行う学力系入学試験と調査書や面接による評価を主な資料として判定を行う推薦系入学試験に分類でき、表中に〇で示したとおり学力系では主として「知識・技能」に対応する選抜を行い、推薦系ではそれ以外の AP の各項目に対応した選抜を行っている。
・なお、全ての入学生についての AP の検証は、後述するプレイスメントテスト及び外部アセスメント調査である「GPS-Academic」（株式会社ベネッセ）により実施している。

表 3-1-6　入学試験種別と AP 各項目の対応

入学試験区分	入学試験種別	AP 各項目			
		知識・技能・思考力		判断力･コミュニケーション力	関心・意欲・態度
		新しいものを創ること、工夫をすることに興味をもつ人	専攻する分野を学ぶための基礎的な知識･技能を有している人		
学力系	特別奨学生・M 方式入学試験 前期入学試験 中期入学試験 共通テストプラス入学試験 共通テスト利用入学試験		○		
推薦系	体験授業総合型選抜入学試験 専門高校総合型選抜入学試験 女子特別総合型選抜入学試験 一般推薦入学試験 指定高校推薦入学試験 クラブ推薦入学試験 編入学試験 転入学試験 委託学生入学試験 再入学試験 外国人留学生入学試験	○		○	○

○＝入学試験で評価する項目

・学力系入学試験では、入学後の学修内容を理解するための基礎学力が身に付いているか否かを判定している。試験科目には英語、数学、理科（物理または化学)、国語を設定しており、適切な合格基準の設定の下で、試験種別ごとに試験科目やその数、必須・選択のパターンや配点バランスを変えることにより、また、学科によっては英語や国語の能力を重視した文系型と数学の能力を重視した理系型の 2 種類の試験問題を用意することにより、入学後の学修に十分に対応できる基礎学力を担保しつつ、多様な学力特性を持った学生を受け入れている。
・入試問題は、本学で作成することを基本としている。ただし、「国語」の入試問題の作成に関しては、本学教員で組織する入試問題作成会議が仕様を決め、その使用に従って外部業者が問題作成を作成し、作成された試験問題を入試問題作成会議が点検している。また、採点も本学教員が実施している。
・推薦系入学試験においては、面接時に AP の各項目に必要な能力を測定できるような質問項目を面接員に周知し、それらの質問を行い評価することにより AP に適った学生を受け入れている。
・合否判定に関しては、①得点調整会議、②合否判定会議、③入試委員会、④教授会にて、

試験結果を公正に審議した上で、学長が決定している。
・先述したとおり、全ての入学生に高校までの基礎学力の修得状況を調査するため、入学直後にプレイスメントテストを実施している。その結果、基礎学力が十分でない学生に対しては、基礎学力を向上させる授業の受講を課すとともに、教育開発・学習支援センターでの受講を指導している。
・また、全ての入学生に「GPS- Academic」を実施し、「思考力・判断力・表現力」や「主体性」等を把握するとともに、その結果を、本人及び教員に周知している。
・入学試験制度については、前年度までの入試結果を分析し、試験名称や制度の内容及び学科・専攻毎の入学者計画数などを中心に毎年見直しを行っている。

2) 大学院
・入学者の選抜は、表 3-1-5 で示した大学院の AP に沿って実施している。
・大学院については、事前に大学院進学ガイダンス等を開催し、専攻ごとに定めた AP を説明するとともに、出願前に志望分野の担当教員との事前相談を必ず受けるように指導している。

①修士課程
・一般入学試験では、学力試験と面接を実施し、AP を満たす学生の選抜を行っている。入試問題は、全て本学で作成している。
・推薦入学試験では、本学学部生で成績優秀者が対象であるため基礎知識を有していると判断し、面接により「学修意欲・熱意」を評価し、AP を満たす学生の選抜を行っている。
・合否判定に関しては各専攻で原案を作成したうえ、①大学院運営委員会、②大学院教授会にて、試験結果を公正に審議した上で、学長が決定している。

②博士後期課程
・一般入学試験では、口頭発表と面接を実施し、AP を満たす学生の選抜を行っている。

※エビデンス集（資料編）
・2024 年度中期入学試験合否判定について（2024 年 2 月 29 日　入試委員会　議事録）
・2024 年度入学試験（大学入学共通テスト利用後期、中期、大学入学共通テスト利用ファイナル）の合否判定について（2024 年 3 月 13 日　教授会　議事録）
・2024 年度大学院工学研究科及び情報学研究科修士課程入学試験の合否判定について（2023 年 9 月 7 日　大学院運営委員会議事録）
・2024 年度大学院工学研究科および情報学研究科修士課程入学試験の合否判定について（2023 年 9 月 20 日　大学院教授会議事録）

［指定するエビデンス資料］
□入試方法の検討と検証を行う会議体の規則
・大同大学入試委員会規程

【自己評価】

1）学部

・AP に沿った入学者受入れを実施し、その検証も行っていると判断している。

・入学者選抜などを、適切な体制のもとで公正かつ妥当な方法により実施し、その検証を行っていると判断している。

2）大学院

・AP に沿った入学者受入れを実施し、その検証も行っていると判断している。

・入学者選抜などを、適切な体制のもとで公正かつ妥当な方法により実施し、その検証を行っていると判断している。

3-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【事実の説明】

□入学定員および収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。

1）学部

・本学の学部の入学定員は工学部 320 人、建築学部 190 人、情報学部 305 人、計 815 人である。

・毎年 4 月中に次年度の入学者計画数を策定している。これは、過去の実績や多面的な入試動向調査を基に学科等別に各入試種目の入学者数を計画するものである。適切な学生受入れ数として、教員人数、施設設備の状況や将来的な投資活動等を勘案し、入学定員充足率 110%を入学計画者数として設定している。

・過去 5 年間における入学定員に対する入学者の比率は、工学部で 0.96～1.23 倍、建築学部で 1.03 倍、情報学部で 1.02～1.14 倍、大学全体で 1.04～1.19 倍の範囲であり、5 年間の平均では、工学部で 1.08 倍、建築学部で 1.03 倍、情報学部で 1.08 倍、大学全体で 1.08 倍である。

・入学定員に対して志願者の多い学科等と少ない学科等があるが、過去 2～3 年間の志願動向を反映した学生募集広報を行うことにより、特定の学科等に大幅な定員割れや 1.3 倍を超える大幅な超過が発生しないように努めている。

・学部の収容定員は工学部 1,850 人、建築学部 190 人、情報学部 1,220 人、計 3,260 人である。

・令和 6(2024)年の収容定員に対する在籍学生の比率は、工学部で 1.09 倍、建築学部で 1.02 倍、情報学部で 1.10 倍、大学全体で 1.09 倍である。

2）大学院

・大学院の入学定員は、工学研究科修士課程 24 人、工学研究科博士後期課程 3 人及び情報学研究科修士課程 6 人の計 33 人である。

・過去 5 年間における入学定員に対する入学者の比率は、工学研究科修士課程で 0.83～2.00 倍、工学研究科博士後期課程で 0.00～0.67 倍、情報学研究科修士課程で 0.33～1.00 倍、大学院全体で 0.67～1.61 倍の範囲である。

・過去 5 年間の入学定員に対する入学者の比率の平均は、工学研究科修士課程で 1.62 倍、情報学研究科修士課程で 0.57 倍、修士課程全体で 1.41 倍である。工学研究科博士後期

課程の 0.27 倍を含めた大学院全体では 1.30 倍である。
・大学院の収容定員は工学研究科修士課程 48 人、工学研究科博士後期課程 9 人及び情報学研究科修士課程 12 人の計 69 人である。
・令和 6(2024)年の収容定員に対する在籍学生の比率は、工学研究科修士課程で 1.91 倍、情報学研究科修士課程で 0.50 倍、修士課程全体で 1.63 倍である。工学研究科博士後期課程の 0.44 倍を含めた大学院全体では 1.47 倍である。
・修士課程の定員充足率は専攻ごとに偏りがある。

※エビデンス集（データ編）　【共通基礎様式 2】

【自己評価】
1）学部
・過去 5 年間における入学定員に対する入学者の比率は、工学部で 0.96～1.23 倍、建築学部で 1.03 倍、情報学部で 1.02～1.14 倍、大学全体で 1.04～1.19 倍の範囲であり、5 年間の平均では、工学部で 1.08 倍、建築学部で 1.03 倍、情報学部で 1.08 倍、大学全体で 1.08 倍であり、適切な学生受入れ数を維持していると判断している。
・収容定員に対する充足率は、1.00 倍～1.10 倍の範囲にあり、適切な充足率を維持していると判断している。

2）大学院
・大学院修士課程の入学者数は、過去 5 年間の平均では入学定員に対し 1.30 倍であり、令和 6(2024)年の収容定員充足率は、1.63 倍である。ただし、専攻ごとの定員充足率に偏りがみられる。
・大学院博士後期課程の入学者数は、過去 5 年にわたって入学定員を満たしておらず、令和 6(2024)年の収容定員充足率も 0.44 倍となっているので入学者を確保することが課題である。

［基準 3-1 の自己評価］
（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み
【3-1-①　アドミッション・ポリシーの策定と周知】
・入学試験規程を 2020 年 3 月に制定し、規程に沿って入試運営を実施している。
・高校での「出張授業」に体系的に取り組んでおり、実施回数は毎年増加傾向である。
【3-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証】
・学力系入試入学試験における受験型名称を従来の「Ⅰ型」、「Ⅱ型」からそれぞれ「文系型」、「理系型」に名称変更するなど受験生に分かりやすい入試制度にすることを心がけている。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

【3-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証】

・アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れについて、入学後の学修状況（特に早期休退学者）の検証が十分であるとは言い難い。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

【3-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証】

・入学前までに入手している個人情報（高校名・評定平均・欠席状況など）及び入学直後に実施する学生実態調査等の情報を基に、早期休退学者の傾向を分析し、ミスマッチによる早期休退学者の抑止を図る。

3－2. 学修支援

3-2-①　教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

3-2-②　TA（Teaching Assistant）の活用をはじめとする学修支援の充実

（1）3－2 の自己判定

「基準項目 3－2 を満たしている。」

（2）3－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-①　教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

【事実の説明】

□教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。

1）学部

・「大同大学学生の厚生補導に関する規程」の第 2 条第 1 号で、修学に関することを規定し、第 2 号から第 6 号において学生生活に関すること、第 7 号において就職指導に関することを規定し、関連事務室は内容に従い学修支援を実施している。

・同規程第 3 条において、学生の厚生補導は、学長が指名する副学長が統括及び調整し、学生部長が掌理すること、学生への直接の厚生補導は主指導教員が行いその支援及び事務取扱は教務室、学生室、キャリア支援室が行うことを規定し、教職協働による学修支援体制を明確にしている。

・令和 6（2024）年度から、教学関連の事務窓口を同一フロアに統一し、一本化することで、支援を求める学生の対応をより素早くかつ的確に行う体制を整えている。

・指導教員については、学科専門教育および学修支援全般を担当する主指導教員、及び入学時からのアカデミックスキルを主に支援する副指導教員を設定し、1 名の学生にそれぞれ 1 名ずつ計 2 名の教員が担当する支援体制をとっている。

・それぞれの担当事務室は、大学事務部長と共に年度ごとの厚生補導に関する計画を立て、実施している。

・それぞれの担当事務室は、主管する委員会において審議・決定された事項に基づき、学修支援を実施している。

2）大学院
・学部の厚生補導の規程の運用に準じて、厚生補導を適切に行っている。

※エビデンス資料
・大同大学学生の厚生補導に関する規程

［指定するエビデンス資料］
□学修支援に関する方針･計画
・学修支援に関する方針・計画を 2025 年度中に制定予定
□学修支援に関する会議体の規則
・大同大学教務委員会規程
・大同大学学生委員会規程
・大同大学ｷｬﾘｱ委員会規程
・大同大学教育開発・学習支援センター規程
・大同大学教育開発・学習支援委員会規程

【自己評価】
・学部・大学院ともに、教職協働による学生への学修支援に関する実施体制を適切に整備・運営していると判断している。
・学修支援に関する方針・計画については、策定中である。

3-2-② TA（Teaching Assistant）の活用をはじめとする学修支援の充実
【事実の説明】
□学修支援のために、TA や SA 等を適切に活用しているか。
□オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。
□障がいのある学生への合理的な配慮を行っているか。
□中途退学、休学および留年などへの対応策を講じているか。
1）学部
・「障害者差別解消法」に基づき「大同大学障がい学生支援ガイドライン」を制定し、障がいを持つ学生を組織的に支援する体制を整えている。
・本学では、オフィスアワー制度を導入している。授業担当教員はシラバスに各授業のオフィスアワーの曜日時限を記載している。
・本学の定める「ティーチング・アシスタント（TA）制度」第 1 項において、TA の業務は、学部の講義・実験・演習等の授業の補助業務を担当すると規定し、TA を採用することで学修の成果が高まる授業においては、TA を効果的に活用している。
・「大同大学技術補助員に関する取扱要項」第 2 条において、技術補助員の職務を、教育補助と規定し、専門的な技術補助が必要な授業科目において、効果的に活用している。
・学修支援の充実を図るため、大学院生によるティーチング・アシスタントに加え、学部生によるスチューデント･アシスタント(SA)制度を授業改善の一環として試行しており、SA が必要と思われる授業において、効果的に活用している。

・SA を実施した授業においては、教員と SA にアンケートを実施し、「授業批評」（教育開発・学習支援センター所報）でアンケートの分析結果を報告をしている。
・本学では、基礎学力が十分でない学生の学習を支援するため「教育開発・学習支援センター」を設置しており、1 年次及び 2 年次生を主な対象として、高等学校までの英語、数学、理科（物理及び化学）の各科目について、個別の学習支援や学習相談を行っている。
・1 年次においては各学期の始めに教員及び事務職員が学科等別にガイダンスを実施し、履修方法や卒業要件等の説明及び質疑応答などを行っている。2 年次以上の学生については、ガイダンス期間中に質疑応答の場を設けており、必要に応じて履修相談等を実施している。
・主指導教員は、学生の学業面の問題解決や修学への意欲低下等による留年等を防ぐため、必要に応じて個別面談を実施している。特に半期に 1 回、学科等が定める成績基準を満たしていない学生には学修指導面談を実施しており、状況に応じて保護者の同席を求める場合もある。
・基礎学力が低いと判断される学生に関しては、教育開発・学習支援センターでの個別の学習支援の受講を勧めている。
・学生の学修状況を保護者と共有するため、学業成績表を各学期終了時点で保護者に送付している。また、上述した学修指導面談を実施した場合は、面談実施後、実施した旨を保護者宛に郵送にて報告している。
・全保護者を対象として大学後援会主催の教育懇談会を毎年地区別に開催している。参加した保護者に対しては、主指導教員等が学修状況等に関する個別面談を実施している。
・学生や保護者から提出された修学支援依頼書と医師の診断書・意見書に基づき、学科長（専攻主任）と指導教員、学生部や関係部署が支援のあり方を検討する。学生と保護者の合意を得た配慮文を学科長（専攻主任）・指導教員・教務部長・学生部長名で当該学生の受講する全授業担当教員に共有し、適切な支援を行っている。
・新入生ガイダンスで健康調査（心理テスト）を実施し、入学時の学生の精神的健康実態を調査している。調査結果が呼び出し基準に該当する学生は個別面談を行い、必要に応じて学生相談室の臨床心理士に繋げている。
・主指導教員は新入生意識調査記述シートに基づき、５月上旬を目途に指導学生と面談を行い、心配な特性等がある学生については、学生部に報告し、適切な支援に行っている。
・入学手続き書類のひとつに「健康調査票」があり、保護者は入学前に保健室に伝えたいことを共有している。
・教員及び事務職員を対象とした「障がい学生支援に関わる勉強会」を年１回実施している。
・指導教員が担当する「入門セミナ」「ファースト・イヤー・セミナ」で 2 回欠席した新入生の情報を学生部と共有している。学生部は保護者または当該学生に連絡・面談し、対応している。
・主指導教員は、退学や休学に際しては、指導学生及び保護者と慎重に面談を実施し、学業継続の可能性をできる限り検討したうえ、本人の希望と家庭の事情などを考慮の上、適切に助言をしている。その内容は、報告書として教務部に提出している。

・学生間のコミュニケーションを図ることを目的として、2 年生以上の有志などと共に新入生オリエンテーションを実施している。
・１年次の学生が「入門セミナ」「ファースト・イヤー・セミナ」を 2 回欠席した場合は授業担当教員から学生室へ連絡が入り、学生室から本人または保護者へ状況確認や面談を行うことで、早期退学の防止を図っている。
・上記を始めとする種々の取組によって、以下の表 3-2-1 に示すとおり退学者及び留年者の割合は低い値に抑えられている。

表 3-2-1　退学・除籍・休学・留年者割合(学部)

年度	在籍学生数	退学・除籍者		休学者		留年者	
		人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)
2023 年度	3,592	94	2.62	116	3.23	108	3.01
2022 年度	3,578	83	2.32	97	2.71	116	3.24
2021 年度	3,464	85	2.45	95	2.74	135	3.90
2020 年度	3,472	86	2.48	107	3.08	121	3.49
2019 年度	3,547	115	3.24	111	3.13	130	3.67

2) 大学院
・学部と同様、障がいをもつ学生を組織的に支援する体制を整えている。
・入学時に専攻別で教員と事務職員が新入生にガイダンスを実施し、履修方法や修了要件等の説明を行っている。
・指導教員は、学生生活上の問題や学業面の問題について個別面談を随時実施し、指導学生に対して進路などについて助言を行っている。
・大学院生への学修及び授業支援に対する学生の意見等をくみ上げる仕組みとして「大学院生による大学院評価」アンケートを実施し、授業改善及び研究指導などの改善に利用している。
・本学の退学・休学・留年者の割合の推移は表 3-2-2 に示すとおりである。

表 3-2-2　退学・休学・留年者割合(大学院)

年度	在籍学生数	退学者		休学者		留年者	
		人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)
2023 年度	100	1	1.00	6	6.00	2	2.00
2022 年度	100	5	5.00	2	2.00	0	0
2021 年度	71	1	1.41	4	5.63	2	2.82
2020 年度	58	1	1.72	5	8.62	3	5.17
2019 年度	71	1	1.41	3	4.23	1	1.41

※エビデンス資料
・大同大学技術補助員に関する取扱要項

［指定するエビデンス資料］

□TA、SA などに関する規則

・ティーチング・アシスタント（TA）制度

□オフィスアワーを学生に周知したこと示す文書

・大同大学ホームページ：バックアップ体制
https://www.daido-it.ac.jp/du/kyouiku/backup/

・ATTENTION PLEASE（P.49）

・新入生ガイダンス教務説明資料

□障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況

・大同大学障がい学生支援ガイドライン

□退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則

・大同大学内部質保証の推進に関する規程

【自己評価】

1） 学部

・学修支援のために、TA 及び技術補助員が適切に活用されていると判断している。また、適切な制度構築のため、学部生によるスチューデント・アシスタント制度を試験的に運用している。

・障がいのある学生への合理的な配慮を行っていると判断している。

・オフィスアワー制度を全学的に実施していると判断している。

・中途退学、休学および留年などへの対応策を講じていると判断している。

2） 大学院

・障がいのある学生への配慮を行っていると判断している。

・指導教員により、学生生活上の問題や学業面の問題について包括的に対応している。また、大学院生を対象としたアンケート結果に基づく改善を行っている。

［基準 3－2 の自己評価］

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

【3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備】

・令和 6（2024）年度から、教学関連の事務窓口を同一フロアに統一し、一本化することで、支援を求める学生の対応をより素早くかつ的確に行う体制を整えている。

・主指導教員による指導学生への学修指導面談によって、学修面に支援が必要な学生への支援ができている。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

【3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備】

・大学として掲げる学修支援の具体的な方針は明確になっていない。

【3-2-② TA（Teaching Assistant）の活用をはじめとする学修支援の充実】

・SA に関する規程はない。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

【3-2-①　教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備】

・学修支援の具体的な方針を定める。

【3-2-②　TA（Teaching Assistant）の活用をはじめとする学修支援の充実】

・学修支援体制の充実を図るため、スチューデント・アシスタント制度の正式導入を検討する。

3－3. キャリア支援

3-3-①　教育課程におけるキャリア教育の実施

3-3-②　キャリア支援体制の整備

（1）3－3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

（2）3－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-①　教育課程におけるキャリア教育の実施

【事実の説明】

□キャリア教育を教育課程に取入れ、適切に実施しているか。

1）学部

・「大学設置基準」第 42 条の 2 において、「大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。」と規定している。本学はこの規定に基づき、「教育課程のキャリア教育」を中心として、年度ごとの変化が激しい就活ルール、就職環境に柔軟に対応するため、「教育課程外のキャリア教育」も併せて実施し、以下のとおり対応している。

○教育課程内のキャリア教育

・教育課程内においては、各学科で 1 年次前期に必修科目として開講する「アカデミック・セミナ」（専門動機付け科目）で職業観や働く意義や職種などについて、本学の就職実績を踏まえた説明を行っている。

・インターンシップ（学外研修）は、学生の職業訓練教育とキャリア形成において、社会経験を積むことができる貴重な機会である。平成 24（2012）年度入学生から、全学部学科において教育課程内の選択科目（3 年次後期）として開講している。参加者は、表 3-1 に示すとおり、年度により増減があるものの平均して 70 名前後の学生が参加している。

表 3-3-1　インターンシップ（学外研修）の履修（参加）者数推移

年度	機械	機械ｼｽﾃﾑ	電気電子	建築	情報ｼｽﾃﾑ	情報ﾃﾞｻﾞｲﾝ	総合情報	合計
2019 年度	5	7	19	11	5	15	5	67
2020 年度	新型コロナウイルス感染症のため非開講							
2021 年度	5	4	6	10	7	11	4	47
2022 年度	8	15	10	28	9	12	15	97
2023 年度	3	7	17	27	9	9	0	72

・一部の学科では、専門科目においてキャリア教育科目を開講している。
・本学の専任教員は、実務家教員の比率が高く、企業・官公庁その他における実務経験を通して培われた知識・スキル等を活かして、授業を実施している。

○教育課程外のキャリア教育
・教育課程外のキャリア教育として、4 年一貫の就職支援プログラムを表 3-3-2 に示すとおり実施している。

表 3-3-2　教育課程外のキャリア教育

①就職力アップセミナ（1・2 年次生）
低学年次（1・2年次生）では、各学期（計4学期）の月1回程度、「就職力アップセミナ」を開講している。このセミナは、社会で求められる重要な力の一つである「コミュニケーション力」（読む・書く・聴く・話す）について4学期に亘って学ぶことをベースに、進路決定までの4年間の流れを理解したうえで、低学年次からできる就職活動準備を自ら定めることにより、職業観の醸成を目指している。
②就職ガイダンス（3年次生）
3年次では、この時期を本格的な就職準備活動期と位置づけ、「自己を知る」、「業界・企業を知る」、「就職活動のテクニックを知る」ことを基軸とした年間10回程度の就職ガイダンスを行っている。また、これらと並行して、少人数による「面接・グループディスカッション対策」や「自己紹介書の書き方」等のフォローアップ講座を開催している。
③就職活動支援（4年次生）
4年次では、3年次の末から既に始まっている就職活動期の支援として、学科等の就職指導担当教員及び主指導教員がキャリアセンター職員と連携して学生の就職指導や進路相談に応じている。これらの指導・相談履歴や企業等受験履歴などは、「D-act（就職活動支援サイト）」に集約しており、教職員間の情報の共有や迅速な支援を行える体制を整えている。

2）大学院

○教育課程内のキャリア教育
・学外研修は、学生の職業訓練教育とキャリア形成において、社会経験を積むことができる貴重な機会であり、教育課程内の選択科目（1 年次前期または後期）として開講している。

○教育課程外のキャリア教育
・大学院生に対する就職支援プログラムは学部の 3・4 年次生と共通のプログラムに加え、大学院生向けのプログラムを実施している。

※エビデンス資料
・実務経験のある教員等による授業科目の一覧表
・2024 年度　就職指導年間スケジュール
・大学インターンシップ科目に係る学外学修の取扱に関する要項
・大学インターンシップ科目に係る学外学修の実施に関する要項

[指定するエビデンス資料]
□キャリア支援に関する方針･計画
・キャリア支援に関する方針・計画は 2025 年度中に制定予定
□キャリア支援に関する授業科目名一覧
・キャリア支援に関する授業科目一覧

【自己評価】
・学部・大学院とも、教育課程内外を通じ、社会的・職業的自立に関する支援体制を整備していると判断している。

3-3-②　キャリア支援体制の整備
【事実の説明】
□卒業後の進路に対する相談･助言体制を整備しており、適切に運営している
1）学部
・「大学設置基準」第 42 条の 2 に基づき、「キャリア支援体制の整備」について、以下のとおり対応している。
○キャリア支援体制の整備
・学生のキャリア形成の支援等に関する業務の企画及び連絡調整を担うキャリアセンターを設置している。
・キャリアセンターの責任者であるキャリアセンター長は、教育改革実行委員会（教育の基本方針に関する事柄を審議する会議体）の構成員である。これにより大学内他部署との有機的連携を図っている。
・毎月定例実施するキャリア委員会は、各学科の就職指導担当教員が構成員となっている。キャリア委員会では就職指導に関連した審議を行い、キャリア形成に関連する情報と審議の内容を学科会議等で共有している。
・職業意識の形成や職業人育成を重点にしたキャリア指導は、1 年次から 3 年次までは入学時の主指導教員が行う。4 年次以降は卒業研究配属先の教員が主指導教員となり、就職指導担当教員と連携して実施する体制としている。

2）大学院

○キャリア支援体制の整備

・毎月定例実施する大学院運営委員会において、各専攻長が構成員となり、就職指導を行うにあたっての情報を共有している。

・職業意識の形成や職業人育成を重点にしたキャリア指導は、指導教員が行なっている。

3）学部・大学院共通

○キャリア指導

・前述した主指導教員によるキャリア指導のほか、キャリアセンターでは、将来のキャリア設計のための、きめ細やかなアドバイスを実施するとともに、キャリア相談専門職員（キャリア・アドバイザー資格保有者）や企業勤務の経験を有する専門職員を配置し、実践的な支援を展開している。

○資質向上を目的とした資格取得・就職支援講座の実施

・学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力の育成とキャリアアップを目的として、就職活動支援講座を 4、及び資格取得支援講座を 29 の合計 33 講座を教育課程外の講座として開講している。

・就職活動支援講座は公務員試験対策講座を 2、筆記試験対策講座を 1、しごとの役立講座を 1、資格取得支援講座は国家資格に関する講座を 13、民間資格に関する講座を 11、公的資格に関する講座を 2、語学資格に関する講座を 2、開講している。

・なお、以上の資格取得講座の受講料及び資格試験の受験料の一部は、本学後援会の援助を受けて学生に返還している。

表 3-3-3　2023 年度　資格講座開講一覧

	講座名		講座名
1	基本情報技術者試験合格講座《2023 夏開講》	18	第 3 種電気主任技術者試験合格講座《2024/2 開講　2024/8,　2025/3 試験》
2	基本情報技術者試験合格講座《2024 春開講》	19	技術士第一次試験(専門科目：建設部門)合格講座
3	IT パスポート試験合格講座《秋期》	20	毒物劇物取扱者試験(一般)合格講座
4	CAD 利用技術者試験(2 級)合格講座《前期》	21	臭気判定士試験直前対策合格講座
5	CAD 利用技術者試験(2 級)合格講座《後期》	22	秘書技能検定試験(2 級)合格講座
6	3 次元 CAD 利用技術者試験(2 級)合格講座	23	MOS 試験(Word2019)合格講座
7	応用情報技術者試験支援添削講座《春期》	24	MOS 試験(Excel2019)合格講座
8	応用情報技術者試験支援添削講座《秋期》	25	TOEIC(R) L&R 対策講座《前期》
9	宅地建物取引士試験合格講座	26	TOEIC(R) L&R 対策講座《後期》
10	２級建築士合格講座	27	スカイプ英会話講座(日常会話入門 4 ヶ月コース)
11	インテリアコーディネーター(1 次試験)合格講座	28	スカイプ英会話講座(ブラッシュアップ 4 ヶ月コース)
12	インテリアプランナー(学科試験)合格講座	29	【Web 開講】しごとに役立つ 25 講座受け放題
13	カラーコーディネーター検定(スタンダードクラス)合格講座	30	公務員試験対策講座(基礎講座)
14	カラーコーディネーター検定(アドバンスクラス)合格講座	31	公務員試験対策講座(応用講座)
15	CG-ARTS 検定(CG クリエイターベーシック･Web デザイナーベーシック)合格講座	32	就活選考　筆記試験対策講座
16	危険物取扱者試験(乙種第 4 類)合格講座	33	第 3 種電気主任技術者試験合格講座《2024/2 開講　2024/8,　2025/3 試験》
17	【Web 開講】第 2 種電気工事士(筆記・技能試験)合格講座		

○迅速な求人情報の提供と就職支援
・本学は、学生が学内及び自宅のパソコンから本学に届いている求人情報を即時に閲覧できるシステム（D-act）を構築している。主指導教員、学科等就職指導担当教員、キャリアセンター職員が、その求人情報を基に学生に個別指導を行っている。
・D-act では、学生は就職活動状況や合否結果等を入力し、教職員は学生の相談内容を記録する。教員及びキャリアセンター職員は学生個々の就職活動状況の情報を把握し、適切かつ迅速な就職支援を実施している。

○学内企業説明会等
・大学が実施するキャリア支援の一環として、企業を招待する学内企業説明会等を開催している。令和 5 年（2023）年度は 590 社の企業が参加した。

○保護者に向けた就職活動の説明
・就職支援は、大学だけでなく保護者の協力も必要と考えている。毎年、全学年の保護者を対象とした教育懇談会において、就職活動の現状・大学の就職支援プログラム等に関する説明を行っている。
・就職活動の開始を間近に控えた学生（2・3 年次生）を持つ保護者に対し、現在の就職活動のルールや保護者の心構え等を伝えることを目的として、平成 29（2017）年 12 月から保護者向け就職セミナーを開催した。このセミナーは好評であったため、継続的に開催している。現在は、オンデマンド形式で実施している。

※エビデンス資料
・2024 年度　就職斡旋の基本方針

[指定するエビデンス資料]
□キャリア支援に関する会議体の規則
・大同大学ｷｬﾘｱｾﾝﾀｰ業務運営規程
・大同大学ｷｬﾘｱ委員会規程
□教育課程外のキャリア支援のための講座ガイダンスなど一覧
・資格講座実施要項
・大同大学公式ホームページ,「資格講座案内 2024」
https://www.daido-it.ac.jp/document/syusyoku/shikaku/2024/shikakukouza2024.pdf

【自己評価】
・卒業後の進路に対する相談・助言体制を整備しており、適切に運営していると判断している。

[基準 3－3 の自己評価]
(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み
【3-3-①　教育課程におけるキャリア教育の実施】

後述する課題とも関連するが、これまでのインターンシップはもとより、産学協議会が定めた、インターンシップに定義されない「オープン・カンパニー」、「キャリア教育」（以下、「仕事体験」という。）も重要であり、参加を促す各種取組を実施している。その結果、令和 3（2021）年度卒業生は、新型コロナウイルス渦の影響により参加者は、減少したが、その後、増加傾向にある。

表 3-3-4　インターンシップ（単位付与なし）・仕事体験参加者数の推移

	２０２０年度（全員）	２０２１年度（全員）	２０２２年度（全員）	２０２３年度（全員）
参加した	５１％（平均３．４８社） はじめての参加時期 ４～７月　２１％ ８～９月　４３％ １０月～１２月　１９％ １月～２月　１８％	３９％（平均３．７２社） はじめての参加時期 ４～７月　１４％ ８～９月　２６％ １０月～１２月　２９％ １月～２月　３１％	５０％（平均４．２社） はじめての参加時期 ４～７月　２６％ ８～９月　３３％ １０月～１２月　２５％ １月～２月　１６％	５９％（平均４．７社） はじめての参加時期 ４～７月　２１％ ８～９月　４０％ １０月～１２月　２１％ １月～２月　１４％
参加しない	４９％	６１％	５０％	４９％

【3-3-②　キャリア支援体制の整備】

学生へのアンケートの結果から、就職活動においては保護者からの影響が大きいことが明らかになっている。但し、就職活動の環境は年々変化しており、保護者世代が就職活動を行った時代の状況とは大きく乖離している。このギャップを埋めるために、平成 29（2017）年 12 月から保護者向け就職セミナを開催している。現在は、オンデマンド形式で開催しているが、毎回 600～700 回再生されており、多くの保護者に就職活動の現状を伝えることができている。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

【3-3-①　教育課程におけるキャリア教育の実施】

令和 2（2020）年度に実施された認証評価において、「インターンシップは、企業研究、職場感の経験などの点でキャリア支援に有用であることから、今後の参加者数の増加に期待したい。」との指摘があった。

【3-3-②　キャリア支援体制の整備】

本学のキャリア教育は、教育課程内と教育課程外での取り組みを合わせて実施している。

教育課程外の取り組みについては、授業と異なり任意参加のため、参加率が低い取組もある。そのため、必要事項が伝えられていない学生もいる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

【3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施】

単位制インターンシップについては、参加企業数の減少、参加学生の減少などの課題がある。単位付与に伴う制約（拘束時間の長さ）が主要因と考えられるため、対応策としては研修期間の見直し（例：10 日間→5 日間）が有効であると考えられる。但しこうした研修期間の見直しは、単位数の変更（2 単位→1 単位）を伴い、結果として教育課程全体に影響する。近年、インターンシップを契機とした採用が活発になっているが、長期的な動向については不透明であるため、教育課程への影響を伴う単位制インターンシップの変更については、今後の状況を判断しつつ慎重に対応したい。

単位が付与されないインターンシップおよび仕事体験については、職業観育成の重要な取り組みである。学生の参加者数を増加させるために、令和 4（2022）年度から、夏季にインターンシップ・仕事体験を実施する企業説明（仕事体験・インターンシップフェア）を学内で、実施している。実績は以下のとおりである。

表 3-3-5　仕事体験・インターンシップフェア　参加者数推移

開催年度	実施日	参加企業数	参加学生数
2022	2022 年 6 月 27 日（月）～ 6 月 29 日（水）	45 社	285 人
2023	2023 年 5 月 20 日（土）	107 社	459 人
2024	2024 年 5 月 18 日（土）～ 5 月 19 日（日）	237 社	583 人

また、令和 6（2024）年度より、キャリアセンター主催で夏季休業期間中に職員が同行し、大学発でバス等に乗って企業に行き仕事体験ができる「仕事体験ツアー」を実施した。

今後は、こうした単位が付与されないインターンシップおよび仕事体験が主流となることが想定されるため、参加状況を把握し、タイムリーな指導を行い、参加者のさらなる増加を図りたい。

【3-3-② キャリア支援体制の整備】

教育課程外で実施している取組の中でも、最低限必要な内容を学生に伝えられるような取組をできるだけ早い段階で導入したい。

3－4. 学生サービス

3-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 3－4 の自己判定

「基準項目 3－4 を満たしている。」

(2) 3－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 学生生活の安定のための支援

【事実の説明】

□学生サービス、厚生補導の為の組織を設置しているか。

□学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスを、学生の多様性に配慮して適切に行っているか。

□奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。

1）厚生補導

・「大同大学学生の厚生補導に関する規程」第 3 条において、学生の厚生補導は、学長が指名する副学長が統括及び調整し、学生部長が掌理すること、学生への直接の厚生補導は主指導教員が行い、その支援及び事務取扱は教務室、学生室、キャリア支援室が行うこと、を規定している。

・本学は、学生が円滑な学生生活を送れるように、学生委員会を置き、学長が指名する副学長が統括及び調整し、学生の厚生補導の運営に関することを審議している。学生委員会は、委員長を学生部長、副委員長を学生部次長として、各学科及び教養部から各 1 人、担当事務の室長を構成員としている。

・学生部長及び次長を、教員から選出し、学生部長は厚生補導の運営に関すること、厚生施設・運動施設の管理運営などを総括し、次長がこれを補佐している。

・教員間で指導内容及び学生対応の共有化を図るための「学生厚生補導ガイドブック」を作成している。

・学生と主指導教員とのコミュニケーションを図るために、学生諸費を設けている。

・平成 25（2013）年度新入生から 1 泊 2 日の学外共同生活を通して、学生間及び学生・教員間のコミュニケーションを図り、今後の大学生活の学生間の交友関係や学生への支援体制を構築するために、オリエンテーション合宿を機械工学科と情報デザイン学科の 2 学科で試行的に開始し、以来毎年継続して実施している。平成 28（2016）年度までには、総合機械工学科（現機械システム工学科）及び建築学科、総合情報学科経営情報専攻が加わっている。令和 3（2021）年度以降は、宿泊形式ではなく、学内キャンパスツアー形式に変更して実施している。この企画には、電気電子工学科及び情報システム学科、かおりデザイン専攻も加わり、全学科専攻が参加している。

・学生に対する福利厚生施設としては、食堂（3 箇所）、売店、学生ホール、学生多目的ホール、ロッカールーム、自習室、石井記念体育館、滝春グラウンド、スポーツコート、クラブ部室などがある。学外には元浜野球場とサッカー・ラグビー場などがある。

・平成 25（2013）年 4 月から、全学生を対象にＩＣ学生証（電子マネー機能付）を導入し、学内の食堂・売店の施設や自動販売機をキャッシュレスで利用できるようにした。

・平成 27（2015）年度から学生の保護者組織である大同大学後援会援助の下、食育の見地から、100 円朝食の実施を開始した。当初は 1 日 60 食限定であったが、学生や後援会からの要望もあり、平成 28（2016）年度からは提供時間を短縮したうえで、時間内であれば食数無制限で提供することに変更した。その結果、1 日平均 100 食を超える提供数となり、好評を得ている。

・また、同様に後援会援助の下、令和元（2019）年度から 2 時限の授業から受講する学生を対象に 100 円朝カレーの販売を開始した。徐々に口コミで評判が広がり、今ではこれも 1 日平均 100 食を超える提供数となっている。

・令和 3（2021）年度 から新棟 X（クロス）棟の供用がスタートした。アクティブラーニングを意識して、空間的に開かれた「ラーニングコモンズ」と呼ばれる場所を随所に配置した。それぞれのラーニングコモンズは、教職員との相談に適する場所、グループワークなど大人数の活動に適する場所等、空間の特徴がそれぞれ異なっている。同様に、この X 棟では一人でいるのに居心地のいい場所、友人同士で歓談するのに適した場所等、様々な学生を想定した場所の設計を行った。それぞれの場所に配置された机や椅子などもバラエティーに富んでいる。そのため、この X 棟では、誰もが「自分の居場所」を見つけられると考えている。
・学生の多様性に配慮して、「通称名の学内使用」許可や男女共用トイレ「みんなのトイレ」を 2 か所設置している。

2）経済的支援
・経済的支援策は、本学の奨学制度と公的機関による支援の二本柱である。本学の奨学制度は、表 3-4-1 に示すように学部学生に対して 7 種類、大学院学生に対し 4 種類ある。また、公的機関による支援は、表 3-4-2 に示すように日本学生支援機構の奨学制度を主とし、学部学生及び大学院学生がこれを活用している。また、表 3-4-3 に示すように文部科学省の修学支援新制度は学部学生がこれを活用している。
・大学院学生に対しては、大学院の授業料を国立大学法人並みに抑え、在学中の負担を軽減している。また、本学の学部を卒業した学生、飛び級による入学を許可された学生の入学金を免除している。それ以外に TA 制度により大学院学生を TA として雇用しており、教育現場での体験を通して成長する機会を提供するとともに、経済的な負担を軽減できるよう配慮している。

表 3-4-1　本学の奨学制度

	種　　類		給付・貸与金額	期間等	返還方法・期間
学部	入学時特別奨学生	第 1 種	授業料及び施設設備費の全額給付	最短修業年限	返還義務なし
		第 2 種	年額 60 万円給付		
	入学時スポーツ特別奨学生	第 1 種	年額 60 万円給付	最短修業年限	
		第 2 種	入学金全額給付	入学時のみ	
	在学生学業特別奨学生		年額 12 万円給付	年 1 回	
	在学生スポーツ特別奨学生		年額 22 万円給付	最短修業年限	
	学業奨励生		1 万円の金品	年 1 回	
	一般貸与奨学生		月額 3 万円貸与	最短修業年限	最長 10 年間（無利子）
	緊急時貸与奨学生		授業料、施設協力費及び実験実習費の年額 1/2 相当額貸与	在籍期間中の 1 学期限り	最長 5 年間（無利子）

	種　　類		給付・貸与金額	期間等	返還方法・期間
大学院	入学時特別奨学生	第1種	授業料及び施設設備費の全額給付	最短修業年限	返還義務なし
		第2種	授業料及び施設設備費の半額給付		
	一般奨学生		月額6万円貸与	最短修業年限	最長15年間（無利子）
	博士後期課程特別奨学生		年額20万円給付	最短修業年限	返還義務なし
	提携教育ローン利子補給奨学金		提携教育ローンの累計利用金額に係る当該年度4月から3月までの支払い利子額の全額または半額給付	年1回	返還義務なし

表 3-4-2　日本学生支援機構奨学生数状況

	学　部　学　生				
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
第1種貸与（人）	448	482	490	454	467
第2種貸与（人）	791	759	782	758	746
給付（人）	204	254	305	301	333
人数（合計）	1,443	1,495	1,577	1,513	1,546
在学生数（人）	3,472	3,464	3,578	3,592	3,570
貸与人数／在学生数（%）	35.7	32.8	35.6	33.7	34.3

	大　学　院　学　生				
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
第1種貸与（人）	14	18	28	27	24
第2種貸与（人）	1	1	1	1	1
給付（人）	－	－	－	－	－
人数（合計）	15	19	29	28	25
在学生数（人）	58	71	100	100	100
貸与人数／在学生数（%）	25.9	26.8	29.8	25.0	35.2

※2024年度は11月末現在のデータ。

表 3-4-3　修学支援新制度認定学生数状況

	学　部　学　生				
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
第Ⅰ区分（人）	106	138	175	175	164
第Ⅱ区分（人）	50	64	65	65	67
第Ⅲ区分（人）	34	27	36	46	57
第Ⅳ区分（人）（多子世帯）	－	－	－	－	7
第Ⅳ区分（人）（理工農系）	－	－	－	－	30
人数（合計）	190	229	276	286	325
在学生数（人）	3,472	3,464	3,578	3,592	3,570
給付人数／在学生数（%）	5.5	6,6	7.7	8.0	9.1

※2024 年度は前期末現在のデータ。

3）課外活動支援

・「大同大学課外活動に関する規程」において、課外活動を「学生会執行委員会､その他の学生会諸機関及び下部組織の行う日常活動並びに学生の文化及び体育関係諸団体の活動等､正課外の学生活動である」と規定している。
・学生の文化及び体育関係諸団体である部､同好会､研究会（以下、「クラブ」という。）への助言や指導を行うため、教員または事務職員がその顧問を務めている。
・「大同大学課外活動援助に関する内規」を定め、クラブ活動においては連盟登録費、大会参加費、クラブ活動に必要な物品購入などの費用を各クラブからの申請に基づき援助している。
・クラブ活動のために利用できる施設として、体育館、グラウンド、スポーツコート、クラブハウスがある。体育館には管理者を常駐させ、学生の安全確保と運営管理にあたっている。
・各クラブ代表者が参加するリーダースキャンプを毎年 8 月に実施し、現役及び次期リーダーの 2 人が参加することにより、クラブ相互の親睦と次期リーダーの研修及び養成を行っている。また、学生部長、学生委員会委員及び事務職員も参加して、各クラブからの意見・要望などを把握するとともに、助言や指導を行っている。
・クラブ活動の活性化を図るため、年 1 回、学生によるクラブ活動報告会を実施し、学生部長が優秀者及び優秀クラブを表彰している。

4）健康相談、心的支援、生活相談

・学校保健安全法第 8 条及び第 9 条に基づき、保健室において心身の健康に関し、健康相談を行うとともに、保健指導を行っている。
・平成 28（2016）年に制定した「大同大学障がい学生支援ガイドライン」に基づき、授業

のおける配慮等を行うとともに、障がい学生支援を行っている。

・同法第 5 条に基づき年 1 回定期的に実施する健康診断を通じて、健康相談・保健指導を以下の①～④のように、実施している。

① 受診表に、身体的、精神的悩みの記入欄を設けて、学生の記述がある場合、保健室勤務の看護師が学生と面談を実施し、助言や指導を行っている。また、継続的な支援が必要な場合は、学生相談室勤務の臨床心理士とともに支援を行っている。

② 健康診断結果に異常のある学生に対しては、保健室で再検査の受診などを指導している。

③ 肥満度（ＢＭＩ）27 以上、高血圧の学生には、保健室で食生活、運動、生活習慣などについて指導を行い、定期的に面談し、経過観察をしている。

④ イッキ飲み死亡事故防止のため、新入生にはガイダンス時にアルコール体質判定をするパッチテストを実施している。さらに、アルコールの基礎知識のパンフレットを配布し、体質ごとの対処法について保健室で指導している。

・健康診断の受診状況は表 3-4-4 のとおりである。

表3-4-4　　健康診断受診状況

	学　部　学　生				
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
学生数(人)	3,444	3,464	3,578	3,592	3,570
受診者数(人)	3,199	3,300	3,390	3,367	3,229
受診率(%)	92.9	95.3	94.7	93.7	90.4
BMI27以上(人)	282	264	233	234	264

	大　学　院　学　生				
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
学生数(人)	58	71	100	97	100
受診者数(人)	50	68	91	89	89
受診率(%)	86.2	95.8	91.0	91.8	89.0
BMI27以上(人)	5	10	12	9	9

・学生相談室は、健康医療相談を校医 1 人で月 1 回、精神的相談を臨床心理士（非常勤）のカウンセラー3 人で週 3 回実施している。

・教員及び事務職員への啓発と学生への生活指導の支援のために、学生支援に関わる勉強会を年 1 回実施している。

※エビデンス資料
・学生の厚生補導に関する規程
・キャンパスマップ 2024
・2024 年度学生厚生補導ガイドブック

［指定するエビデンス資料］
□学生生活支援に関する方針･計画
・学生生活支援に関する方針・計画を 2025 年度中に制定予定
□学生生活支援に関する会議体の規則
・大同大学学生委員会規程
□学生の課外活動の支援に関する規則
・大同大学課外活動に関する規程
・大同大学課外活動援助に関する内規
□奨学金に関する規則
・大同大学大学院提携教育ローン利子補給奨学規程
・大同大学在学生学業特別奨学規程
・大同大学入学時特別奨学規程
・大同大学入学時スポーツ特別奨学規程
・大同大学総合･推薦型入学時特別奨学規程
・大同大学在学生スポーツ特別奨学規程
・大同大学大学院修士課程入学時特別奨学規程
・大同大学学業奨励生規程
・大同大学貸与奨学規程
・大同大学大学院一般奨学生規程
・大同大学大学院博士後期課程特別奨学規程

【自己評価】
・学生サービス、厚生補導のための組織を適切な形で設置していると判断している。
・学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスを、学生の多様性に配慮して適切に行っていると判断している。
・奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っていると判断している。

［基準 3－4 の自己評価］
（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み
【3-4-① 学生生活の安定のための支援】
・早期に仲間をつくり、キャンパスに慣れることを目的として、新入生オリエンテーション週間に実施している。グループでキャンパスを回遊し、各学科独自のゲームをクリアしながらゴールを目指す。先輩もサポーターとして参加し、クラブの紹介もある。
・朝食支援として、100 円朝食を 1 年間を通して実施している。1 食 400 円のメニューを後

援会から 300 円の援助を受け、学生は 100 円で食べることができる。和食・洋食・カレーがあり、好評を得ている。
・全国学生カート選手権で史上最多 6 回目の総合優勝を誇る本学レーシングカート部の全面協力を得て、サーキットを貸切、学内の大会を実施している。100 名ほどの学生が参加している。
・大同病院・大同クリニックの協力を得て、学内で実施している。学内で実施するため、予約が簡単で、待ち時間が短く、手軽で安全に接種ができる。なお、接種料金は後援会から半額の援助がある。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など
【3-4-① 学生生活の安定のための支援】
・学生生活支援に関する方針・計画が纏まっていない。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定
【3-4-① 学生生活の安定のための支援】
・学生生活支援に関する方針・計画を纏め、公開する。

3－5. 学修環境の整備

3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営
3-5-② 図書館の有効活用
3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

（1）3－5 の自己判定
基準項目 3－5 を満たしている。

（2）3－5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）
3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営
【事実の説明】
□教育研究上の目的の達成のために必要な校地、校舎などの施設・設備を整備し、適切に管理運営しているか。
□快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。
○校地
・校地の面積は、表 3-5-1 のとおり基準面積を十分に満たしている。

表 3-5-1 校地面積

校地面積(㎡)	設置基準上必要な面積(㎡)
49,608.23	32,600.00

・本学のキャンパスは、名古屋市南区滝春町（滝春キャンパス）と白水町（白水キャンパス）の 2 箇所に配置していたが、令和 2（2020）年に滝春キャンパスと公道を挟み隣接する旧第 2 滝春グラウンド跡地（13,767.38 ㎡）に第 4 講義・実験棟（X 棟）を建設し、

令和 3（2021）年に白水キャンパス（5,713.87 ㎡）の廃止を経て、全ての講義・実験棟は 1 箇所のキャンパスへ集約され、各施設・設備は全ての学生へ開放されている。

○運動場

・本学の運動場について表 3-5-2 に示す。

表3-5-2　運動場

名　　称	面　積（ ㎡ ）	所　在　地	交　通※
滝春グラウンド	16,061.85	名古屋市南区滝春町9-8他8筆	徒歩3分
元浜グラウンド	20,890.00	東海市元浜町12-6	バス15分
東小山グラウンド	9,000.00	知多市金沢字東小山10、17	バス25分

※大学キャンパスからの所要時間を示す。

・滝春グラウンドは、令和 3（2021）年に人工芝化の改修工事を行った。競技種目は、従来のサッカー・軟式野球に加えフットサルも競技ができるよう区画整備を行い、授業・課外活動や各種イベント利用の多目的グラウンドとして使用している。
・元浜グラウンドは、硬式野球場を有している。
・東小山グラウンドは、多目的グラウンドとして使用している。

○校舎等施設

・校舎は、表 3-5-3 のとおり基準面積を十分に満たしている。

表3-5-3　校舎面積

延べ床面積(㎡)	設置基準上必要な面積(㎡)
55,290.85	42,576.60

・講義室については、授業収容人数が 50 人未満を 14 室、50 人以上 100 人未満を 18 室、100 人以上 200 人未満を 13 室、200 人以上を 3 室、大学院の講義室を 9 室有している。また、パソコンを配置した情報演習室を 18 室、製図室を 4 室有している。
・学生の自学自習及び憩いの場として、自習室を 2 室、ラーニングコモンズ（LC）の場を 5 ヶ所、学生ホールを 5 ヶ所、学生ロビーを 1 ヶ所、学生ラウンジの場を 12 ヶ所、設置している。
・体育館の 1 階にはハンドボール、バレーボール、バスケットボール、バトミントンの競技ができるメインアリーナを配置し、2 階には柔剣道、卓球、ダンス等ができるサブアリーナとアスレチックマシンを設置したトレーニングルームがある。このほか、シャワー室、トイレ、更衣室を設置している。
・情報サービス施設及び付属施設については、学内各所で利用可能な有線及び無線ネットワークを備え、情報演習室および自習室にパソコンを 995 台、プリンタを 53 台設置している。
・研究施設については、教員一人当たり居室である研究室以外に、卒業研究指導も含めた研究に使用する標準実験室及び大型実験室を備えている。また、研究・社会連携推進センターには、物理・化学分析機器及び強度試験機等を備えた共同利用実験室を備えてい

る。

・図書館及び本学の主要な施設概要は表 3-5-4 のとおりである。

表3-5-4　大同大学キャンパス建物

No.	名称	延べ床面積	主要施設
1	本館（A棟）	14,366.17㎡ （14階建）	〈1階〉学生ﾎｰﾙ、Dｻﾎﾟｰﾄｵﾌｨｽ（学生総合窓口）、保健室、学生相談室、非常勤講師控室、応接室、防災ｾﾝﾀｰ 〈2階〉学長室、監事室、学生ﾎｰﾙ、自習室、交流室、会議室 〈3階〉法人・大学事務室、応接室、更衣室 〈4～13階〉教員研究室、特任教員室、標準実験室、大学院生研究室・講義室、会議室、防災倉庫、印刷室 〈14F〉学生食堂、交流室、談話室、同窓会・後援会室
2	第１講義棟（B棟）	7,574.74㎡ （4階建）	〈1階〉学生ﾎｰﾙ、学生食堂、売店、展示室、ATM 〈2～4階〉講義室、自習室、ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ演習室、情報ｾﾝﾀｰ情報室
3	ｺﾞﾋﾞｰﾎｰﾙ（C棟）	484.59㎡ （2階建）	学生食堂、講義室
4	第1実験棟（D棟）	6,379.67㎡ （3階建）	〈1階〉創造製作ｾﾝﾀｰ、大型実験室 〈2階〉実験・実習室、情報演習室 〈3階〉教員研究室、化学・物理実験室、製図・講義室
5	第2実験棟（E棟）	1,883.13㎡ （3階建）	〈1階〉共同研究実験室、実験・実習室 〈2～3階〉情報演習室、同窓会事務室、教職員組合事務室
6	図書館（M棟）	3,589.94㎡ （5階建）	〈1F〉ｻｰﾋﾞｽｶｳﾝﾀｰ、図書閲覧室、AVﾗｳﾝｼﾞ 〈2～3F〉図書閲覧室、ｸﾞﾙｰﾌﾟAV・閲覧室、研究者閲覧室、研究個室、AV編集室、ﾏｲｸﾛ資料室 〈4F〉会議室
7	石井記念体育館 （N棟）	3,387.77㎡ （2階建）	〈1F〉ﾒｲﾝｱﾘｰﾅ、ｽﾎﾟｰﾂ室、ｼｬﾜｰ・ﾛｯｶｰ室、管理人室 〈2F〉ｻﾌﾞｱﾘｰﾅ、ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞﾙｰﾑ、ﾗﾝﾆﾝｸﾞ走路、客席
8	学生ﾛｯｶｰ棟（P棟）	409.77㎡ （3階建）	学生ﾛｯｶｰ室、産学連携共同研究室
9	第1ｸﾗﾌﾞﾊｳｽ棟 （Q棟）	804.00㎡ （3階建）	学生ｸﾗﾌﾞﾊｳｽ(部室、学生会、大学祭実行委員会)
10	第2ｸﾗﾌﾞﾊｳｽ棟 （R棟）	427.45㎡ （2階建）	学生ｸﾗﾌﾞﾊｳｽ(部室、ﾐｰﾃｨﾝｸﾞﾙｰﾑ)
11	第3講義・実験棟 （S棟）	5,795.69㎡ （6階建）	〈1階〉学習支援ｾﾝﾀｰ、大型実験室、におい・かおり研究ｾﾝﾀｰ 〈2～3階〉講義室、演習室 〈4～6階〉教員研究室、大型実験室、実験・実習室、標準実験室、大学院生研究室
12	第4講義・実験棟 （X棟）	14,820.63㎡ （4階建）	〈1F〉学生ﾎｰﾙ、学生ﾛﾋﾞｰ、LC、大型実験室、実習・演習室、ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ演習室、製図室、非常勤講師控室、ﾓｰﾀｰ研究ｾﾝﾀｰ 〈2F〉講義室、LC、ﾗｳﾝｼﾞ 〈3F〉講義室、教員研究室、標準実験室、大学院生研究室・講義室、会議室、LC、ﾗｳﾝｼﾞ 〈4F〉教員研究室、標準実験室、大学院生研究室・講義室、会議室、会議室、印刷室、LC、ﾗｳﾝｼﾞ、防災倉庫

○施設設備の運営・管理

・大学施設設備全般に係る維持管理については、総務部管財室が施設管理の責任を担い、実験設備に係る維持・管理については担当教員がこれに当たっている。また、施設設備を運営する各部署等と連携し、適切な運営・管理に努めている。
・講義室、コンピュータ演習室、体育館、運動場の利用管理は、各担当部署が授業カリキュラム、時間割表等に基づき、円滑に実施している。学科の実験室は、各担当教員が運営・管理している。
・全ての建築物は、現行の耐震基準を満たしている。
・設備保守管理については、電気の受電設備、消防設備（消火器、避難器具等）、エレベータ等に関して電気事業法、消防法、建築基準法等に基づく定期点検を行い、災害の未然防止に努めている。
・環境衛生の維持管理については、飲料水残留塩素の週 1 回測定、及び関係諸法に基づく貯水槽の年 1 回定期清掃を行い、保健所の検査を受けるなど水質の安全性を確認している。法定特定建築物指定の A 棟、B 棟、X 棟は、所定の環境測定を行い保健所へ報告するなど、適正な維持管理に努めている。
・安全・防災に係る諸問題への対処・対策については、総務部総務室を事務局とした安全衛生委員会及び防火・防災管理委員会で検討している。後者の委員会で、火災・地震・津波を想定した訓練を計画し実施している。

□ICT 環境を適切に整備しているか。

・本学の電算機システムおよびキャンパスネットワークシステムの大規模更新は、各学科等の代表者で構成される情報委員会が、学長より諮問を受けて立案し実行している。
・また小規模な維持更新も各学科等からの要望も情報委員会で検討・審議され実行している。

[指定するエビデンス資料]

□施設･設備の管理に関する規則

・学校法人大同学園施設管理規程

□ICT環境について学生に周知したことを示す文書

・情報センターハンドブック 2024
・大同大学公式ホームページ　情報センター
https://www.daido-it.ac.jp/center/information/

【自己評価】

・「大学設置基準」を上回る校地・校舎を有し、快適な学修・ICT 環境は十分に整備され適切に運営・管理し、かつ有効に活用していると判断している。
・施設は、全ての建築物について現行の耐震基準を満たしており、非構造部材への落下対策は、各校舎の窓枠・軒下改修、回廊天井軒改修、吊空調器具補強、体育館天井化粧板撤去等の落下防止対策を実施し安全性を確保している。
・設備は、法令に基づく定期点検等を行うことにより安全性を確保している。

3-5-② 図書館の有効活用

【事実の説明】

□図書館を十分に利用できる環境を整備し、教育研究に資する十分な学術情報資料を提供しているか。

・本学の図書館は、延べ床面積 3,064 ㎡ある。サービススペース 1,392 ㎡のうち、閲覧スペースが 1,085 ㎡、視聴覚スペースが 169 ㎡である。書庫が 824 ㎡、事務スペースは 228 ㎡、その他は 620 ㎡である。

・閲覧座席数は 387 席で、このうち、教員と大学院生専用の研究者閲覧室 16 席と研究個室 4 室に各 1 席（計 4 席）を設置している。学習閲覧室に、可動式の机・椅子・ホワイトボードを設置し、ラーニングコモンズ環境を充実させている。

・カリキュラムと連携した資料の収集に意を払いつつ、教養や専門に関する資料を中心に収集している。また、学生、教職員からの個別の購入希望図書の申込みにより推薦された図書も、積極的に受け入れている。

・書架の狭隘化問題は深刻であったが、蔵書資料の積極的な更新と電子ブックの購入等によって、配架スペースを確保しつつ、より新鮮で信頼性の高い蔵書構成を目指している。

・蔵書は、図書が和・洋合わせて約 25 万冊、学術雑誌約 2,000 種、視聴覚資料（DVD、CD-ROM、CD 等）は、約 4,500 点を所蔵している。また、利用者の利便性を考慮して、新聞等のデータベースの取扱いも行っている。

・蔵書資料を全てコンピュータ管理している。OPAC（Online Public Access Catalog）を利用した蔵書検索は学内外のコンピュータや携帯電話からも新着情報、貸出情報、貸出予約などにアクセスすることができる。

・開館時間は、8 時 45 分から 19 時までで、授業終了後も学生が勉学できる時間設定としている。

・利用者は、表 3-5-5 のとおり、新型コロナウイルス感染症対策による利用制限で一時減少したが、感染症法上の分類が 5 類に移行してからは増加傾向にある。令和 2（2020）年度に利用者数、貸出冊数が共に大きく減少した要因は、新型コロナウイルス感染による緊急事態宣言の対応のため、令和 2（2020）年 9 月まで閉館及び貸出制限を行ったためである。

・新型コロナウイルス感染症対策の一つとして、令和 3（2021）年から学外から一部の電子資料とデータベースの利用を可能とし、自宅学習や研究のサポートを行った。

・換気、消毒等感染症対策を実施して、返却後の資料は除菌ボックスで除菌後配架するようにした。この除菌ボックスは閲覧室に設置して、利用者も自由に利用できる状態にした。

・他大学図書館との協力については、国立情報学研究所の NACSIS-ILL システムに参加し文献複写サービスを行っており、学生および教職員のニーズに応えている。

・また、資料の貸出冊数も、表 3-5-6 のとおり、増加傾向を示している。

表 3-5-5　利用者状況

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
利用者数	84,014	11,319	20,507	28,969	35,639

表 3-5-6　資料貸出状況

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
貸出冊数	7,472	1,704	3,104	5,940	5,693

［指定するエビデンス資料］

□図書館に関する規則

・大同大学図書館規程
・大同大学図書館利用規則
・大同大学図書館利用細則

□図書館利用案内

・図書館利用案内

【自己評価】

・大学図書館として適切な規模を有し、十分な学術情報資料を確保するとともに、図書館を十分に利用できる環境を整備している。また、社会の状況変化にも柔軟に対応し続けていると判断している。

3-5-③　施設・設備の安全性・利便性

【事実の説明】

□施設･設備は、バリアフリーなど安全性と利便性を図り、学生の多様性に配慮しているか。

□施設･設備の安全性（耐震など）を計画に基づき適切に管理しているか。

・施設・設備の安全性維持管理は、耐震性に特化し、令和 2 年度（2020）より予防保全計画（20 年間の長期計画）を定め、次のとおり主要な講義・実習棟から全面外壁（耐震性維持）・防水の大規模改修を実施している。

令和 2（2020）年度：Ｂ棟（講義棟）
令和 3（2021）年度：Ｓ棟（講義・実験棟）
令和 4（2022）年度：Ｄ棟（実験棟）
令和 5（2023）年度：Ｆ棟（講義棟）、Ｇ棟（実験棟）、Ｎ棟（体育館）
令和 6（2024）年度：Ａ棟（本部棟）

・建物の耐震化率は 100％となっている。全ての建物が新耐震基準の定められた昭和 56（1981）年 6 月 1 日以降に建築された建物である。

耐震化率は、文部科学省「私立学校校舎等実態調査」に基づき以下の通り算出している。

①対象施設の延床面積合計：59,923.55 ㎡

上記施設の内、

②新築年月日が昭和 56（1981）年 6 月 1 日以降の建物：59,923.55 ㎡

③新築年月日が昭和 56（1981）年 5 月 31 日以前の建物：0 ㎡

耐震化率：（②＋③）÷①＝1　100％

・施設・設備のバリアフリー化は、利用者の動線を考慮した出入口のスロープ化、エレベータの設置、多目的トイレの設置、自動扉の設置、校舎間の回廊繋ぎ部分（2 階）の改修等を経て、全ての建物・設備が対応している。また公道を挟んだＸ棟とＢ棟間には上空通路を設置し、大学キャンパス内の全ての主要な講義・実験棟等は 2 階回廊にて繋がっている。

・利用者の多様性に配慮したジェンダーレストイレを A 棟・X 棟に設置している。

・利用者への情報提供として、電子掲示板をＡ棟・Ｂ棟・Ｘ棟のエントランス・学生ホール等の利用者が多く集う見易い場所に設置している。

・利用者への憩いの場として、キャンパス中心部に開放的な天然芝の中庭広場を配し、学園所縁の三色桃の植樹・屋外多目的ステージ・ベンチ・テーブルを設置している。この中庭広場は、キャンパス生活の活性化を目的とした、新入生歓迎会・学園祭・クラブ活動等のイベントスペースとして活用している。

［指定するエビデンス資料］

□建物の耐震化率を示す文書

・耐震化率の公表

【自己評価】

・施設・設備の安全維持管理は、法規・法令に従った保全点検に加え、予防保全改修（特に建屋の耐震・防水性維持）の実施に努め、計画に基づく適切な管理を行っていると判断している。

・施設・設備は、「2 階上空通路・回廊を介した校舎間のバリアフリー移動」や「多目的トイレ、ジェンダーレストイレ」等を配した安全性と利便性を図ったものとなっており、学生の多様性に配慮していると判断している。

[基準 3−5 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

【3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営】

・令和 3（2021）年 4 月より供用を開始した新築の第 4 講義・実験棟（X 棟）は、“見て触れて学べるキャンパス”を設計コンセプトとしており、校舎そのものが生きた教材となっている。校舎内の壁面部は、強化ガラスやエキスパンドメタルを多く用い、空調機械設備からの配管・ダクト、エレベータの駆動部などが目視できるようスケルトンになっている。また内壁面には異なる建築材料の特徴がひと目で分かるよう様々な種類の木や金属部材を並列展示することや地熱空調設備の仕組みを解説表示するなど、建築やインテリアに興味のある学生に学びの場を提供している。

・令和 3（2021）年 4 月より供用を開始した人工芝に改修した滝春グラウンドは、雨天時のぬかるみ解消や水捌けが良く、これまで以上に授業・課外活動や各種イベント開催を活性化している。

【3-5-② 図書館の有効活用】

・学生の教養、学習の参考となるコーナーを設置して利用者サービスの向上を図っている。企画展示コーナーでは、令和 6（2024）年 7 月には、本学特別客員教授で、令和 6（2024）年欧州発明家賞を始め多くの受賞実績がある佐川眞人氏の企画展示を実施した。本学に関連する人物・事象の企画展示をこれからも継続的に実施して学生の興味・関心を喚起させるとともに学生が利用しやすい図書館へと改善していく方針である。

・本学および地域と関連の深い、伊勢湾台風に関する関連資料を３階図書閲覧室に常設展示しており、記録映像・パネル等から当時の状況を鮮明に想像することができる。なお、これらの資料は、地域における催事等の際には貸出等を行う事もあり、防災意識を高める上で貴重な資料となっている。

【3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性】

・計画的な予防保全工事を行うことにより、建物の外壁や防水の突発不具合の低減、全面施工の長期保障による、割高な部分補修費用の大幅低減、さらに建物の長寿命化に貢献したと判断している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

【3-5-② 図書館の有効活用】

・教育の DX 化を進めていくうえで、電子ジャーナルの更なる充実が求められている。

【3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性】

・本学の主要建物は、壁面がタイル張りであり、細心な耐震・安全性維持管理が必要である。現時点で、全面外壁・防水改修の未実施建物は５棟あり、内１棟のM棟（図書館）がタイル張りである。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

【3-5-②　図書館の有効活用】

・従来実施していた、選書ツアー及びビブリオバトルは新型コロナウイルスパンデミック以降実施していないが、デジタルコンテンツの拡充や、バーチャル選書ツアーを企画・実施するなど、より多くの学生の利用を取り込むべき検討中である。

・本学関連事項の企画展示をはじめ本学の強みでもある産学連携強化に繋がる取り組みを積極的に行っている。

【3-5-③　施設・設備の安全性・利便性】

・全面外壁・防水改修の未実施建物は、令和 7（2025）年度以降、予防保全の改修工事を順次実施する予定である。

基準 4. 教育課程

4－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、 厳正な適用

（1）4－1 の自己判定

「基準項目 4－1 を満たしている。」

（2）4－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

【事実の説明】

□ ディプロマ･ポリシーを定め、周知しているか。

1）学部

・1-1-③で述べたとおり、「大同大学の建学の精神」を踏まえ、「大同大学の理念」、「大同大学の目的」、「学部の目的と学科の目的」を再構築する中で、学位授与の方針（以下、本基準において「DP」と略記。）を、教育課程編成・実施の方針（以下、本基準において「CP」と略記。）、入学者受入の方針（以下、本基準において「AP」と略記。）とともに、一体的に定めている。大学の DP を、表 4-1-1 に示す。

表 4-1-1　大学の DP

大同大学の学士の学位は、以下の 4 つの力を身につけている者に授与する。 a. 社会人として活動するために必要な基礎的な能力を身につけている 健全な倫理観に基づき、規律性をもって主体的にかつ目標を定めて行動する力、現状を分析して目的や課題を明らかにする力、他者と協働するためのコミュニケーション力を身につけている。 b. 豊かな教養を身につけている 教養ある社会人に必要な文化・社会や自然・生命に関する一般的知識を身につけ、異なる思考様式を理解する態度と力を身につけている。 c. 確かな専門性を身につけている 自らの専門分野の基礎から応用までの理論・概念や方法論に関する知識を身につけ、当該分野の情報・データを論理的に分析し、課題解決のために応用する力を身につけている。 d. 豊かな創造力を身につけている 獲得した知識・技能・態度を総合的に活用し、自由な発想の下、独自に工夫・応用し、新たな知見を創造する力を身につけている。

・さらに、学部においては学科等ごとに、学科等での教育目的を踏まえて、身につけるべき能力を明確にした DP を定めている。

・これらの DP は、学生に対しては、「学生便覧」に記載し周知している。また、社会に対

しては、本学のホームページや大学ポートレートで公表している。
・新入生に対しては、新入生オリエンテーションにおける履修ガイダンスの中で、DP について詳しく説明し、周知している。

2）大学院
・大学院では、各研究科の目的及び各課程の目的を踏まえ、専攻ごとの教育目標・教育方針を定めたうえで、DP を専攻ごとに定めている。これらの DP は、大学院生に対しては、「大学院研究科便覧」に記載し、周知している。また、社会に対しては、本学のホームページで公表している。
・新入生に対しては、新入生オリエンテーションにおける履修ガイダンスの中で、DP について詳しく説明し、周知している。

［指定するエビデンス資料］

□ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL

＜学部＞

https://www.daido-it.ac.jp/document/hogo/2024/12_kohyo_gaku_housin.pdf

＜大学院＞

https://www.daido-it.ac.jp/document/hogo/2022/12_kohyo_in_housin.pdf

□ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則

・大同大学教授会規程
・教育改革実行委員会要項

【自己評価】

1）学部
・教育目的を踏まえた DP を策定し、周知できていると判断している。

2）大学院
・教育目標・教育方針を踏まえた DP を策定し、周知できていると判断している。

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、 厳正な適用

【事実の説明】

□ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。

□ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準、修了認定基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。

1）学部
・学修の達成を確認するために必要な具体的な基準である単位認定基準、進級基準、卒業認定基準について、以下のように定めている。

○単位認定基準
・単位の計算方法は、「大同大学学則」第 11 条において、次のとおり定めている。なお、

単位計算上、2 時間を 90 分としている。

ア．講義及び演習については、15 時間または 30 時間の授業をもって 1 単位とする。

イ．設計については、20 時間の授業をもって 1 単位とする。

ウ．実験、実習及び製図については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

エ．卒業研究については、学修の成果を評価して単位を授与することとしており、6 単位と定めている。

・単位の授与については、「大同大学学則」第 14 条において、授業を履修した学生に対し学修状態を審査して、合格した授業科目について、所定の単位を与えることを定めている。

・各授業科目の単位認定に関する基準は、「大同大学工学部履修規程」、「大同大学建築学部履修規程」及び「大同大学情報学部履修規程」の第 8 条から第 14 条に定めている。第 8 条では学修状態の審査を、第 9 条では試験の種類を、第 10 条では受験資格を、第 11 条では受験の遵守事項を、第 12 条では不正行為を、第 13 条では成績評価の基準を、第 14 条では試験結果の発表及び成績評価の確認について、それぞれ定めている。各授業担当教員は、これらに従い、単位認定を行っている。主なものについて以下に示す。

・学修状態の審査は、各授業担当教員が、筆記試験、レポートを含めた学修状況を総合的に評価する方式により行っている。また、全学必修科目である卒業研究は、その重要性を踏まえて主指導教員以外の教員も、審査に加わる体制としている。

・試験の種類は、期末試験、追試験、特別追試験である。

・成績評価の基準は、秀（100 点より 90 点まで)、優（89 点より 80 点まで)、良（79 点より 70 点まで)、可（69 点より 60 点まで)、不可（59 点以下）の 5 段階の評語で示し、秀、優、良、可を合格、不可を不合格としている。ただし、「セミナ」及び「卒業研究」は合格または不合格で評価している。なお、令和 6（2024）年度入学生からは、「各基礎セミナ」のみ合格または不合格で評価している。

・入学前及び大学以外の教育施設におけるそれぞれの学修成果に係る単位の認定については、「大同大学入学前の既修得単位等の認定に関する規程」及び「大同大学大学以外の教育施設等における学修に関する規程」において、それぞれ明確に定めており、教務委員会及び教授会における審議を経て、単位認定している。

・CP において、厳格な成績評価に組織的に取り組むことを定めている。具体的には「適正な成績評価に関するガイドライン」を定め、より厳格な成績評価に努めている。同ガイドラインを表 4-1-2 に示す。

・同ガイドラインでは、各学部及び教養部は、開講する全ての授業科目の成績評価基準を定め「シラバス」に明示するとともに、授業を担当する教員は、この基準に従い成績評価を行うことや、授業運営に関する留意事項として、公正な成績評価等を行うことを定めている。

表 4-1-2「適正な成績評価に関するガイドライン」

（趣旨）
1．このガイドラインは、GPA 制度要項(平成 18 年 3 月 8 日制定)第 9 条に定める「GPA 制度の目的に照らした適正な成績評価」について、適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定める。
（成績評価基準の設定と明示）
2．学部の各学科及び教養部の各教室は、それぞれが開講する全ての授業科目について、授業の方法、授業の内容、授業の計画及び成績評価基準を定め、シラバスに明示するものとする。
3．授業を担当する教員は、学修の成果に係る評価に当たっては、前項に定める成績評価基準に従い適切に行うものとする。
4．第 2 項に定める成績評価基準には、期末試験及びレポート等の成績評価項目並びに成績評価における各評価項目の比重等について定めることが望ましい。
（授業運営に関する留意事項）
5．同一授業科目において複数の授業を開講する場合には、その教授内容、期末試験等の内容、及び成績評価等に、授業による格差を生じないよう努めるものとする。
6．同一授業科目において習熟度による複数の授業を開講する場合には、その教授内容、期末試験等の内容及び成績評価等に関して、授業担当者による協議により適正に評価するよう努めるものとする。

○厳格な成績評価の組織的取組
・各学部の履修規程に、成績評価の基準を定めることにより全学統一のルールを設けている。また、表 4-1-2 に示す「適正な成績評価に関するガイドライン」を教員に配付される「教務関係要覧」や「シラバス作成要領」に記載し、周知している。
・各科目におけるシラバスには、学修のフィードバック方法や明確な学修到達目標および「適正な成績評価に関するガイドライン」に従った成績評価基準、期末試験及びレポート等の成績評価項目並びに成績評価における各評価項目の比重等について記載している。また、学科等及び教養部の各教務委員は、シラバスの内容を確認し、学修到達目標や成績評価方法・基準の記載等を確認している。
・FD 活動の一環として各授業担当者は授業評価アンケートを実施し、アンケート結果報告書を作成している。そこでは授業運営状況の自己評価を行っており、「シラバスどおり実施しているか（成績評価方法を含む)」「同一科目で複数の教員が担当する場合の他教員との連携を行ったか」「学修到達目標に対する到達チェックを行ったか」「定期試験問題は学修到達目標と連動した問題としたか」などの設問を課しており、各授業担当教員において、適切に授業を実施したかを確認している。また、授業評価アンケート実施後に学科等及び教養部において「授業間の連携」「常勤（専任)・非常勤教員間の連携」「設定した学修到達目標の適切性」などを考察・点検している。

○GPA（Grade Point Average）制度とその活用

・学生に履修に対する責任を意識付けると同時に、学生個々人が自己の学修成果を「質」の面から客観的に知ること及びその値を種々の制度に利用することにより学生の学修意欲の高揚を図ることを目的に導入した。

・GPA 値は学期及び累積の 2 種類があり、その算出式はそれぞれ次のとおりである。等級点は、秀＝4、優＝3、良＝2、可＝1、不可＝0 である。

学期 GPA の算出式

$$\frac{\{(\text{その学期に履修登録した科目で得た等級点}) \times (\text{その科目の単位数})\}\text{の合計}}{\text{その学期に履修登録した科目の単位数の合計}}$$

累積 GPA の算出式

$$\frac{\{(\text{各学期に履修登録した科目で得た等級点}) \times (\text{その科目の単位数})\}\text{の合計}}{\text{各学期に履修登録した科目の単位数の合計}}$$

・2 種の GPA 値は、各学期末に学業成績結果の通知書（「試験結果通知書」及び「成績・履修状況一覧表」）で学生に明示されている。学期 GPA は、履修単位上限制（キャップ制）における履修上限単位数の緩和や学業奨学生の選考基準等に活用している。

○進級基準

・各学部ともに進級基準はない。ただし、3 年次終了時に 4 年次開講の「卒業研究」（必修科目）を履修できるか否かを「卒業研究履修基準」に基づき判定しており、これが実質的な 4 年次への進級基準となっている。学科等の定める卒業研究履修基準を、表 4-1-3 に示す。

表 4-1-3 学科等が定める卒業研究履修基準（2024 年度入学生）

<table>
<tr><th>学部</th><th>学科名
（専攻名）</th><th>単位数</th><th colspan="2">必要な科目</th></tr>
<tr><td rowspan="3">工学部</td><td>機械工学科</td><td>卒業要件として認める単位のうち、104 単位以上修得すること</td><td>機械入門セミナ
機械セミナ
総合セミナ</td><td rowspan="7">基礎英語セミナ
基礎数学セミナ
基礎理科セミナ</td></tr>
<tr><td>機械システム工学科</td><td rowspan="2">卒業要件として認める単位のうち、100 単位以上修得すること</td><td>機械システム
入門セミナ
総合セミナ</td></tr>
<tr><td>電気電子工学科</td><td>電気電子
入門セミナ</td></tr>
<tr><td rowspan="4">建築学部</td><td>建築学科
（建築専攻）</td><td rowspan="2">卒業要件として認める単位のうち、100 単位以上修得すること</td><td rowspan="2">建築・インテリア
入門セミナ</td></tr>
<tr><td>建築学科
（インテリアデザイン専攻）</td></tr>
<tr><td>建築学科
（かおりﾃﾞｻﾞｲﾝ専攻）</td><td>卒業要件として認める単位のうち、10 単位以上修得すること</td><td>かおりデザイン
入門セミナ</td></tr>
<tr><td>建築学科
（都市空間ｲﾝﾌﾗ専攻）</td><td>卒業要件として認める単位のうち、104 単位以上修得すること</td><td>都市空間インフラ
入門セミナ</td></tr>
<tr><td rowspan="3">情報学部</td><td>情報システム学科</td><td>卒業要件として認める単位のうち、100 単位以上修得すること</td><td>情報システム
入門セミナ</td><td>基礎英語セミナ
基礎数学セミナ
基礎理科セミナ</td></tr>
<tr><td>情報デザイン学科</td><td>卒業要件として認める単位のうち、104 単位以上修得すること</td><td>情報デザイン
入門セミナ</td><td rowspan="2">基礎英語セミナ</td></tr>
<tr><td>総合情報学科</td><td>卒業要件として認める単位のうち、100 単位以上修得すること</td><td>総合情報
入門セミナ</td></tr>
</table>

○卒業認定基準

・各学部ともに、卒業に必要な単位数は、124 単位である。在学年数は、4 年以上としている。

・上記に加え学科等ごとに、卒業の要件を定めている。学科等が定める卒業の要件を、表 4-1-4 に示す。

表 4-1-4 学科等が定める卒業の要件（2024 年度入学生）

<table>
<tr><th>学部</th><th>学科名（専攻・ｺｰｽ名）</th><th>科目群</th><th colspan="2">必要単位数</th></tr>
<tr><td></td><td>全学部学科共通</td><td>人間科学科目群</td><td colspan="2">以下の要件を全て満たすこと
(1)必修科目 9 単位を含め 27 単位
(2)「スポーツ実技Ａ」「スポーツ実技Ｂ」の 2 科目 2 単位または、「スポーツと健康の科学Ａ」「スポーツと健康の科学Ｂ」の 2 科目 2 単位
(3)人間・歴史文化・こころの理解から 2 単位以上
(4)国際情勢と社会のしくみから 2 単位以上
(5)科学的なものの見方から 2 単位以上</td></tr>
<tr><td rowspan="6">工学部</td><td rowspan="2">機械工学科</td><td>専門基礎科目群</td><td>必修科目 10 単位を含め 18 単位以上</td><td rowspan="2">左記条件を満たし
97 単位以上</td></tr>
<tr><td>専門科目群</td><td>必修科目 42 単位</td></tr>
<tr><td rowspan="2">機械システム工学科</td><td>専門基礎科目群</td><td>必修科目 6 単位を含め 18 単位以上</td><td rowspan="2">左記条件を満たし
97 単位以上</td></tr>
<tr><td>専門科目群</td><td>必修科目 45 単位</td></tr>
<tr><td rowspan="2">電気電子工学科</td><td>専門基礎科目群</td><td>必修科目 8 単位を含め 18 単位以上</td><td rowspan="2">左記条件を満たし
97 単位以上</td></tr>
<tr><td>専門科目群</td><td>必修科目 35 単位</td></tr>
<tr><td rowspan="8">建築学部</td><td rowspan="2">建築学科
（建築専攻）</td><td>専門基礎科目群</td><td>必修科目 12 単位</td><td rowspan="2">左記条件を満たし
97 単位以上</td></tr>
<tr><td>専門科目群</td><td>以下の要件を全て満たすこと
(1) 必修科目 50 単位
(2)「構造・材料実験」「建築測量学同実習」の 2 科目から 2 単位
(3)「建築生産 1」「建築生産 2」の 2 科目から 2 単位</td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築学科
（ｲﾝﾃﾘｱﾃﾞｻﾞｲﾝ専攻）</td><td>専門基礎科目群</td><td>必修科目 18 単位</td><td rowspan="2">左記条件を満たし
97 単位以上</td></tr>
<tr><td>専門科目群</td><td>以下の要件を全て満たすこと
(1) 必修科目 44 単位
(2)「構造・材料実験」「建築測量学同実習」の 2 科目から 2 単位
(3)「建築生産 1」「建築生産 2」の 2 科目から 2 単位</td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築学科
（かおりデザイン専攻）</td><td>専門基礎科目群</td><td>必修科目 2 単位</td><td rowspan="2">左記条件を満たし
97 単位以上</td></tr>
<tr><td>専門科目群</td><td>必修科目 53 単位</td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築学科
（都市空間インフラ専攻）</td><td>専門基礎科目群</td><td>以下の要件を全て満たすこと
(1) 必修科目 4 単位を含め 8 単位以上
(2)「化学 1」「力学 1」の 2 科目から 2 単位</td><td rowspan="2">左記条件を満たし
97 単位以上</td></tr>
<tr><td>専門科目群</td><td>以下の要件を全て満たすこと
(1) 必修科目 44 単位
(2) 5 期～6 期の展開科目の選択科目から 16 単位以上</td></tr>
<tr><td rowspan="6">情報学部</td><td rowspan="2">情報システム学科</td><td>専門基礎科目群</td><td>必修科目 13 単位を含め 17 単位以上</td><td rowspan="2">左記条件を満たし
97 単位以上</td></tr>
<tr><td>専門科目群</td><td>必修科目 26 単位</td></tr>
<tr><td rowspan="2">情報デザイン学科</td><td>専門基礎科目群</td><td>必修科目 27 単位</td><td rowspan="2">左記条件を満たし
97 単位以上</td></tr>
<tr><td>専門科目群</td><td>必修科目 10 単位</td></tr>
<tr><td rowspan="2">総合情報学科</td><td>専門基礎科目群</td><td>必修科目 7 単位</td><td rowspan="2">左記条件を満たし
97 単位以上</td></tr>
<tr><td>専門科目群</td><td>必修科目 20 単位</td></tr>
</table>

・以上の単位認定基準、進級基準、卒業認定基準は学生に対しては、学生生活の手引きである「ATTENTION PLEASE」や「学生便覧」に記載し周知している。また、社会に対しては、本学のホームページで公表している。
・1 年次については、入学時のオリエンテーションだけでなく、後期開始の直前に実施している履修ガイダンスを学内にて対面で実施することで、ルールの定着を図っている。

2）大学院
・専攻ごとの DP を踏まえ、以下のとおり単位認定基準及び修了認定基準を定めている。

○単位認定基準
・単位の計算方法は「大同大学大学院学則」第 15 条の 2 において、次のとおり定めている。なお、単位計算上、2 時間を 90 分としている。
　ア．講義及び演習については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
　イ．実験、実習（製図を含む）及び実技については、40 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
　ウ．一の授業科目について、講義、演習、実験、実習（製図を含む）または実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して本大学院が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
　エ．前項の規定にかかわらず、特別研究について、学修の成果を評価して単位を授与することを適切と認める場合には、必要な学修等を考慮して単位数を定める。
・単位の授与については、「大同大学大学院学則」第 17 条の 2 において、授業を履修した学生に対し学修状態を審査して、合格した授業科目について、所定の単位を与えることを定めている。
・各授業科目の単位認定に関する基準は、「大同大学大学院研究科履修規程」の第 13 条から第 19 条に定めている。第 13 条では学修状態の審査を、第 14 条では、試験の種類を、第 15 条では受験資格を、第 16 条では受験の遵守事項を、第 17 条では不正行為を、第 18 条では成績評価の基準を、第 19 条では試験結果の発表及び成績評価の確認について、それぞれ定めている。主なものについて以下に示す。
・学修状態の審査は、各授業担当教員が、筆記試験、レポートを含めた学修状況を総合的に評価する方式により行っている。
・試験の種類は、期末試験、追試験、特別追試験である。
・成績評価の基準は、優（100 点より 80 点まで）、良（79 点より 70 点まで）、可（69 点より 60 点まで）、不可（59 点以下）の 4 段階の評語で示し、優、良、可を合格、不可を不合格としている。
・入学前及び他の大学院におけるそれぞれの学修成果に係る単位の認定については、「大同大学大学院入学前の既修得単位等の認定に関する規程」及び「大同大学大学院他の大学院における授業科目の履修等に関する規程」において、それぞれ明確に定めている。なお、本学の学部学生が 4 年次において、本大学院に入学する前に大学院が開講する授業科目を履修できる制度（早期履修制度）を設けている。

○進級基準
・大学院においては、進級基準は設定していない。

○修了認定基準

・修士課程の修了の要件は、修士課程に 2 年以上在学し、それぞれの専攻の授業科目について、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、本大学院の行う修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することである。ただし、在学期間に関しては、大学院教授会の審議を経て、学長が特に優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、1 年以上在学すれば足りることとしている。

・博士後期課程の修了の要件は、博士後期課程に 3 年以上在学し、専攻の授業科目について、8 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することである。ただし、在学期間に関しては、大学院教授会の審議を経て、学長が特に優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、大学院に 3 年（修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては当該 2 年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りることとしている。

・各専攻が定める修了認定基準は、表 4-1-5 のとおりである。

表 4-1-5 各専攻が定める修了認定基準

研究科	課程	専攻	修了認定基準
工学研究科	修士課程	機械工学専攻	1 類(講義)科目から 12 単位以上、 2 類(演習)科目から 8 単位以上、 3 類(研究)科目から 6 単位
		電気・電子工学専攻	1 類(講義)科目から 10 単位以上、 2 類(演習)科目から 8 単位以上、 3 類(研究)科目から 6 単位
		建築学専攻	1 類(講義)科目から 10 単位以上、 2 類(演習)科目から 6 単位以上、 3 類(研究)科目から 6 単位
		都市環境デザイン学専攻	
	博士後期課程	材料・環境工学専攻	特論及び特別講義から 4 単位以上、輪講から 2 単位以上、学外研修及び特別調査演習から 2 単位以上
情報学研究科	修士課程	情報学専攻	1 類(講義)科目から 12 単位以上、 2 類(演習)科目から 8 単位以上、 3 類(研究)科目から 6 単位

・以上の単位認定基準、修了認定基準は、大学院生に対しては、「大学院研究科便覧」に記載し周知している。また、社会に対しては、本学のホームページで公表している。

・さらに、新入生オリエンテーションの履修ガイダンス時には、教員による各専攻のガイダンスを実施した後に、事務からも説明し、周知を図っている。

※エビデンス資料

・大同大学大学院研究科履修規程
・大同大学工学部履修規程
・大同大学建築学部履修規程
・大同大学情報学部履修規程

［指定するエビデンス資料］

□学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など

・学生便覧

・大学院研究科便覧

□学位規則、学位審査基準

・大同大学学則

・大同大学大学院学則

・大同大学学位規程

□進級・卒業・単位認定に関する規則

・大同大学学則

・大同大学大学院学則

□単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則

・大同大学教授会規程

・大同大学大学院教授会規程

【自己評価】

1）学部

・DP を踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を策定し、周知し、厳正に適用していると判断している。

2）大学院

・DP を踏まえた単位認定基準、修了認定基準を策定し、周知し、厳正に適用していると判断している。

4－2. 教育課程及び教授方法

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

4-2-④ 教養教育の実施

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

（1）4－2 の自己判定

「基準項目 4－2 を満たしている。」

（2）4－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

【事実の説明】

□ カリキュラム･ポリシーを定め、周知しているか。

1）学部

・本学は全学部共通の CP を策定しており、「大同大学の建学の精神」を踏まえ、「大同大学の理念」、「大同大学の目的」、「学部の目的と学科の目的」を再構築する中で、DP、AP とともに、一体的に定めている。学部の CP を表 4-2-1 に示す。学部の CP は、本学のホームページや大学ポートレートで社会に公表している。

表 4-2-1　学部の CP

大同大学は、学位授与の方針を達成するため、以下の方針に基づき教育課程を編成し実施する。

1. 教育課程編成の基本原理
　教育課程は、規定の修業年限を通じた一貫した学士課程教育として編成する。

2. 学位授与の方針と教育課程編成
　大学並びに教養部及び各学部、学科等は、学位授与の方針に即し、学修の達成に必要な授業科目を順次的・体系的に配置するとともに、授業科目ごとに学修内容及び学修到達目標を適切に定める。その際、学生の主体的な学びを引き出す学修内容等について配慮するものとする。

3. 教育課程の適切性の保証と履修モデル
　大学並びに教養部及び各学部、学科等は、教育課程の適切性を担保するため、学位授与の方針と各授業科目との関係性を示すカリキュラムマップ及び各授業科目の順次性・体系性を示すカリキュラム・フローチャートを作成する。また、学生が適切に授業科目を履修できるよう履修モデルを作成する。以上について、大学並びに教養部及び各学部、学科等は、学生に周知する。

4. 単位制度の実質化に向けた組織的取組
　大学並びに教養部及び各学部、学科等は、単位制度を実質化し、学位授与の方針をより高いレベルで達成できるよう、授業回数の確保やキャップ制の導入などの制度的対応をとるとともに、適切な履修指導及び学修指導を行う。

5. シラバスの充実
　大学並びに教養部及び各学部、学科等並びに授業科目担当者は、シラバスを通じて、授業科目の、(1)学位授与の方針に対する貢献度、(2)学修内容、(3)学修到達目標、(4)成績評価の方法・基準、(5)準備学習・事後学習の内容、などを学生に明確に伝える。

6. 厳格な成績評価の組織的取組
　大学並びに教養部及び各学部、学科等は、各授業科目担当者が、明確化された学修到達目標と成績評価方法・基準に基づき厳格な成績評価を行うように組織的に取り組むとともに、学修到達目標や成績評価方法・基準についての教員間の共通理解を形成する。

2) 大学院
・修士課程及び博士後期課程では、DP を踏まえ CP を専攻ごとに定めている。
・これらの CP は、大学院生に対しては、「大学院研究科便覧」に記載し周知している。また、社会に対しては、本学のホームページで公表している。

［指定するエビデンス資料］

□カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL

・大同大学ホームページ：教育課程編成・実施の方針

＜学部＞

https://www.daido-it.ac.jp/document/hogo/2024/6_kohyo_gaku_kyouikukatei.pdf

＜大学院＞

https://www.daido-it.ac.jp/document/hogo/2022/6_kohyo_in_kyouikukatei.pdf

□カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則

・教育改革実行委員会要項

・大同大学教授会規程

□学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など

＜学部＞

・学生便覧

＜大学院＞

・大学院研究科便覧

【自己評価】

・学部・大学院ともに、教育目的・目標を踏まえて策定した CP が周知できていると判断している。

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

【事実の説明】

□ カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しているか。

・「大同大学の建学の精神」を踏まえ、「大同大学の理念」、「大同大学の目的」、「学部の目的と学科の目的」を再構築する中で、DP、AP とともに、学部の CP を一体的に定めている。

・CP の第 2 項「学位授与の方針と教育課程編成」、第 3 項「教育課程の適切性の保証と履修モデル」に以下の内容を規定し一貫性を担保している。

＜第 2 項＞

「大学並びに教養部及び各学部、学科等は、学位授与の方針に即し、学修の達成に必要な授業科目を順次的・体系的に配置するとともに、授業科目ごとに学修内容及び学修到達目標を適切に定める」。

＜第 3 項＞

「大学並びに教養部及び各学部、学科等は、教育課程の適切性を担保するため、学位授与の方針と各授業科目との関係性を示すカリキュラムマップ及び各授業科目の順次性・体系性を示すカリキュラム・フローチャートを作成する」

2) 大学院

・修士課程及び博士後期課程においても、DP を達成するために、CP を専攻ごとに定めている。

【自己評価】
・学部・大学院ともに、CP は、DP との一貫性を確保していると判断している。

4-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

【事実の説明】

□カリキュラム･ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施しているか。
□シラバスを適切に整備しているか。
□履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行っているか。

1）学部

・4-2-②で述べたとおり、CP の第 2 項及び第 3 項において、学科等は、DP に則して学修の達成に必要な授業科目を順次的・体系的に配置するとともに、授業科目ごとに学修内容及び学修到達目標を適切に定め、学生の主体的な学びを引き出す学修内容等について配慮するものとしている。さらに、教育課程の適切性を担保するため、カリキュラムマップ、カリキュラム・フローチャートを作成するとともに、学生が適切に授業科目を履修できるよう履修モデルを作成することを定めている。
以上を図示すると、図 4-2-1 のようになる。

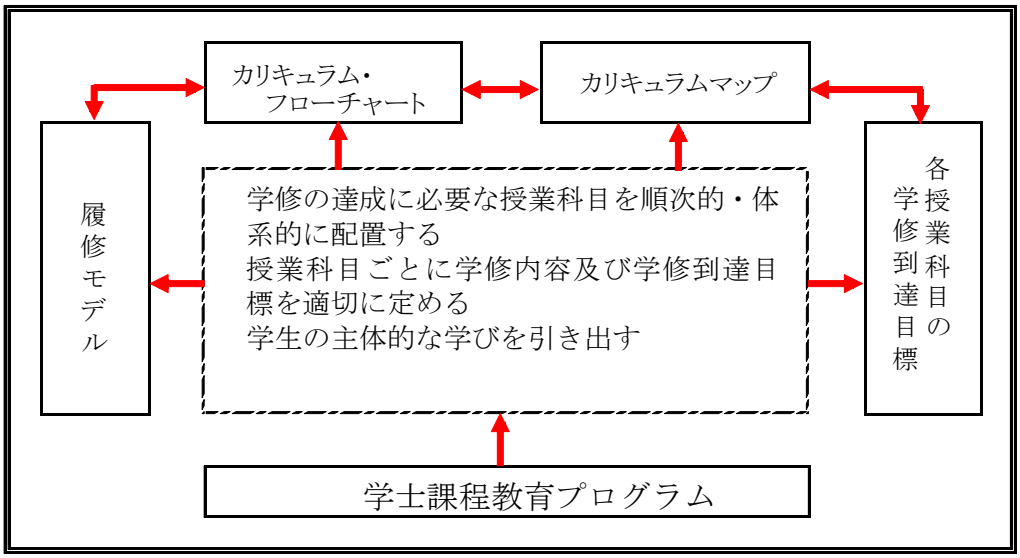

図 4-2-1　学士課程教育プログラムと教育課程編成

・具体的な編成方法としては、「大同大学学則」第 10 条の 2 第 1 項において、「本学の各学部の授業科目は、人間科学科目群の科目、専門基礎科目群の科目及び専門科目群の科目とする。」と定めている。また、同条第 2 項において、「各授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に区分し、これを各年次に配当して編成するものとする。」と定めている。
・さらに、人間科学科目群は、A グループ（ファースト･イヤー・セミナ、言語系科目、健康科学系科目、DX 科目）と B グループ（人文・社会科学系科目及び自然科学系科目）に、専門基礎科目群は自然科学系、建築学基礎系（工学部では工学基礎系、情報学部では情報学基礎系）及び情報系（建築学部のみ）に、専門科目群は基幹科目、展開科目、関連

科目及び卒業研究に区分することにより体系的に編成している。教育課程の概念図（建築学科　都市空間インフラ専攻の例）を、図 4-2-2 に示す。

図 4-2-2　教育課程の概念図（建築学部建築学科都市空間インフラ専攻の例）

○シラバス

・本学の定める CP の第 5 項に基づきシラバスを作成し、(1) DP に対する貢献度、(2) 学修内容、(3) 学修到達目標、(4) 成績評価の方法・基準、(5) 準備学習・事後学習の内容等 (6) 課題に対するフィードバック方法を学生に周知している。

　また、以下①②③の理由から、本学のシラバスは全ての授業科目において、原則とし

て1科目1シラバスとしており、複数クラスが開講している場合でも同一のシラバスとしている。

①カリキュラムと各科目の役割・位置づけは一体のものであることから、同一授業科目内において授業内容が異なることがあってはならないため。

②「学士課程教育プログラム」において、授業科目ごとに授業内容と学修到達目標、すなわち学習範囲とレベルを定めており、シラバスに記載する仕組みにしているため。

③同一科目を履修した学生の公平性を担保するため。

・全シラバスにおいて、「シラバス作成要領」に基づき、各回の授業に必要な授業時間外学修(予習・復習等)の具体的な内容及びそれに必要な時間、課題に対するフィードバック方法を記載している。

○履修登録単位数の上限設定と単位制度の実質化

・CPにおいて、単位制度の実質化に組織的に取り組むことを定め、その一つとしてキャップ制を採用している。

・本学のキャップ制は、「大同大学工学部履修規程」、「大同大学建築学部履修規程」及び「大同大学情報学部履修規程」の第4条に定めているように、各学部とも履修登録単位数の上限を、各学期22単位としている。ただし、この単位数には、自由科目、定期に開講しない授業科目及び他大学等で修得した単位や大学以外の教育施設における学修成果で本学が認めた単位は含まないこととしている。

・また、上述の履修登録単位数の上限には、次の特例を設定している。

① 既に履修した授業科目のうち、成績評価が「不可」または「不合格」となった授業科目（「欠席」は対象外）を再履修する場合は、4単位を上限としてキャップ制限外で履修することができる。ただし、人間科学科目群Bグループは除く。

② 前学期において優れた成績（学期GPA値）をもって単位を修得した場合には、以下に定める単位数の範囲内でキャップ制限外で履修することができる。学期GPA値が2.6以上の場合には4単位まで、また、当該値が2.2以上2.6未満の場合には2単位まで履修することができる。

・1単位あたりの授業内の学修時間および授業外の学修時間をはじめ、各授業回に必要な予習・復習の時間などをすべてのシラバスに記載することで、単位修得に必要な学修時間を学生に周知している。

2）大学院

・CPに則して、授業科目を講義、演習、研究に分け、体系的に教育課程を編成している。また、修士課程においては幅広い知識と教養の修得を促すために、「経済学特論」「外国文化特論」等の専攻共通科目を開講している。

・シラバスには、(1) 授業の概要、(2) 授業の内容、(3) 学修到達目標、(4) 成績評価の方法等を記載している。

［指定するエビデンス資料］

□教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど

・学生便覧

□履修に関する規則

・大同大学工学部履修規程
・大同大学建築学部履修規程
・大同大学情報学部履修規程
・大同大学大学院研究科履修規程

□教育課程を検討する会議体の規則

・大同大学教務委員会規程
・教育改革実行委員会要項
・大同大学教授会規程

□シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書

・シラバス作成要領（2024 年 12 月 2 日教務委員会　資料）
・2025 年度シラバス作成等について　シラバス作成要領（2024 年 12 月 2 日教務委員会議事録）

【自己評価】

・学部、大学院ともにカリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施していると判断している。
・シラバスを適切に整備していると判断している。但し令和 2（2020）年度の学部シラバスから具体的な準備学習内容の記載を重要事項として授業担当教員へ依頼しているものものの、一部記載できていないシラバスがある。
・履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行っていると判断している。

4-2-④　教養教育の実施

【事実の説明】

□ 教養教育を適切に実施しているか。

・教養教育の内容については、各学科の「学士課程教育プログラム」の中に、本学の教育の目的の一つとして、「社会人として活動するために必要な基礎力の鍛錬と人格を含めた自己形成」と記載しており、全学科の DP の中でも 7 項目（学部によって一部表現が異なる）からなる「教養力」を主体とした DP を掲げている。
・教員組織としては「教養部（人文社会教室、数学教室、物理学教室、化学教室、外国語教室、保健体育教室、教職教室）」を置き、DP の教養力の各項目に寄与した教養教育を各教室が実施している。
・数学教室、物理学教室、化学教室、外国語教室では、大学で学ぶための基礎学力を身につけるための授業科目として「基礎数学セミナ」、「基礎理科セミナ」、「基礎英語セミナ」を設けている。教育改革実行委員会の下に基礎セミナ運営小委員会を置き、これらの授業科目の運営と実施状況を毎年点検評価している。

・各教室が担当する授業科目以外に、教養部の全教員が担当する全学共通の必修科目として「ファースト・イヤー・セミナ（FYS）」を置き、新入生に大学での学習技法を教授している。教育改革実行委員会の下にFYS運営小委員会を置き、この授業科目の運営と実施状況を毎年点検評価している。
・学生の数理・データサイエンス・AIへの関心を高め、それを適切に理解し活用する基礎的な能力を身につけるための授業科目として「情報リテラシー概論」「データサイエンス概論」を全学必修科目として設けている。教育改革実行委員会の下にデータサイエンス教育運営小委員会を置き、これらの授業科目の運営と実施状況を毎年点検評価していく予定である。
・教養教育のカリキュラムは全学科等に関連する事項のため、改正の際には事前に「教育改革実行委員会」での審議が原則必須であり、全学科等の意見を踏まえたうえで改正を行う仕組みを構築している。

［指定するエビデンス資料］

□教養教育を検討する会議体の規則

・大同大学教授会規程
・教育改革実行委員会要項

【自己評価】

・各学科のDPに「教養力」を掲げ、教養部の各教室がそれに寄与した教育を行っており、教養教育を適切に実施していると判断している。

4-2-⑤　教授方法の工夫と効果的な実施

【事実の説明】

□アクティブ・ラーニングなど、教授方法を工夫しているか。

□授業を行う学生数（クラスサイズなど）は、教育効果を十分上げられるような人数となっているか。

1）学部

○初年次教育科目の導入

・学習方法が未修得であったり、学習の目的及び動機や基礎学力に課題を持つ新入生に対し、初年次段階において同時に克服していくための方途として、学習スキル教育、専門動機付け教育及びリメディアル教育を平成21（2009）年度入学生から導入している。
・学習スキル教育では、全学科等必修の「ファースト・イヤー・セミナ」を設置し、4年間の大学教育を真に享受するために不可欠な、大学での学びのための学習スキルを教授し、修得させている。
・専門動機付け教育では、全学科等必修の専門動機付け科目「アカデミック・セミナ」を設置し、専門の学習に繋がる目的を発見させること及び専門の学習への動機づけを行っている。
・リメディアル教育では、大学で学ぶための基礎学力を身につけるための授業科目として平成24（2012）年度入学生から、「基礎数学セミナ」、「基礎理科セミナ」、「基礎英語セミナ」を設け、卒業研究履修基準の要件としている。
・令和3（2021）年度入学生からBYOD（Bring Your Own Device）を実施しており、授業担当教員によってはコロナ禍を通して得たICTスキルを効果的に活用し、授業をはじめ、

予習・復習などの授業時間外学修にも利用し、教育効果の向上を図っている。
・令和 6（2024）年度入学生から全学生を対象に 1 年次必修科目として「情報リテラシー概論」「データサイエンス概論」を DX 科目として配置している。必修科目に配置することで、ＤＸの基礎を全員が修得することを目的としている。

○アクティブ・ラーニングの手法を取り入れた科目の導入
・本学ではアクティブ・ラーニングを、学生の主体的な学修行動を伴う質の高い学びを誘引する明確な学習方略に基づく教授・学修法と定義しており、単に学生に行動・活動させるだけの授業は含まれないとしている。
・平成 28（2016）年度入学生からすべての学科等の専門科目において、アクティブ・ラーニングの手法を取り入れた科目を導入している。
・令和 6（2024）年度の開講科目において、全体の 16%の科目がアクティブ・ラーニングを取り入れた授業運営をしている（シラバスにアクティブ・ラーニング型で実施していると明記してある科目を対象とした)。調査により、すべての学科等でアクティブ・ラーニング型科目が設置されていることを確認しているが､学科等の専門分野の特性もあり、学科間の実施の割合にはかなりの差が生じている。

○教授方法の改善
・本学では、FD 活動を推進し、教員の資質・能力向上に取り組む機関として教育開発・学習支援センターを設置し、教授方法の改善に努めている。
・教務委員会において次年度の授業編成方針を示しており、標準クラスの編成は原則、40～50 名とし、少人数クラスでの授業運営を依頼している。

2）大学院
・特論、特別演習、特別研究の位置づけに沿って、単なる知識の伝授にとどまらず、アクティブ・ラーニング手法を盛り込むなど、授業内容・方法を工夫している。
・「大学院生による大学院評価」アンケートの結果をもとに、各授業担当教員が教授方法の改善を行っている。
・令和 5（2023）年度に開講された 245 クラスのうち、受講生 5 名以下は 211 クラス、6～10 名は 18 クラス、11～15 名は 8 クラス、16～20 名は 3 クラス、21～25 名は 4 クラス、25～30 名は 1 クラスで、受講者の最も多いクラスは 28 名であった。各授業の特徴が反映されるが、基本的には少人数の授業運営が行われている。

【自己評価】
1）学部
・アクティブ・ラーニング等の導入を推進し、教授方法を工夫していると判断している。
・BYOD を実施し、ICT を活用した教育効果の向上を図る等、教授方法の工夫・開発と効果的な実施を行っていると判断している。
・授業を行う学生数は、教育効果を十分上げられるような人数になっていると判断している。
2）大学院
・アクティブ・ラーニング等の導入を推進し、教授方法の工夫を行っていると判断している。
・授業を行う学生数は、教育効果を十分上げられるような人数になっていると判断してい

る。

4－3. 学修成果の把握・評価

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

（1）4－3 の自己判定

「基準項目 4－3 を満たしている。」

（2）4－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

【事実の説明】

□三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。
□学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を把握・評価しているか。

1）学部

・「大同大学の建学の精神」、「大同大学の理念」、「大同大学の目的」を踏まえて、本学の DP を定めており、それを実現するために CP、AP を定めている。
・特に「大同大学の目的」からつながる「学部・学科の目的」及び「大学・学科の学位授与の方針」の詳細を学生便覧に「学士課程教育プログラム」として記載しており、学生への周知を図っている。
・また、学生便覧にはカリキュラムマップとして各授業科目の「学修到達目標」と「DP の貢献度」の割合が記載されており、自分が修得した学修結果がどの DP の育成に貢献しているかを明確に学生に示すことができている。
・学生の学修状況をはじめ、就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、本学の教育による学修成果の把握に努めている。
・学修成果の点検・評価に関する方針として「大同大学アセスメント・ポリシー」を定め、アセスメントポリシーに基づいた学生の入学時から卒業後までの成長を検証する方法として「大同大学アセスメントプラン」を定めている。
・アセスメントプランは、大学全体レベル、学科・専攻レベル、授業科目レベルの３つのレベルに応じて検証を行うこととしており、各種アンケートや就職状況等の調査で得られた情報をはじめ、外部アセスメント調査の GPS-Academic など、各レベルの指標に応じて学修成果の把握・評価に利用している。
・令和 6（2024）年度入学生からポートフォリオを用いて、学生の目標管理をはじめ、成績結果を元にした学修成果の可視化など、大学の視点だけでなく、学生自身が修得した学修成果の把握にも努めている。
・DP を踏まえた学修成果の把握として、カリキュラムマップに基づいた学修成果の可視化を行っている。
・学修成果の可視化とその点検・評価方法については、以下の①～⑤とする。なお、学業成績評価係数は、秀＝1.500、優＝1.333、良＝1.167、可・合格・認定＝1.000 とする。
①教育プログラムごとに定めた DP に対し、対象となる科目の貢献度、あるいはそれに単位数や学業成績評価係数を掛け集計したもの（以下、「DP ポイント」と略記。）を点検対象とする。

②各履修モデルに対する DP ポイントの想定値、および学生が獲得した個々の DP ポイントの分布状況を点検する。
③学位授与の方針、カリキュラム、カリキュラムマップ、カリキュラム・フローチャート、履修モデル等の教育制度上の視点より評価する。
④教育内容・方法の視点より評価する。
⑤履修指導や学修指導の視点より評価する。

・現在、上記①②の方法で学修成果を可視化した後、③④⑤の視点で各学科等で分析し、次年度以降のカリキュラムの検討に利用している。また、可視化したグラフ、各学科の分析結果等を、学修成果検証小委員会にて総括し、教育改革実行委員会にて報告している。
・可視化の一例として、工学部建築学科土木・環境専攻卒業生（令和 2（2020）年度入学生）の例を図 4-3-1 に示す。

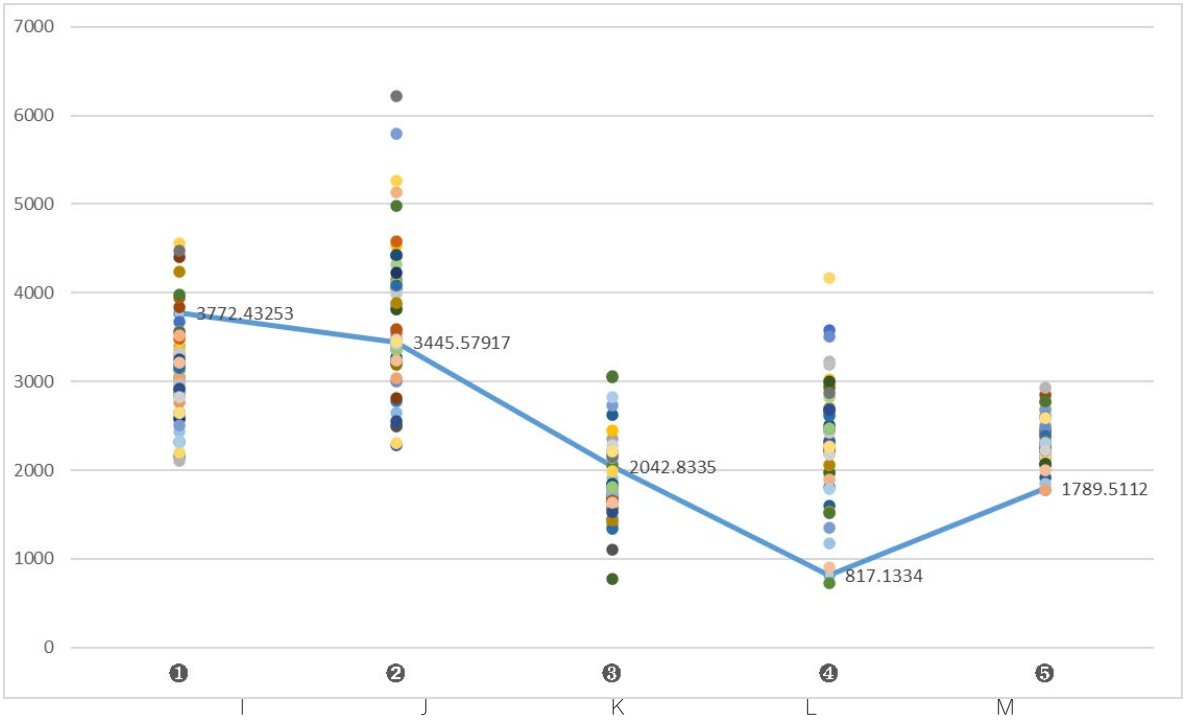

I. 社会基盤に携わる技術者として必要な土木の３つの力学（構造・水理・土質）の基礎を身につけている。
J. 社会基盤整備の計画・調査・設計・施工等に必要な主要 分野に関する専門知識を身につけている。
K. 実験・測量等調査におけるデータを正確に分析し，論理的に考察することができる。
L. 技術者に必要な汎用的な情報処理能力に加え，社会基盤整備の実践に関わる情報活用能力を身につけている。
M. 多様で複雑な状況を，確かな教養と専門知識に基づいて正しく整理するとともに，倫理観を持ち主体的に思考することで，都市基盤整備における新たな提案・価値を創造することができる。

図 4-3-1　DP ポイントによる学修成果の可視化の例（工学部建築学科土木・環境専攻）

2）大学院

・大学院では、授業科目、研究活動、学位論文執筆等において教員が DP を踏まえた指導を行っている。
・学位審査においては、複数教員が審査にあたり、発表会及び口頭試問を実施し、論文を公開することで、学修成果の多角的な点検・評価を行っている。

［指定するエビデンス資料］

□大学が求める学修成果を示す文書など
・学生便覧
□大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など
・学生便覧
□学修成果の把握･評価の方針
・大同大学アセスメント・ポリシー
・大同大学アセスメント・プラン
・アセスメントシートを 2025 年度中に制定予定
□学修成果の把握･評価の方法などについて検討する会議体の規則
・教育改革実行委員会要項
・学修成果検証小委員会の設置について
□学修成果の把握･評価のために実施した調査と分析の結果
・2020 年度入学生に対する学修成果の点検・評価の総括
・大同大学アセスメント調査結果報告書

【自己評価】
1）学部
・学修成果の点検・評価のうち、教育課程に基づく点検・評価方法を実施している。
・学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケート等を実施し学修成果の把握を実施している。

2）大学院
・学修成果の集大成である学位審査において、適切な評価方法を確立し、運用できていると判断している。

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

【事実の説明】
□学修成果の把握･評価の結果を教育内容･方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。
1）学部
・３つのポリシーとカリキュラムマップは平成 28（2016）年度入学生から適用しており、令和 6（2024）年度現在、令和 2（2020）年度卒業生までの学修成果の点検・評価を実施している。
・令和 6（2024） 年度カリキュラム改組に伴い、「2024 年新カリキュラムの基本方針」が学長より発表され、それに基づき大学の DP 及び各学科等の DP の見直しから学修成果の可視化の仕組みの構築、CP の再構成、AP の見直しを実施した。
・DP の見直しにより、大学が定める DP に基づいて学科等の DP がより具体的に表現され、その関連性が明確化された。さらに、ポートフォリオシステムの導入により、レーダーチャートなどで単位取得状況を随時確認できるようになり、個々の学生の学修成果の達成状況を把握できるようになった。

2）大学院
・学位論文は学修成果の集大成であり、学位審査を通じた学修成果の点検・評価を踏まえ、各教員が日常的に講義・研究指導を行っている。また、必要に応じてカリキュラムの改正を始めとする、教育内容・方法及び学修指導等の改善を行っている。

［指定するエビデンス資料］

□学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録

・学修成果検証小委員会メール会議（2024 年 9 月 2 日　学修成果検証小委員会）

【自己評価】

1）学部
・平成 28（2016）年度入学生の学修成果の点検から始めて、令和 6（2024） 年度において令和 2（2020）年度入学生までの点検が終了しており、各学科等の点検結果を踏まえると概ね学科が描いていた状況と大きな差異は生じていないと思われる。また現行カリキュラムにおいても、過去のカリキュラムと密接な関係が繋がれており、過去の結果から得た評価・フィードバックは実施できていると判断している。
・ポートフォリオシステムによる学修成果の可視化により、各年次における状況を把握できるようになったが、その結果をカリキュラムや学修指導に反映する方法などは構築できていない。
・本学のカリキュラム改正は 4 年に一度のため、カリキュラム完成を待たずに次のカリキュラムの検討が始まっており、学修成果の点検・評価結果を効果的に次カリキュラムに反映できていない。

2）大学院
・学修成果の点検・評価結果のフィードバックを実施できていると判断している。

［基準 4 の自己評価］

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

【4-1-①　ディプロマ・ポリシーの策定と周知】

1）学部
・学科等は「学士を授与するための教育プログラム」として「学士課程教育プログラム」をそれぞれ策定している。
・「学士課程教育プログラム」では、「大同大学学則」に規定する「大学の目的」の下、「学部の目的」、「学科の目的」そこから考えられた「各学科の教育の目的」を明確に示している。そのうえで、「教養力」と「専門力」から成る「学位授与の方針」を示している。
・「大学の DP」と「各学科の DP」との関係を明確にしており、「各学科の DP」については、それぞれの DP 項目がなぜ必要となるかを詳細に説明している。
・令和 6（2024）年度カリキュラム改組に伴い、「2024 年新カリキュラムの基本方針」が学長より発表され、それに基づき「大学の DP」及び「各学科等の DP」の見直しから学修成果の可視化の仕組みの構築、「CP」の再構成、「AP」の見直しを実施した。「DP」の見直しにより、大学が定める DP に基づいてを学科等の DP がより具体的に表現され、その関連

性が明確化された。さらに、ポートフォリオシステムの導入により、レーダーチャートなどで単位取得状況を随時確認できるようになり、個々の学生の学修成果の達成状況を把握できるようになった。

【4-2-④　教養教育の実施】

・教養教育のカリキュラム改正については、原則、「教育改革実行委員会」での審議を必須としており、全学の意見を踏まえたうえで改正を行う仕組みとしている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

【4-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成】

・24 年度カリキュラムから 5 段階評価に変更した「セミナ科目」「卒業研究」などで、まだ開講されていないため、準備学修が成績評価基準の未記載が見られる。わずかではあるがシラバスへの準備学修や課題に対するフィードバックの未記載が見られる。

【4-2-⑤　教授方法の工夫と効果的な実施】

・調査により 16%の科目でアクティブ・ラーニングが実施されていることを把握したが、シラバス記載を条件とした調査であり、実際にアクティブ・ラーニングの手法を取り入れた科目はまだ多く存在すると思われる。シラバスへの記載の周知を図る必要がある。

【4-3-②　教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック】

・完成年度を迎えていないため、ポートフォリオシステムで把握できる情報が揃っていないが、今後、学年進行が進むごとにデータが整うことになる。集約されたデータや可視化された学修成果をカリキュラムへ反映する方法や学修指導への有効活用方法の構築が求められる。
・現行カリキュラムの総括とその結果を用いた次カリキュラムの検討・構築が必要である。
・外部評価や学修成果の結果などから得られた情報をタイムリーに反映させる方法を検討する必要がある。
・AP を踏まえた、学修成果の把握・評価方法を構築する必要がある。
・CP 周知方法の強化を図る必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

【4-1-①　ディプロマ・ポリシーの策定と周知】

1) 学部

・令和 6 (2024) 年度の教育課程から「大学の DP」と「各学科の DP」の関係性を見直しており、現在の内容になってから完成年度を迎えていないため、引き続き内容の見直し・改善を踏まえた確認の継続が必要となる。

2) 大学院

・学部の新教育課程の運用を踏まえた教育課程の編成が必要となるため、引き続き検討を継続する。

【4-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成】

【4-2-⑤　教授方法の工夫と効果的な実施】

・25 年度のシラバス作成は 2024 年 12 月から開始となるため、「シラバス作成要領」を整理し、教務委員会・教務委員を通して周知の徹底を図る予定である。

【4-3-②　教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック】

・ポートフォリオの有効活用については、FD を通して対応を予定している。
・CP の周知方法の強化については、25 年度から学生便覧掲載にて対応を予定している。

基準 5. 教員・職員

5－1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

（1）5－1 の自己判定

「基準項目 5－1 を満たしている。」

（2）5－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

【事実の説明】

□学長がリーダーシップを適切に発揮できる体制を構築し、必要な規則を整備しているか。

・「学校法人大同学園組織規則」第 3 章（大学の組織）において、大学の組織、大学の職制及び大学の審議機関等の各項目について規定している。大学の意思決定に関する組織図を図 5-1-1 に示す。

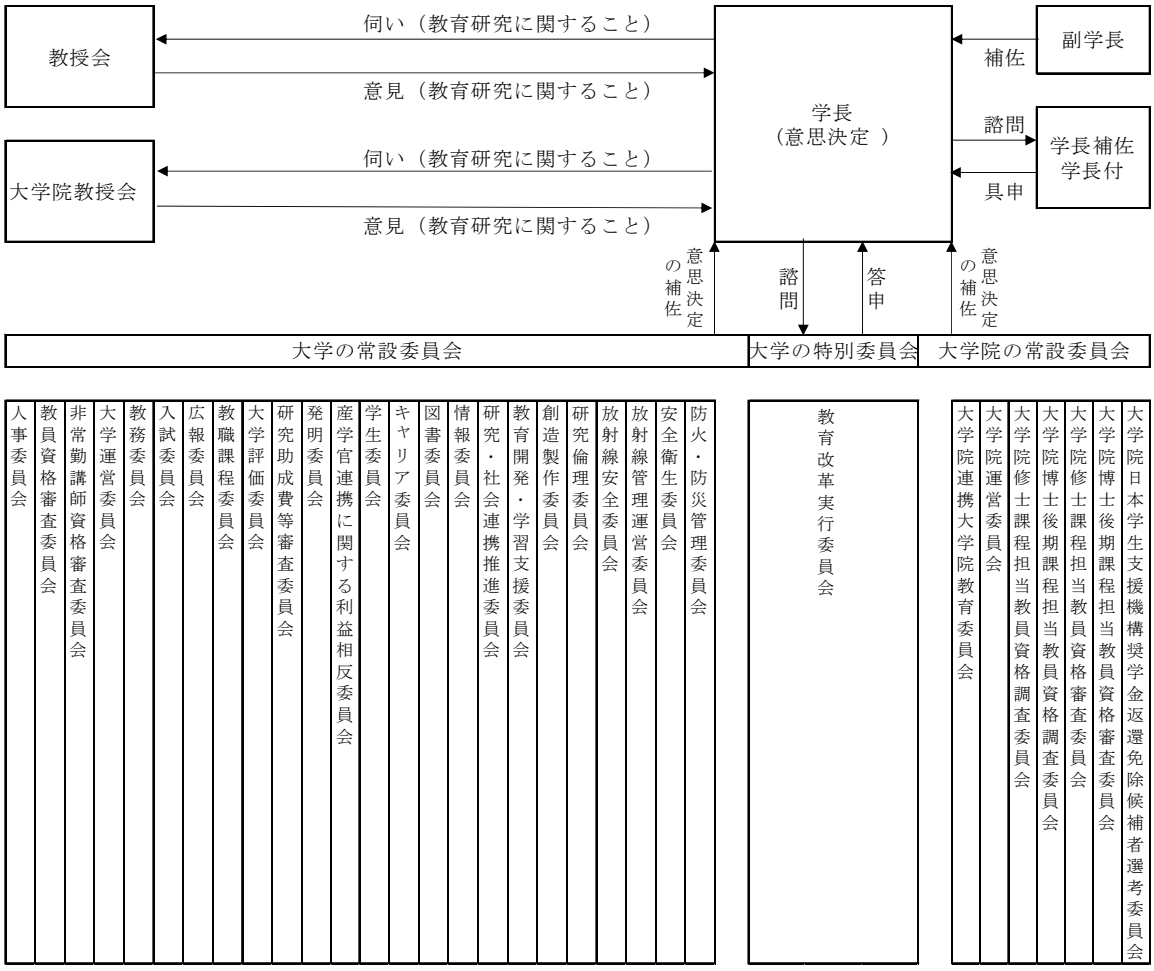

図 5-1-1 大同大学の意思決定に関する組織図

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制は、次の①～③である。

①「学校法人大同学園組織規則」第 18 条において、副学長を置くことを規定し、また、

必要に応じて、学長補佐及び学長付を置くこととしている。現在は 3 人の副学長、1 人の学長付を置いている。

②同規則第 23 条において、「大学に、学長の意思決定を補佐し、大学の円滑な運営を図る」ために、大同大学人事委員会をはじめ、24 種の委員会を設置すると規定している。また、同規則第 25 条において、「大学院に、学長及び大学院研究科長の意志決定を補佐し、大学院の円滑な運営を図る」ために、大同大学大学院連携大学院教育委員会をはじめ、7 種の委員会を設置している。

③同規則第 24 条及び第 26 条において、大学及び大学院に「学長が必要と認めたとき、特別委員会を置くことができる」と規定しており、現在は、教育改革を推進するために教育改革実行委員会を置いている。

・以上の補佐体制のもと、大学の重要事項にかかる意思決定の際には、次のように学長がリーダーシップを発揮している。

ボトムアップで重要事項を決定する場合の例

各委員会の委員長は、あらかじめ委員会の審議事項について学長または担当の副学長の了解を得たうえ、各委員会において審議し、審議結果を学長に報告する。学長は、委員会での審議結果を受け、「大同大学教授会規程」または「大同大学大学院教授会規程」に基づき審議議題を選定して、教授会または大学院教授会に意見を求めたうえ、意思決定を行う。

学長主導で重要事項を決定する場合の例

学長が委員長である教育改革実行委員会の下にその案件にかかる特別な小委員会を設置する。学長は小委員会からの答申を受け、委員会で審議を行ったうえで、教授会に意見を求め、意思決定を行う。

学長は中期計画策定にあたって、該当する各委員会に取り組むべき事項を提示し、各委員会から行動計画を提示させている。

※エビデンス資料

・大同大学教授会規程
・大同大学大学院教授会規程
・教育改革実行委員会要項

［指定するエビデンス資料］

□大学の意思決定に関する組織図

・大学の意思決定に関する組織図

□大学の意思決定に関する会議体の規則

・学校法人大同学園組織規則

□学長の職務権限に関する規則

・学校法人大同学園組織規則　（第 18 条）

【自己評価】

・「学校法人大同学園組織規則」において、大学の組織、大学の職制及び大学の審議機関等について定め、それに基づき、学長を補佐する副学長等を置き、常設の各委員会を設置している他、教育改革を推進するための教育改革実行委員会を特別委員会として設置し、学長が適切にリーダーシップを発揮できる体制を整備していると判断している。

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

【事実の説明】

□大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。

・「学校法人大同学園組織規則」第 18 条において、大学の組織の職とその職務について規定している。

・大学の意志決定の権限と責任は、同条において、学長の職務を、「校務をつかさどり、所属職員を統督する」と規定している。

・同条において、副学長の職務を、「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」と規定している。また、学長補佐及び学長付の職務を、「学長の求めに応じ大学の運営に関し、意見を具申する」と規定している。

□教授会などの組織上の位置付け及び役割が 明確になっており、機能しているか。

・学部の教授会を、「学校法人大同学園組織規則」第 21 条及び「大同大学学則」第 47 条に基づき設置し、その任務を、「大同大学教授会規程」において、教育研究に関する事項について、学長が決定を行うに当たり構成員が意見を述べることと規定している。

・大学院の教授会を、「学校法人大同学園組織規則」第 22 条及び「大同大学大学院学則」第 49 条に基づき設置し、その任務を、「大同大学大学院教授会規程」において、教育研究に関する事項について、学長が決定を行うにあたり構成員が意見を述べることと規定している。

・教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要な事項として学長が定めるものは、学部にあっては、「大同大学学長が定める教授会の任務に関する要項」において、また、大学院にあっては、「大同大学大学院学長が定める大学院教授会の任務に関する要項」において規定のうえ、周知している。

・各教授会は、「大同大学教授会及び大学院教授会の運営に関する要項」に基づき、適切に運営している。

・学生の懲戒にあたっては、「学生懲戒規程」に基づき、懲戒の要否及び懲戒の種類等を審査した学生委員会又は大学院運営委員会の報告を受け、学長が懲戒処分を行っている。

[指定するエビデンス資料]

□教授会に関する規則

・大同大学教授会規程
・大同大学大学院教授会規程
・大同大学学長が定める教授会の任務に関する要項
・大同大学大学院学長が定める大学院教授会の任務に関する要項
・大同大学教授会及び大学院教授会の運営に関する要項

□教授会の開催日時・議題一覧

・2023 年度教授会審議・報告一覧

□学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書

・大同大学学生懲戒規程

【自己評価】

・大学の使命・目的を達成するための組織を整備するとともに、大学の意志決定の権限と責任を明確にしている。また、その運営は適切に行われており、機能していると判断している。

5-1-③　職員の配置と役割の明確化

【事実の説明】

□教育研究活動のための管理運営の遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか。

・「学校法人大同学園組織規則」第 6 条において、学園に、教育職員、事務職員、技術職員及び用務職員を置くことを規定している。

・同規則第 9 条において、学園に法人本部を置き、学園、大学等の業務を遂行するための組織として、総務部、大学事務部、企画室、経理室及び情報室を置くことを規定している。総務部には、人事室、総務室、管財室及び高校事務室を、大学事務部には、教務室、学生室、キャリア支援室、図書館室、研究・社会連携推進室及び入試・広報室を置くことを規定している。

・同規則第 10 条において、法人本部には職員の事務を統括する法人本部長、及び法人本部長を補佐し事務を統括整理する法人本部副本部長を置くことを規定するとともに、部に部長を、室に室長を置くことを規定している。部長及び室長はそれぞれ、上司の命を受けて、所属職員を指揮監督し、部、室の事務を掌理することを規定している。

・同規則第 16 条において、大学の教学運営に関する業務を処理するための教学運営組織として、教務部、入試部、広報部、学生部、キャリアセンター及び情報センターを置くことを規定している。

・同規則第 18 条において、各教学運営の組織に、学長の命を受け、当該組織に関し、企画及び連絡調整を行うとともに、統括を行うために部長（センター長）を、その職務を補佐するために次長（副センター長）を置くことを規定しており、それらには専任教員が就いている。

・事務職員の部長及び室長は、教員とともに各委員会の委員になり、事務職員の立場から意見を述べるとともに教授会及び大学院教授会に陪席している。

・法人本部長は、理事として経営に参画するとともに、学長付として大学運営委員会及び大学院運営委員会の委員になり、職員の立場から意見を述べるとともに教授会及び大学院教授会に陪席している。

・事務体制は、専任の事務職員、嘱託職員、臨時補助員、派遣職員で構成されており、毎年、各組織における業務遂行状況を把握し、適正な人員配置が行われているか見直しを

行っている。

□職員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

・専任事務職員の採用計画は、各組織における業務遂行状況を含め年度毎に適正な人員構成を検討し、人事異動などを含めて採用人員を決定し、公募内容及び選考方法等を決めて選考を行っている。
・専任事務職員の昇任は、平成 24（2012）年 2 月に「専任事務職員の人事評価制度」を設け、職格毎に求められる職務遂行能力や知識について評価を行い、職格毎に定められた適格基準を満たしているか判断している。
・人事評価により人材の適性を考慮するとともに、適切な人事配置を行っている。

[指定するエビデンス資料]

□事務局組織図

・大同学園組織構成図

□事務分掌に関する規則

・学校法人大同学園組織規則

□職員採用・昇任の方針・規則

・事務職員の公募について
・専任事務職員の人事評価制度について

【自己評価】

・「学校法人大同学園組織規則」に基づき、大学事務を処理する組織及び教学運営組織に適切な職員を置くとともに、その役割を明確にしていると判断している。
・専任事務職員の採用は、年度毎に採用計画を定め適切に運用している。また、昇任は、人事評価制度に基づき、適切な運用を行っていると判断している。

5－2. 教員の配置

5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

（1）5－2 の自己判定

「基準項目 5－2 を満たしている。」

（2）5－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

【事実の説明】

1）学部

□設置基準上必要な教員を確保し、適切に配しているか。

・専任教員数は、大学設置基準上の基準教員数 103 人に対して 110 人であり、基準を満たしている。
・教授の人数は、大学設置基準上の基準数 54 人に対して 73 人であり、基準を満たしてい

る。
・教員の授業持ちコマについては、「教育業務エフォート及び教員持ちコマ数に関する指針」の中で「年間 14 コマ、前期及び後期それぞれの平均 7 コマとする。」ことを提示している。
・毎年 4 月に常勤理事会において、学長より大学教員配置の現状についての報告を行い、各学科等の入学定員、設置基準教員数、在籍教員数などを基に、適正な教員配置が行われているか確認を行っている。

□教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか

・教員の採用計画に関することは、常勤理事会又は理事会で審議している。学長は、採用を希望する学科等から提出された「教員採用計画案」に基づき、当該学科等とﾋｱﾘﾝｸﾞ等を実施のうえ、「教員採用計画案」を承認する。学長は、当該採用計画案について、常勤理事会において同意を得ることとし、又、退職教員の後任人事以外は、理事会においても同意を得るものとする。
・教員の資格基準及び募集に関することは、人事委員会で審議している。人事委員会の委員は、学長を委員長とし、副学長、大学院研究科長、学部長、教養部長、各学科から 1 人、教養部から 1 人、大学事務部長、人事室長で構成しており、全学の意思を反映する組織にしている。
・採用募集においては、事前に人事委員会において募集する専門分野、職位等を審議している。
・採用及び昇任の資格基準は、「大同大学教員の資格及び資格審査に関する規程」及び「教員の採用及び昇任の資格に関する申合せ」により、年齢、教育歴及び研究業績等を規定している。
・採用選考は、書類審査、候補者による教育及び研究に関するプレゼンテーション、及び面接を実施している。
・採用及び昇任候補者の資格審査は、学長を委員長とする教員資格審査委員会において行っている。
・採用及び昇任は、教員資格審査委員会及び教授会の審議並びに常勤理事会の承認を経て、理事長が決定している。

2) 大学院

□設置基準上必要な教員を確保し、適切に配しているか。

・「大同大学大学院学則」第 13 条の 2 において、大学院の研究指導及び授業は、大学院を担当する資格を有する教員が行うものと規定している。
・「平成十一年文部省告示第百七十五号(大学院設置基準第九条の規定に基づく大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数)」に定める基準教員数は、修士課程 35 人、博士後期課程 7 人である。これに対し、大学院担当教員数は、修士課程 70 人、博士後期課程 44 人であり、基準を満たしている。

□教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか

・大学院担当教員の資格基準に関しては、「大同大学大学院教員資格審査規程」並びに「大学院修士課程担当教員資格審査に関する申合せ」及び「大学院博士後期課程担当教員資

格審査に関する申合せ」において、高度の教育上の指導力、研究上の業績等を規定している。
・大学院担当教員の資格審査では、大学院修士課程担当教員資格調査委員会または大学院博士後期課程担当教員資格調査委員会において、資格の適否を調査及び審議する。
・資格の適否の調査及び審議後、大学院修士課程担当教員資格審査委員会または大学院博士後期課程担当教員資格審査委員会、大学院教授会における審議を経て、学長が資格の認定を決定する。ただし、既に資格を有しており、再審査する者には、両審査委員会における審議は行わない。

※エビデンス資料
・教育業務エフォート及び教員持ちコマ数に関する指針
・大同大学大学院学則
・大同大学大学院教員資格審査規程
・大学院修士課程担当教員資格審査に関する申合せ
・大学院博士後期課程担当教員資格審査に関する申合せ

[指定するエビデンス資料]

□教員の採用･昇任の方針･規則
・大同大学教員の資格及び資格審査に関する規程
・大同大学教員の採用及び昇任の資格に関する申合せ
・大同大学教員の採用選考手続きに関する申合せ
・大同大学教員の昇任手続きに関する申合せ

□教員人事に関する会議体の規則
・学校法人大同学園常勤理事会規程
・大同大学人事委員会規程
・大同大学教員資格審査委員会規程
・大同大学教授会規程

【自己評価】

1）学部
・教員の採用及び昇任を規則に基づき適切に行うとともに、「大学設置基準」に基づく必要人数を満たしており、教員の確保と適切な配置を行っていると判断している。

2）大学院
・大学院担当教員の資格審査を規則に基づき適切に行うとともに、「平成十一年文部省告示第百七十五号（大学院設置基準第九条の規定に基づく大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数）」に基づく必要人数を満たしており、教員の確保と適切な配置を行っていると判断している。

5－3. 教員・職員の研修・職能開発

5-3-① FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

5-3-② SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

（1）5－3 の自己判定

「基準項目 5－3 を満たしている。」

（2）5－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

【事実の説明】

□教育内容や方法を改善するための研修･研究を教職協働で組織的･計画的に実施し、見直しを行っているか。

○FD 組織

・本学では、FD 活動を推進し、教員の資質･能力向上に取り組む機関として、平成 13(2001)年度に授業開発センターを設置した。

・平成 30(2018)年度には、授業開発センターと学習支援センターを統合した教育開発・学習支援センターを設置した。これにより統合前の両センターが有していた様々な知見をもとに、さらなる教育の改善・改革を推進することを目指している。

・同センターは、センター長、副センター長、学科等・教養部より選出されたセンター所員（教育開発・学習支援委員会委員）及び事務職員により構成している。

・同センターは、学生による授業評価アンケートの実施、教員による相互評価としての研究授業と授業研究会の実施、授業改善の支援として授業改善助成制度の実施、出版物の発行等を行っている。

○授業評価アンケート

・各学期（年 2 回）の授業の第 13・14 週に、全授業科目に対して授業評価アンケートを実施している。各教員の担当科目ごとに集計した数値データと学生の自由記述に基づいて、各教員は自らの授業方法の問題点・改善方策を検討し、アンケート結果報告書としてまとめている。この報告書は、本学教職員及び学生を対象に本学のホームページに掲載し、公表している。

・授業評価アンケートにおいて教員の授業内容及び方法に関わる評価が、本学が定める基準を下回った場合、学長より授業改善依頼を行うとともに、改善方策の提出を義務付けている。

・平成 30（2018）年度より、授業改善に向けた取組を従来よりも迅速かつ効率的に行うため、授業担当者に対する授業評価アンケートの結果のフィードバックや授業担当者が提出する報告書の作成などを Web 化した。

・授業評価アンケートは、Web 化したことにより回答率は低下している。回答率向上のため、他大学の状況等の調査を行い、適切な目標値を設定し、目標を達成できるように進めていく。

○研究授業及び授業研究会

・教員による相互評価として、研究授業（授業の公開）及び授業研究会（公開した授業に対する意見交換会)をそれぞれ各学期7回(年間14回)程度実施している。平成13(2001)年に第1回の研究授業及び授業研究会を実施してから、これまでに23年間で328回実施している。

・授業担当者は、授業運営に関する資料を作成・提出し、授業参観者に事前に配付する。授業研究会では参観者からのアンケートと受講学生からの当日のアンケート結果を基に、意見交換を行っている。

・平成27（2015）年度から、研究授業及び授業研究会に加え、各学科・専攻・教室単位で、授業間の連携、カリキュラムの改善、同一科目における教育内容の検討などを行う教育プログラム検討会も実施している。

○授業改善助成制度

・教員による授業改善の支援を目的として平成15（2003）年度より「授業開発助成制度」（現：「授業改善助成制度」）を設け、全学的な授業改善を継続的に啓発している。

・平成28（2016）年度からは授業改善に対する取組だけでなく、授業のアクティブラーニング化の推進を目的に、スチューデント・アシスタントの採用、PBL型授業に対する支援も行っている。

○出版物等

・研究授業・授業研究会及び教育プログラム研究会に関する報告は、年2回発刊している「授業批評」（教育開発・学習支援センター所報）に掲載している。

・研究授業及び授業研究会等で得られた授業運営のアイデアやヒントを教員間で共有するために、平成20（2008）年度に「授業批評」に新たな知見を加え編集した「みんなでつくるDITの授業」を発刊した。その後、平成23（2011）年度に「みんなでつくる大同大学の授業」に改訂した。

・平成31（2019）年度には、「授業批評」に掲載したアクティブ・ラーニングの取組状況や講演会の内容を編集して、「みんなでつくる大同大学の授業　ーアクティブラーニング編ー」を発行し、アクティブラーニングに関する知見を学内に発信し、アイデアを共有するとともに、学外の教育機関にも配付している。

・教育開発・学習支援センターで実施している、学生による授業評価アンケートや教員相互による授業研究等のFD活動や基礎学力の理解に不安を感じている学生をサポートする学習支援等の活動について、実施内容や分析結果等をホームページ上で情報公開している。

○研修

・教員のFD活動の一環として、平成21（2009）年度から平成26（2014）年度まで「授業」をテーマに授業開発センターシンポジウムを開催し、平成27（2015）年度からはアクティブラーニングを推進するために、学外者による講演会・グループワークを開催している。

・毎年度初めには、新任教員を対象として 2 回にわたり研修・懇談会を開催し、本学の FD 活動を周知している。
・学外で実施される FD 研修に積極的に参加し、そこで得られた知見を「授業批評」に掲載し、情報を共有している。
・今後は、令和 6（2024）年度内に制定した「大同大学が求める教員像」に沿って、さらに体系的な FD 活動を実施していく。

※エビデンス資料
・大同大学教育開発・学習支援センター規程
・授業評価アンケート結果に基づく授業改善依頼要項
・授業評価アンケートシステム（学内限定）https://www.fd-manager.jp/s/Login
・授業評価アンケート報告書（学内限定）http://www-dit.daido-it.ac.jp/~cti/
・大同大学授業研究活動等に関する実施要項
・大同大学授業改善助成要項・授業批評　vol.85
・みんなでつくる DIT の授業
・みんなでつくる大同大学の授業
・みんなでつくる大同大学の授業-アクティブラーニング編-
・FD 講演会一覧
・授業運営等に関する新任教員の研修・懇談会について（2024 年 3 月 4 日　大学運営委員会資料、議事録）

[指定するエビデンス資料]
□FD の方針･計画
･大同大学授業憲章 2001
□FD の実施報告書
･大同大学教育開発・学習支援センター活動年報

【自己評価】
・教育開発・学習支援センターを設置し、教育内容や方法を改善するための研修・研究を教職協働で組織的・計画的に実施していると判断している。
・教員による相互評価として、研究授業・授業研究会及び教育プログラム研究会を定期的に実施し、授業改善・教育改善に努めるとともに情報を共有し、見直しを行っていると判断している。

5-3-②　SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み
【事実の説明】
□ 職員の資質･能力向上のための研修などを組織的･計画的に実施し、見直しを行っているか。
・令和 4（2022）年に「大同学園事務職員理想の職員像コンピテンシーシート」を作成し、課長以上を対象としたプロ職員に求められる行動要件と主査及び書記を対象とした中堅

職員に求められる行動要件を定めた。
・平成 28（2016）年 7 月に「学校法人大同学園事務職員の研修に関する実施方針」を制定し、新任職員、若手職員、中堅職員及び管理職員の各階層を対象とした階層別研修、各部署共通のテーマで実施する共通テーマ研修及び各部署の専門業務に関わる日本私立大学協会や各種団体が主催する研修会に参加する専門業務研修を定めた。
・年度の始めに、理事（教員を除く）及び事務系管理職で構成する室長会において、1 年間の研修計画を報告し、その計画に基づき研修を実施している。
・令和元（2019）年 12 月から事務職員は「業務管理・キャリアシート」に基づく上長との面談を年 2 回実施し、組織目標の達成、能力開発や人材育成、協力と協働による業務の推進、人事評価制度構築のステップとしている。「大同学園事務職員理想の職員像コンピテンシーシート」の作成後はコンピテンシーの自己評価を用いた振り返りを同時に実施している。
・令和 6（2024）年度から「大同学園事務職員理想の職員像コンピテンシーシート」に定めた事務職員のコンピテンシーの向上及び改善を目指して、自主的オンライン学習の仕組みを導入している。
・当該年度の必要に応じて、適宜、若手職員を講師とした学内勉強会を実施し、各部署の担う業務及び専門知識の共有と事務職員全体の基礎能力の向上を目指している。
・令和元（2019）年 7 月に「学校法人大同学園 事務職員業務改善報奨制度」を制定し、事務職員の業務改善に対して功績を称えることで、職務に対する意識向上、組織の活性化及び業務の改善を促している。
・令和 4（2022）年度から働きがいのある職場づくりを目指して、教職員のエンゲージメントにおける課題を認識し改善につなげるため、「教職員のエンゲージメント調査」を実施している。
・令和 6（2024）年度に「大同大学が求める教員像」を定め、円滑な大学運営に寄与することができる者の育成を目指している。
・令和 3（2021）年度から毎年ハラスメント研修を実施している。

※エビデンス資料
・大同学園事務職員 理想の職員像 コンピテンシーシートについて＜ご報告＞
・理想の職員像コンピテンシーチェックシート
・2019-2020 年度 業務管理･キャリアシートの記入と上長による個人面談の実施について
・学校法人大同学園事務職員業務改善表彰制度
・専任事務職員の人事評価制度について
・エンゲージメント調査のお願い

［指定するエビデンス資料］
□SD の方針･計画
・学校法人大同学園事務職員の研修に関する実施方針
・2024 年度研修予定（2024 年 6 月室長会　資料）

□SD の実施報告書

・2024 年度学内研修報告（2024 年 8 月室長会　資料）

【自己評価】

・事務職員に対して、理想の職員像に基づく、資質・能力向上のための人材育成の仕組みを体系化し、上長との面談や学内研修、自己啓発型学習、業務の改善報奨など階層に応じた組織的・計画的な人材育成を実施していると判断する。

・「大学設置基準」第 11 条の規定において研修の機会を設けることとなっており、教員、大学執行部等に対して研修を実施しているが、体系的な研修の機会は設けられていない。

5－4. 研究支援

5-4-①　研究環境の整備と適切な管理運営

5-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

5-4-③　研究活動への資源の配分

（1）5－4 の自己判定

基準項目 5－4 を満たしている。

（2）5－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-①　研究環境の整備と適切な管理運営

【事実の説明】

□快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。

・「大同大学における学科等が使用する諸施設の有効活用に関する実施要項（令和 3(2021)年 4 月 1 日学長裁定)」において研究・実験に係る施設面積の配分基準を定めている。専任教員 1 人当り 200 ㎡（ただし教養部は 25 ㎡）を学科等の教員数で乗じた面積を目安に学科等に配分している。毎年、各学科等が使用する施設面積の点検・調査を実施し、大学組織の変化等に応じた調整等を行っている。

[指定するエビデンス資料]

□研究環境に関する調査の結果

・2024 年度　居室整備について（2024 年 2 月 7 日大学運営委員会資料）

□研究環境整備の方針・計画

・大同大学における学科等が使用する諸施設の有効活用に関する実施要項

【自己評価】

・研究環境を適切に整備し、それらを有効活用していくための委員会を設け、令和 6(2021)年度より各学科等が使用する研究・実験室等の管理状況を可視化し、適切に運営・管理していると判断している。

5-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

【事実の説明】

□研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか。

○研究不正に係る諸規則の整備

・本学では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26（2014）年 8 月 26 日　文部科学大臣決定）に沿って、「大同大学研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を整備している。さらにこの規定を適宜見直している。

・同規程において、研究倫理責任者として副学長を指名し、また研究活動上の不正行為に係る申立て、調査等について規定している。

・また、「研究倫理委員会」を設置し、研究活動上の不正行為に係る調査及び認定、人を対象とした試験・実験計画における倫理上の課題に対する対応策等を審議する体制を整えている。

・倫理教育については、新任教員に対し、教材（「科学の健全な発展のために」丸善出版）を配付しその独習を義務化している。さらに文部科学省科学研究費助成事業（科研費）への応募予定教員に対しては、座学形式で独自教材を用いた倫理教育を実施している。

・「大同大学研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を本学のホームページに掲載し、学内外に広く周知している。

○利益相反に係る規則の整備

・産学官連携活動上、利益相反が発生することを防止するために、「大同大学利益相反ポリシー」を定めるとともに、「産学官連携に関する利益相反委員会」を設置している。

○公的研究費の適正な運営・管理に係る諸規則の整備

(1) 諸規則の整備

まず基本方針として、学長裁定で、

・「公的研究費における不正使用防止に関する基本方針」

・「大学における公的研究費の使用に関する行動規範」

を定めている。次に責任体系を明確化し、

・最高管理責任者：学長

・統括管理責任者：副学長（学長指名）

・コンプライアンス推進責任者：大学事務部長

としている。これを具現化する諸規程・ルールとして

・大同大学公的研究費の適正な運営・管理に関する規程

・大同大学における公的研究費の不正防止計画

・大同大学における公的研究費に係る取引停止に関する実施基準

・大同大学における公的研究費に関する内部監査マニュアル

・大同大学における公的研究費に係る取引停止に関する実施基準

を定めている。

(2)諸規程の概要及び実施状況

・「大同大学公的研究費の適正な運営・管理に関する規程」は、「研究機関における公的研究

費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19（2007）年 2 月 15 日、令和 3（2021）年 2 月 1 日改正 文部科学大臣決定）に沿ったものである。
・同規程において、公的研究費とは、文部科学省のみならず、国、地方自治体及びそれらが設置した外郭団体等の公的機関から配分される競争的研究費、と広く定義している。
・同規程において、責任体系として最高管理責任者として学長を指名し、責任・権限及び役割に応じて、統括管理責任者等を置くこととし、責任体系を明文化している。
・同規程で定めている公的研究費の不正防止計画、管理・監査についてはそれぞれ、「大同大学における公的研究費の不正防止計画」、「大同大学における公的研究費に関する内部監査マニュアル」を整備している。
・毎年 5 月頃、「大同大学における公的研究費に関する内部監査マニュアル」に基づき、前年度の公的研究費（主に科研費）から数件を抽出し、内部監査（定期監査、特別監査、リスクアプローチ監査）を実施している。
・さらに、学内のみならず取引業者も含めた公的研究費の適正管理を行うため「大同大学における公的研究費に係る取引停止に関する実施基準」を整備している。
・令和 3（2021）年のガイドライン改定では、公的研究費の不正使用に対して、対策強化が求められている。この改定に沿って、①ガバナンスの強化、②意識改革、③不正防止システムの強化の 3 点に取り組んでいる。「①ガバナンスの強化」では、前年度の実績と当年度の計画について、大同学園理事長、学長等大同学園の常勤の理事が出席する常勤理事会において審議を実施している。この常勤理事会には、大同学園の監事も出席し、不正防止計画について、意見を求めている。このような取り組みを通じて年間で PDCA を回している。「②意識改革」では、(4)で述べるように、公的研究費が配分される教員のみならず、全教員に対し、教育研究費の不正使用防止のための継続的な啓発活動を実施している。「③不正防止システムの強化」では、①でも述べたように内部監査を実施しているが、その際、外部の監査法人の専門家の指導を仰ぐ等の取り組みも実施している。

(3)科研費の取り扱い
・公的研究費の中で、特に科研費に係る補助金等の取り扱いについては、「大同大学科学研究費助成事業に係る補助金等の取扱要綱」を整備している。また、学内における説明会において毎年「コンプライアンス教育・研究倫理教育に関する講習会」を実施した上で、公的研究費の管理・執行における「誓約書」の提出を義務付けている。

(4)啓発活動の実施
・公的研究費のみならず、学内で配分される教育研究費、学内の研究助成制度に基づいて採択される学内競争的研究費、学外から導入する企業等との共同研究費、奨学寄付金等、教員が執行するすべての教育研究費に関して、執行ルールを定めており、不正使用を発生させないための啓発活動を都度実施している。

(5)学生に対する啓発活動
・教員のみならず、学部学生、大学院生に対しても、研究費の不正使用、研究活動上の不正行為の防止（研究倫理教育）について教育を実施している。

(6)諸規則の周知
・(1)項に示した方針・諸規程等は、本学のホームページに掲載し、学内外に広く周知している。

※エビデンス資料

・大同大学研究倫理委員会規程
・研究倫理教育の実施確認書(教職員配付用)
・大同大学利益相反ポリシー
・大同大学産学官連携に関する利益相反委員会規程
・大同大学公的研究費における不正使用防止に関する基本方針
・大同大学における公的研究費の使用に関する行動規範
・公的研究費の適正な運営･管理に関する規程
・大同大学における公的研究費の不正防止計画
・大同大学における公的研究費に係る取引停止に関する実施基準
・大同大学における公的研究費に関する内部監査マニュアル
・大同大学科学研究費助成事業に係る補助金等の取扱要綱
・2024 年度科学研究費助成事業（科研費）公募要領等説明会及びコンプライアンス教育・研究倫理教育に関する講習会（開催案内）
・公的研究費の管理・執行における「誓約書」の提出について
・大同大学　ホームページ　公正な研究活動への取組み　https://www.daido-it.ac.jp/research/study/management.html
・ATTENTION PLASE 2024 P.59
・公的研究費に関する内部監査結果

[指定するエビデンス資料]

□研究倫理に関する規則

・研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程

□研究費の適正利用に関するマニュアル

・予算の適正な執行について（2018 年 3 月　大学運営委員会資料）

【自己評価】

・研究不正、利益相反及び公的研究費の適正管理に係る諸規則を整備するとともに、それらの運用についても規定しており、厳正に運用していると判断している。

5-4-③　研究活動への資源の配分

【事実の説明】

□研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援と RA(Research Assistant)などの人的支援を行っているか。

□研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。

○学内研究資金の配分

・学内研究資金のうち、教員に配分している研究費は、次のとおりである。

①各教員の教育研究及び学部生・大学院生の研究のため、「教育資材費・機械器具費」、「卒業研究費」、「院生研究費」として、学科等、教養部を通じて年度単位で配分している。

②新任教員には着任初年度のみ研究室の環境・インフラ整備費用として「教育資材費・機械器具費（初動資金）」を配分している。

・学内研究資金のうち、教員の申請に基づき採択する研究助成費は、次のとおりである。

①教員が海外の学会等で研究成果を発表する場合に費用の一部を援助する制度として、「海外学会発表等援助金」を設けている。

②教員が審査論文を投稿する際に掛かる費用の一部を援助する制度として、「教員論文投稿料補助」を設けている。

③教員や学生等による発明に関して、「学園職務発明規程」及び「学園学生等発明規程」を制定している。個々の案件については発明委員会で審議のうえ、出願の可否を決定している。特許を受ける権利等は、発明者から大同学園へ権利を譲渡した上で出願することにしており、出願等に伴う経費については、別に全学的な予算を計上し、出願や権利維持等に必要な費用を支出している。

・学内研究資金のうち、教員の申請に基づき研究助成費等審査委員会を経て採択する競争的研究費は、次のとおりである。

①優れた研究活動に対する助成制度として、研究助成費等審査委員会を経て採択する「研究奨励金」を設けている。

②令和 6(2023)年度から新たに学内での共同研究奨励金制度を設け、複数の学科・研究室を跨ぐ、異分野横断型 の共同研究を奨励している。

○外部研究資金の導入と外部研究資金獲得に向けた学内奨励金制度の設置

・本学では外部研究資金の積極的な導入に努めている。

・公的な競争的研究費としては、文部科学省科学研究費助成事業（科研費）への申請を奨励しており、学内で説明会等を開催して教員に周知を図っている。表 5-4-1 に科研費への申請・採択状況を示す。

表 5-4-1　科研費への申請・採択状況

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
申請件数	30	25	25	24	30
採択件数	8	4	5	4	6(5 月時点)

・科研費への応募を奨励するため、学内において令和元(2019)年度から「科研費研究奨励金」制度を設けている。この制度は令和 5(2023)年度にこれまでの運用実績をフィードバックし、より効果的に機能する形に見直しを行っている。

・科研費研究奨励金は、次のとおりである。いずれの研究資金も教員からの申請に基づき研究助成費等審査委員会で審議のうえ、学長が決定し、配分している。

①「科研費研究奨励金(B)」は、科研費に採択された教員の各研究課題の研究費を助成するもので、研究成果の質的・量的向上を目指している。
②「科研費研究奨励金(C)」は、科研費に不採択となった教員の各研究課題に対し、次年度への科研費への応募のための準備研究費として配分するものであり、採択件数の増加を目指している。

・財団法人等からの助成金獲得にも注力している。財団法人等からの助成公募情報は、研究･社会連携推進室で集約して､学内の電子掲示板や電子メール等で各教員に提供して、申請を支援している。
・企業等との共同研究、企業からの奨学寄附金・受託研究等の制度を整備しており、それらを実施する際の事前相談、契約の締結等の支援を研究・社会連携推進室が実施している。この取組の結果、多くの外部研究資金を導入している。また、企業との共同による公的資金の受入れは、経済産業省戦略的基盤技術高度化支援事業(サポイン事業)、中小企業経営支援等対策費補助金（成長型中小企業等研究開発支援事業(Go-Tech 事業)）および愛知県の知の拠点あいち重点研究プロジェクトでの採択実績がある。こうした連携活動については、基準Ａで詳述する。

○研究設備
・研究設備は、個々の教員が導入する設備のほか、共同利用研究設備を教員・大学院生等が全学的に共通して使用できることを「大同大学共同利用研究設備規程」において定めている。現在、走査型電子顕微鏡、走査型プローブ顕微鏡、ガスクロマトグラフ等が設置されている。

○研究推進体制
・本学では教員の研究活動に対し､支援に留まらずさらに推進するため従来組織を再編し、令和 4（2022）年 4 月 1 日に研究・社会連携推進センターを設置し、研究・社会連携推進室の事務職員等がその業務にあたっている。

※エビデンス資料
・学校法人大同学園大同大学海外学会発表援助金支給規程
・審査論文投稿料補助願（様式）
・学校法人大同学園職務発明規程
・学校法人大同学園学生等発明規程
・2024 年度学内研究助成費等採択結果（報告）（2024 年 1 月　常勤理事会資料）
・2024 年度科研費研究奨励金(B)(C)の採択・交付について（2024 年 6 月度　常勤理事会資料）
・大同大学共同利用研究設備規程

［指定するエビデンス資料］
□研究活動への資源配分に関する規則
・2023 年度学部等予算（大学運営委員会資料　2023 年 6 月 7 日）
・2023 年度大学院予算について（大学院運営委員会資料　2023 年 6 月 8 日）
□研究活動に対する RA など人的支援に関する規則

・なし

□科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書

・2024 年度(令和 6 年度) 科学研究費助成事業（科研費）公募要領等説明会　及びコンプライアンス教育・研究倫理教育に関する講習会（次第）

□外部資金応募･獲得の実績一覧

・2023 年度外部研究資金導入状況について（報告）(2024 年 5 月度　常勤理事会資料)

【自己評価】

・種々の研究資金の配分、科研費等の公的資金や企業との共同研究等の獲得への支援等、共同利用設備や人的支援の体制を整備しており、研究活動への資源の配分を適切に行っていると判断している。

[基準 5 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

【5-1-③　職員の配置と役割の明確化】

・事務職員の昇任においては、評価基準に基づいて評価を行い、その総合評価点により該当資格への昇格等を行っている。

【5-2-①　教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置】

・教員の採用及び昇任において、各学科からの採用計画や昇任の推薦などの意向を基に、常勤理事会において人事計画を検討している。

【5-3-①　FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施】

・職能開発については、教育内容・方法等の改善のため、教育開発・学習支援センターを設置し、全学的な FD 活動及び研修を推進している。

【5-3-②　SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み】

・「学校法人大同学園 事務職員業務改善報奨制度」制定後、令和元（2019）年度に 3 件、令和 2（2020）年度に 3 件、令和 3（2021）年度に 4 件、令和 4（2022）年度に 1 件が表彰されており、特に 30 歳以下の事務職員を中心に業務改善意欲の向上に寄与している。

【5-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用】

・研究費の執行については、公的研究費のみならず、学内で配分される教育研究費及び民間企業等からの共同研究費等を含め、きめ細かい継続した啓発活動を実施している。その結果、これまでのところ研究活動上の不正、公的研究費の不正使用、利益相反事件は、発生していない。

【5-4-③　研究活動への資源の配分】

・研究奨励金、科研費研究奨励金等の学内研究助成制度を充実させている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

【5-1-③　職員の配置と役割の明確化】

・事務職員の採用に関する方針が明確に定められていない。

【5-3-①　FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施】

・授業評価アンケートについて、平成 30（2018）年度より、授業改善に向けた取組を従来よりも迅速かつ効率的に行うため、授業担当者に対する授業評価アンケートの結果のフィードバックや授業担当者が提出する報告書の作成などを Web 化した。Web 化したことにより、アンケートの回答率が約 90%から 65%に減少している。他大学も Web 化することにより回答率が低下しているので、今後は他大学の状況も確認し、回答率の妥当性を検証するとともに可能な限り回答率を上げていく。

【5-3-②　SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み】

・教員に対して、大学運営に関する知識及び技能の習得とその能力及び資質を向上させることを目指した体系的な研修計画が立てられていない。

【5-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用】

・研究費の適正な運営・管理に関する諸規則は、公的研究費に限っている。広く学内の教育研究費まで対象を拡大するかどうか検討が必要。

【5-4-③　研究活動への資源の配分】

・科研費への申請・採択状況は、横ばい状態であるので、更なる対策が必要と考える。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

【5-1-③　職員の配置と役割の明確化】

・事務職員の採用に関する方針を定め、適正な採用計画を立て実行する。

【5-3-①　FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施】

・授業評価アンケートへの回答率を上げるための方策として、回答率の低い授業を担当している教員への連絡を徹底する。また、学生にも Teams やポータルサイトを用いて繰り返し周知する。

【5-3-②　SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み】

・教員を対象とした体系的な研修計画を作成する。

【5-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用】

・公的研究費を含めた学内で管理するすべての教育研究費に適用する諸規則について検討する。

【5-4-③　研究活動への資源の配分】

・今後、さらに科研費等の公的研究費の獲得に向けて、上述の科研費研究奨励金の制度を活用し、申請・採択件数を増やすことに努める。
研究・社会連携推進ラボラトリー制度を新たに制定し、令和 7（2025）年 4 月から運用開始することを計画しており、更なる外部資金の獲得および社会連携を推進する。このラボラトリー制度の中に科研費に採択された研究代表者が構成員となる基礎・応用研究ラボラトリーを設けており、更なる科研費への申請数の増加を図る。

基準 6. 経営・管理と財務

6－1. 経営の規律と誠実性

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

（1）6－1 の自己判定

「基準項目 6－1 を満たしている。」

（2）6－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

【事実の説明】

□組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を誠実に行っているか。

・学園は、「学校法人大同学園寄附行為」（以下、本基準において「寄附行為」と略記。）とこれに基づいた諸規程を整備し、高等教育機関の設置者として社会の要請に応え得る経営を行っている。

・寄附行為第 7 条に基づき、監事を 3 人置き、第 15 条において、法人の業務や財産の状況を監査する等を定めている。また、第 19 条において、評議員会を置き、予算、借入金、事業計画等に関して、理事長からの諮問について意見を述べることを定めている。

・学内の管理運営体制に関することは、「学校法人大同学園組織規則」、「学校法人大同学園就業規則」、「大同大学学則」、「大同大学大学院学則」、「大同大学大学運営委員会規程」及び「大同大学教授会規程」等の諸規則に規定している。

・教職員の組織倫理に関することは、「学校法人大同学園就業規則」の「第 7 章　服務」において、服務心得、服務規律等を規定している。

・各種法令を遵守するため「学校法人大同学園公益通報に関する規程」を制定している。

・個人情報保護倫理に関することは、「学校法人大同学園個人情報保護規程」及び「学校法人大同学園個人番号及び特定個人情報取扱規程」に規定している。

・以上の他、地域社会や産業界等との連携・交流に関する倫理について、「大同大学産学交流倫理基準」、「大同大学産学官連携ポリシー」、「大同大学利益相反ポリシー」及び「大同大学における公的研究費の使用に関する行動規範」を規定している。

□法令などに基づき、教学マネジメント指針を参考に、情報の公表を適切に行っているか。

・学園は、情報公開に関する基本方針を「学校法人大同学園情報公開方針」に定め、「学校法人大同学園情報公開規程」に基づきホームページ、刊行物への掲載等により学園及び設置する学校が保有する情報を公表している。

・「学校法人大同学園情報公開規程」では、私立学校法・学校教育法・同施行規則の他関連する法令に基づく公開事項を規定している。

・また、教学マネジメントを確立するため、学修成果の可視化に関する各種調査を行い、その結果についてホームページで公表している。

□法人の業務の適正を確保するために必要な内部統制システムを適切に整備しているか。

・内部統制システムの整備として、今般の私立学校法の改正により、「理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を

確保するために必要なものとして文部科学省令で定める体制の整備」が必要となり、本学園ではその基本方針を令和 6（2024）年 12 月の理事会において決定した。

・「内部統制システム整備の基本方針」の決定に伴い制定・改正する規程として「内部監査規程」、「リスク管理規程」、「コンプライアンス規程」、「文書管理規程」、「監事監査規程」等を掲げ、令和 7（2025）年 4 月 1 日施行にむけて令和 6（2024）年度内の手続き完了を予定している。

※エビデンス資料

・学校法人大同学園寄附行為
・学校法人大同学園組織規則
・大同大学学則
・大同大学大学院学則
・大同大学大学運営委員会規程
・大同大学教授会規程
・大同大学産学官連携ポリシー
・大同大学における公的研究費の使用に関する行動規範

［指定するエビデンス資料］

□組織倫理に関する規則

・学校法人大同学園就業規則
・学校法人大同学園公益通報に関する規程
・学校法人大同学園個人情報保護規程
・学校法人大同学園個人番号及び特定個人情報取扱規程
・大同大学産学交流倫理基準
・大同大学における公的研究費の使用に関する行動規範
・大同大学情報セキュリティ対策基準
・大同大学利益相反ポリシー

□情報公表に関する規則

・学校法人大同学園情報公開方針
・学校法人大同学園情報公開規程

□学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL

・大同大学ホームページ：情報公開
https://www.daido-it.ac.jp/outline/disclosure/

□私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL

・大同大学ホームページ：情報公開　18. 学校法人大同学園　役員概要、寄附行為
https://www.daido-it.ac.jp/outline/disclosure/
・大同大学ホームページ：計算書類等、監査報告及び財産目録等
https://www.daido-it.ac.jp/outline/financial/

□内部統制の組織体制を示す図

・内部統制の組織体制を示す図を 2025 年度中に制定予定

□内部統制に関する規則

・内部統制に関する規則を 2024 年度中に制定予定

【自己評価】

・組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を誠実に行っていると判断している。
・法令などに基づき、情報の公表を適切に行っていると判断している。但し、教学マネジメント指針を参考にした議論は行われておらず、指針で例示されるような学修成果・教育成果に関連した形での公表内容とはなっていない。
・法人の業務の適正を確保するために必要な内部統制システムの整備については、既に計画を策定し、実行中である。

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

【事実の説明】

□環境や人権について配慮しているか。

○環境保全への配慮

・省エネルギー推進委員会を学園に設置し、年間総エネルギー削減目標を定め、夏季及び冬季における冷暖房の目標設定温度を周知する等、環境保全活動を推進している。
・受動喫煙防止法に基づき、建物内を禁煙と定めるとともに、学内に喫煙所を設置し、受動喫煙の防止に努めている。
・「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づき、毎年、事業系一般廃棄物の減量計画を立て名古屋市に提出している。
・名古屋市の「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」に基づき、毎年、地球温暖化対策実施状況報告書を名古屋市に提出している。

○人権への配慮

・「学校法人大同学園ハラスメント防止等に関する規程」を制定し、ハラスメント防止等を図るとともに、「大同学園ハラスメントに関する指針」を、大学ホームページに掲載している。また、相談窓口を設置することによって、事案が発生した時に適切に対応できる体制を整備している。
・学園及びその設置する学校が保有する個人情報の取り扱いに関し、学園の責務を明確にするとともに、個人情報の適切な保護に資することを目的に「学校法人大同学園個人情報保護規程」及び「学校法人大同学園個人番号及び特定個人情報取扱規程」を定めている。また、適切な運営のため学校法人大同学園個人情報保護委員会を設置している。

□学内外に対する危機管理の体制を整備し、それが適切に機能しているか。

・教職員の安全確保と健康の維持増進を図り、快適な教育研究環境と作業環境を形成するため、「学校法人大同学園安全衛生管理規程」により管理基準を制定し、同規程の運営を円滑に行うため、学園に学校法人大同学園安全衛生管理委員会を、大学に大同大学安全衛生委員会を設置している。労働安全衛生法に基づく安全衛生管理体制を明確にし、労働災害の防止、安全衛生の教育、健康に関すること等、安全衛生に関する活動を推進することによって、事故、労働災害、健康障害等の防止に努めている。
・学生に向けての日常の安全衛生に関する啓発と災害や怪我等緊急時の対応、さらには各

学科・専攻が行う実験に係る基本事項についてのガイドブック「安全の手引（安全な学生生活のために）」を毎年更新するとともに、学生及び教職員に配付し、安全教育に努めている。

・心肺蘇生の救命処置として、AED（自動体外式除細動器）を滝春校舎の A 棟 1 階保健室前、B 棟 1 階、石井記念体育館、X 棟 1 階及び滝春グラウンドに各 1 台の合計 5 台を設置し、急病の応急処置に備えるとともに、その設置場所及び使用方法を、「安全の手引」等に掲載し、周知を図っている。また、学生対応に当たる部署の職員から順次、外部の救命処置講習に参加させ、緊急時に備えている。

・大学構内の建物入口やエレベータ内などに防犯カメラを設置し、犯罪抑止に努めている。また、夜間無人になるような防犯上重要な箇所の防犯カメラの映像は、防災センターでリアルタイムに確認できる体制を整えており、異常発生に即時対応できる体制を取っている。さらに、夜間や休日は、巡視を行うことにより防犯に努めている。

・防火・防災に関する対応として、火災、震災その他の災害の予防及び教職員、学生の生命及び身体の安全と被害の軽減を図るため、消防署の指導の下、消防法に沿った「学校法人大同学園防火・防災管理規程」を制定している。

・防災訓練等の活動を検討・審議する組織として、学園に学校法人大同学園防火・防災管理委員会を、大学に大同大学防火・防災管理委員会を設置し、防火・防災管理体制を整備している。

・当地域は、巨大地震の発生とそれに伴う津波発生が危惧されており、津波から学生及び教職員を守ることが重要課題になっている。津波が発生した時の想定浸水高を考慮し 3 階以上の建物へ迅速に混乱なく避難できるよう、防災訓練を通して検証しつつ、毎年改善を図っている。また、緊急指定避難場所として名古屋市から指定を受け、地域住民の避難場所として提供し、地域に貢献している。

・近年頻発する豪雨災害による内水氾濫、高潮による対応を、津波対応と同様に想定し、対応している。

・巨大地震及び津波に対応するため、平成 24（2012）年度に、学園が保有する電子情報（教務システムや経理システム等）を、学外のデータセンターにバックアップするシステムを構築した。さらに、平成 28（2016）年度には、事務サーバー群を A 棟 1 階から B 棟 3 階に移設した。令和 5（2023）年度には、防災対応として事務機能を 1 階から 3 階へ移転させた。

※エビデンス資料

・学校法人大同学園安全衛生管理規程

・学校法人大同学園防火・防災管理規程

［指定するエビデンス資料］

□ハラスメント防止に関する規則

・学校法人大同学園ハラスメント防止等に関する規程

・大同学園ハラスメントに関する指針

□個人情報保護に関する規則

・学校法人大同学園個人情報保護規程
・学校法人大同学園個人番号及び特定個人情報取扱規程

□危機管理に関する方針･規則

・大同学園 BCP（事業継続計画）

□危機管理に関するマニュアル

・安全の手引き

【自己評価】

・環境や人権について配慮していると判断している。
・学内外に対する危機管理の体制を整備しており、適切に機能していると判断している。

6－2. 理事会の機能

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

（1）6－2 の自己判定

「基準項目 6－2 を満たしている。」

（2）6－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【事実の説明】

□使命･目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、それが適切に機能しているか。

・本学園では、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を次のとおり整備している。
・理事会の任務は寄附行為第 16 条において、学園の業務を決し、理事の職務の執行を監督することと規定している。
・寄附行為第 16 条の 2 に基づき、常勤理事会を理事会の下に設置し、月 1 回定期的に開催している。その任務は、「学校法人大同学園常勤理事会規程」第 3 条において、寄附行為、就業規則または学則の下位規程である諸規程の制定･改廃に関すること、退職教職員（役員は除く）の後任人事及び教職員の昇任人事に関すること、「学校法人大同学園資産運用に関する規程」に基づく資金の運用に関すること、その他学園の業務に関する軽微なことを決議することと規定しており、学園の意志決定の迅速性に寄与している。
・「学校法人大同学園組織規則」において、法人の職員、法人の事務組織、法人事務組織の職制及び法人の審議機関の各項目について、規定している。
・「学校法人大同学園組織規則」第 11 条において、法人に、理事長の意志決定を補佐し、法人の円滑な運営を図るために、学校法人大同学園防火・防災管理委員会など 5 種の委員会を常設委員会として設置すると規定している。

□理事会の運営を適切に行っているか。

・理事会は、3 月、5 月、8 月及び 12 月に開催している。
・理事の理事会への出席状況は、表 6-2-1 に示すとおりである。また、欠席理事に対して

は、「意思表示書」により議事についての意見及び賛否を予め確認することとしている。
・本学は中部を代表する企業の経営者の方を外部理事に招聘し、経営全般に対し大所高所から助言を得ており、理事会として適切な運営ができている。
・常勤理事会は、「学校法人大同学園常勤理事会規程」第 2 条に基づき、常勤の理事をもって構成されており、構成員の他、理事長の指名する者を出席させることができるとしている。令和 5（2023）年度は、理事長の指名する者として副学長 2 人と監事 1 人が出席している。なお、補足として令和 5（2023）年度は、副学長が 3 人在職し、うち 1 人は理事として常勤理事会の構成員となっている。

表 6-2-1　理事の理事会への出席状況：理事定員　8～10 人

2021 年度	月　日	5 月 27 日	8 月 23 日	8 月 30 日	12 月 17 日	3 月 25 日
	出席者数	10	10	9	10	9
2022 年度	月　日	5 月 26 日	8 月 25 日		12 月 21 日	3 月 23 日
	出席者数	9	9		9	9
2023 年度	月　日	5 月 25 日	8 月 29 日	8 月 30 日	12 月 20 日	3 月 26 日
	出席者数	9	9	9	9	9

□理事の選任を適切に行っているか。

・理事会は、寄附行為第 6 条の定めに基づき、理事 8 人以上 10 人以内で構成している。また、理事の人数については、第 1 号「大同大学学長及び大同大学大同高等学校長」の 2 人、第 2 号「評議員のうちから評議員会において選任された者」1 人、第 3 号「学識経験者のうち理事会において選任された者」5 人以上 7 人以内としており、これに基づき適切に選任している。

※エビデンス資料
・学校法人大同学園常勤理事会規程
・学校法人大同学園資産運用に関する規程
・学校法人大同学園組織規則

[指定するエビデンス資料]

□法人の意思決定に関する組織図

・法人の意思決定に関する組織図

□予算･決算を承認した際の理事会の議事録

・2023 年度補正予算・2024 年度予算について（2024 年 3 月 26 日　理事会議事録）
・2023 年度決算について（2024 年 5 月 21 日　理事会議事録）

□理事を選任する会議体の規則

・学校法人大同学園寄附行為（改正前第 6 条）

□理事を選任した際の会議体の議事録

・第 3 号理事の選任について（定時改選）（2023 年 8 月 29 日　理事会議事録）

・理事の選任について（補選）（2024 年 3 月 26 日　理事会議事録）

【自己評価】
・使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能していると判断している。
・寄附行為の規定に基づき理事を選任し、適切に理事会を運営していると判断している。

6-2-②　使命・目的の達成への継続的努力

【事実の説明】

□大学の使命･目的を達成するために継続的な努力をしているか。

・学園では、令和元（2019）年 12 月に理事長から学園を取り巻く外部環境と大同学園の現状分析が示されるとともに大同学園 2020－2024 年中期計画の骨子（案）が示されたことを契機に中期計画の策定が進み、令和 2（2020）年 12 月に第 1 期中期計画（2020 年度～2024 年度）が理事会で承認された。
・一方、大学では令和 3（2021）年 9 月に「大同大学内部質保証の方針」及び「大同大学内部質保証の推進に関する規程」を制定し、自己点検・評価及びその結果をもとにした組織的かつ継続的な改善による内部質保証を推進することとした。
・具体的には、令和 2（2020）年度に受審した認証評価において作成した自己点検評価書に記述した「改善・向上方策(将来計画)」及び認証評価の参考意見を含む指摘事項について改善計画をたて、第 1 期中期計画（2020 年度～2024 年度）に追加して PDCA を進めることとした。
・学園の中期計画を推進するため、学校法人大同学園中期計画実行委員会が設置された。委員会は確実に中期計画に係る PDCA をすすめるため、年度末に翌年度の委員会開催計画を示し、運営している。

※エビデンス資料
・学校法人学園中期計画実行委員会規程
・大同大学内部質保証の方針
・大同大学内部質保証の推進に関する規程

［指定するエビデンス資料］

□中期的な計画を承認･見直しした際の理事会の議事録
・大同学園中期計画について（2020 年 3 月 24 日　理事会議事録）

□理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書
・大学の状況について（報告）（2024 年 3 月 26 日　理事会資料、議事録）

【自己評価】
・中期計画に、内部質保証に係る計画を含め、大学の使命・目的を達成する努力をしていると判断している。

6－3. 管理運営の円滑化とチェック機能

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

（1）6－3 の自己判定

「基準項目 6－3 を満たしている。」

（2）6－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

【事実の説明】

□意思決定において、理事会と評議員会が意思疎通と連携を適切に行っているか。

・理事会は、学長と理事である副学長１人が構成員となっており、大学として意見を述べる場を確保している。

・理事会は、年４回の開催を定例とし、必要に応じて臨時で開催することができる。業務の円滑な運営を図るため、日常業務の決定を常勤の理事及び理事長の指名する者で構成する常勤理事会に付託している。

・常勤理事会は、理事である学長及び副学長１人は構成員として参加、それに加え副学長２ 人が出席しており、法人と大学の戦略目標に対する意識の統一を図り、円滑で迅速な意思決定を行っている。

・理事会、常勤理事会、評議員会には、大学の教員がそれぞれ構成員として出席し、法人と大学との間で意見交換を行っている。

・評議員会の構成員となっている理事及び評議員を兼任する２人（理事長、大学教員）の他、常勤の理事である学長、校長、常務理事が評議員会に出席し、適宜、議案内容の説明を行っており、理事会と評議員会の意思疎通・連携は適切に行われている。

・理事長は、毎年１月に教授会及び事務始め式で、注視すべき社会の動向を踏まえた経営指針を示している。

・理事長は、毎年４月の教授会及び事務の各部署の責任者で構成する室長会において、学園中期計画の進捗状況について報告している。

□教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。

・教員は教授会や各種委員会を通して、学長に意見を述べることができる仕組みになっている。

・各事務部門の長である室長は、各室員の意見をまとめ、自室の年間業務計画を作成し、理事長及び常務理事のヒアリングを経る仕組みを確立している。

・室長会は理事長の出席の下、毎月１回開催している。会では理事長から、直近の学園をとりまく情勢等の見解が示されるとともに、常務理事から、常勤理事会での審議結果等の報告があり、各部署の責任者からは、各部署の業務について提案・報告し、議論しており、意見をくみ上げる仕組みとなっている。

【自己評価】
・理事会と評議員会の意思疎通・連携は適切に行われており、法人の意思決定は円滑に行われていると判断している。
・教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備していると判断している。

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

【事実の説明】

□評議員の選任を適切に行っているか。

・理事会の諮問機関である評議員会は、21 人の評議員で組織することを「学校法人大同学園寄附行為」第 19 条第 2 項において規定している。また、第 23 条において、「この法人の職員のうちから、理事会において選任された者　9 人」（第 1 号）、「この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢 25 歳以上のもののうちから評議員会において選任された者 2 人」（第 2 号）、「この法人の設置する学校に在籍する学生生徒の保護者のうちから、理事会において選任された者　2 人」（第 3 号）、「学識経験者のうちから理事会において選任された者　8 人」（第 4 号）と規定している。現在は、第 1 号評議員が、大学教員 4 人、高校教員 3 人及び事務職員 2 人、第 2 号評議員が、大学卒業生及び高校卒業生各 1 人、第 3 号評議員が、大学の後援会長及び高校の PTA 会長各 1 人、第 4 号評議員が、第 23 条第 3 項に規定する法人の職員 2 人、学校の卒業生 1 人及び企業出身者 5 人としており、構成員に法人及び大学の関係者などをバランスよく配置している。

□評議員会の運営を適切に行っているか。

・「学校法人大同学園寄附行為」第 21 条において、理事長があらかじめ評議員会に諮問する事項を、(1) 予算及び事業計画、(2) 事業に関する中期的な計画、(3) 借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、(4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準、(5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、(6) 寄附行為の変更、(7) 合併、(8) 目的たる事業の成功の不能による解散、(9) 寄附金品の募集に関する事項、
(10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるものと規定している。
・また、同寄附行為第 22 条において、評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができると規定している。
・評議員会は、理事会開催の同期日に開催し、「学校法人大同学園寄附行為」第 21 条及び第 22 条に掲げる重要な事項について意見を述べている。
・評議員の評議員会への出席状況は、表 6-3-1 に示すとおりである。

表 6-3-1　評議員の評議員会への出席状況：評議員定員　21 人

2021 年度	月　日	5 月 27 日	8 月 23 日	8 月 30 日	12 月 17 日	3 月 25 日
	出席者数	21	21	21	21	21
2022 年度	月　日	5 月 26 日	8 月 25 日		12 月 21 日	3 月 23 日
	出席者数	21	21		21	21
2023 年度	月　日	5 月 25 日	8 月 29 日	8 月 30 日	12 月 20 日	3 月 26 日
	出席者数	21	21	21	21	21

□監事の選任を適切に行っているか。

・監事は、「学校法人大同学園寄附行為」第 7 条に基づき、法人の理事、職員又は評議員以外のものであって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が選任している。

□監事は、監事の職務を適切に行っているか。

・「学校法人大同学園寄附行為」第 15 条において、監事の職務を、(1) この法人の業務を監査すること、(2) この法人の財産の状況を監査すること、(3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること、(4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出すること。(5) 第 1 号から第 3 号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告するとともに理事会及び評議員会に報告すること。(6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。(7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出することと規定するとともに、「学校法人大同学園監事監査規程」を制定し監事による監査の実効性を確保する体制を整えている。

・監事の理事会への出席状況は、表 6-3-2 に示すとおりであり、評議員会には監事が 1 人出席している。

表 6-3-2　監事の理事会への出席状況：監事定員　3 人

2021 年度	月　日	5 月 27 日	8 月 23 日	8 月 30 日	12 月 17 日	3 月 25 日
	出席者数	3	3	3	3	2
2022 年度	月　日	5 月 26 日	8 月 25 日		12 月 21 日	3 月 23 日
	出席者数	2	2		2	2
2023 年度	月　日	5 月 25 日	8 月 29 日	8 月 30 日	12 月 20 日	3 月 26 日
	出席者数	3	2	3	3	3

※エビデンス資料

・学校法人大同学園寄附行為

［指定するエビデンス資料］

□評議員を選任した際の会議体の議事録

・評議員の選任について（定時改選）（2023 年 8 月 29 日　理事会議事録）

□監事･会計監査人を選任した際の評議員会の議事録

・監事候補者の同意について（定時改選）（2023 年 8 月 30 日　評議員会議事録）

□予算･決算を審議した際の評議員会の議事録

・2023 年度補正予算・2024 年度予算について（2024 年 3 月 26 日　評議員会議事録）

・2023 年度決算について（2024 年 5 月 21 日　評議員会議事録）

□監事監査に関する規則

・学校法人大同学園監事監査規程

□監事監査計画書

・2024 年度　学校法人大同学園　監事監査計画書

【自己評価】

・評議員の選任は寄付行為の定めに基づき、適切に行っていると判断している。

・評議員会への諮問事項は寄付行為に定めており、適切な運営を行っていると判断している。

・監事の選任は寄付行為の定めに基づき、適切に行っていると判断している。

・監事の職務は寄付行為に定めており、適切に行っていると判断している。

6－4. 財務基盤と収支

6-4-①　財務基盤の確立

6-4-②　収支バランスの確保

6-4-③　中期的な計画に基づく適切な財務運営

（1）6－4 の自己判定

基準項目 6－4 を満たしている。

（2）6－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-4-①　財務基盤の確立

【事実の説明】

□大学を運営するために必要な財務基盤を確立しているか

・令和 5（2023）年度末の学園全体の総資産は 345 億 6 百万円である。その内訳は、有形固定資産 223 億 88 百万円、特定資産 3 億 50 百万円、その他の固定資産 62 億 20 百万円、流動資産 55 億 48 百万円である。うち、金融資産は 116 億 52 百万円であり、現預金 47 億 64 百万円を含む。

・同年度末の学園全体の負債は 42 億 60 百万円である。その内訳は、固定負債 15 億 81 百万円、流動負債 26 億 79 百万円である。うち、外部負債となるものは未払金の 52 百万円と僅少である。また、流動負債は流動資産を下回っている。

・同年度末の純資産構成比率は 87.7%、積立率 78.2%である。「令和 4 年度今日の私学財政」

財務比率表から、同規模である 3,000～5,000 人の大学法人平均の純資産構成比率は 87.8%、積立率 70.7%である。本学は平均と比較して、純資産構成比率は同程度、積立率は上回る状況である。

・学園全体の教育活動資金収支差額は表 6-4-1 のとおり、極めて良好である。

表 6-4-1　教育活動資金収支差額の推移

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
教育活動資金収支差額(百万円)	1,398	795	840	1,023	693
教育活動資金収支差額比率(%) $\left(\frac{\text{教育活動資金収支差額}}{\text{教育活動資金収入}}\right)$	21.2%	12.0%	12.5%	14.7%	10.1%

・学園全体の経常収支差額は表 6-4-2 のとおりである。令和 5（2023）年度は同差額▲3 億 47 百万円、同比▲5.0%であるが、令和 5（2023）年度特有の費用 4 億 87 百万円を含む。内訳は、減価償却ルールの変更に伴う一時的な費用 3 億 13 百万円、校舎解体に伴う費用 1 億 74 百万円である。令和 5（2023）年度特有の一時的な費用を除外すれば、令和 5（2023）年度経常収支差額はプラスであり、令和元（2019）年から現在まで収支は安定している。

表 6-4-2　経常収支差額の推移【学園】

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経常収支差額(百万円)	839	310	78	304	▲347
経常収支差額比率(%) $\left(\frac{\text{経常収支差額}}{\text{経常収入}}\right)$	12.6%	4.6%	1.2%	4.4%	▲5.0%

・日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」によると、2023 年度決算において正常な経営状態であると判断される「A3」に該当している。

※エビデンス資料

・2023 年度決算について[2023 年度　貸借対照表の要約]
・今日の私学財政[p117]
・大同学園中期収支計画
・2023 年度決算について[定量的な経営判断資料]

[指定するエビデンス資料]

□予算編成方針

・経常費予算申請について
・投資計画立案について

□財務計画書

・大同学園中期収支計画

【自己評価】
・大学を運営するために必要な財務基盤を確立していると判断している。

6-4-② 収支バランスの確保

【事実の説明】

□収入と支出のバランスが保たれているか。

・大学の経常収支差額は表 6-4-3 のとおりである。6-4-①で述べたとおり、令和 5（2023）年度は特有の費用 3 億 96 百万円を含む。令和 5（2023）年度特有の一時的な費用を除外すれば、令和 5（2023）年度経常収支差額はプラスであり、令和元（2019）年から現在まで収支は安定している。

表 6-4-3　経常収支差額の推移【大学】

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経常収支差額(百万円)	874	284	181	360	▲188
経常収支差額比率(%)（経常収支差額／経常収入）	16.5%	5.4%	3.4%	6.5%	▲3.4%

・在籍者数は表 6-4-4 のとおり、令和 2（2020）年度以降も充足しており、表 6-4-5 のとおり学生生徒等納付金収入も安定している。

表 6-4-4　在籍者数等の推移【大学】

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
入学定員(人)	823	848	848	848	848
入学者数(人)	850	892	1,028	966	876
収容定員(人)	3,229	3,254	3,279	3,304	3,329
在籍者数(人)	3,530	3,535	3,678	3,692	3,670
在籍割合(%)（在籍者数／収容定員）	109.3%	108.6%	112.2%	111.7%	110.2%

表 6-4-5　学生生徒等納付金及び経常費等補助金の推移【大学】

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
学生生徒等納付金(百万円)	4,642	4,539	4,517	4,712	4,680
経常費等補助金(百万円)	275	406	514	489	451
学生生徒等納付金比率(%) （学生生徒等納付金 / 経常収入）	87.7%	85.8%	83.6%	84.5%	85.4%
経常補助金比率(%) （教育活動の補助金 / 経常収入）	5.2%	7.7%	9.5%	8.8%	8.2%

・経常費等補助金収入は表 6-4-5 のとおり、令和 2（2020）年度以降増加した。修学支援金制度によるものである。私立大学等経常費補助金は 2 億 69 百万円から 3 億 62 百万円で推移している。「令和 4 年度今日の私学財政」財務比率表から、同規模である 3～5 千人の大学法人平均の経常補助金比率は 14.1%である。本学の令和 5（2023）年度同比率 8.2%は、平均と比較して下回る状況である。

・人件費は表 6-4-6 のとおり横這いで安定して推移している。「令和 4 年度今日の私学財政」財務比率表から、同規模である 3～5 千人の大学法人平均の人件費比率は 48.7%である。本学の令和 5（2023）年度同比率 50.8%は、この平均と比較して若干上回る状況である。

表 6-4-6　人件費、教育管理経費及び管理経費の推移【大学】

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
人件費(百万円)	2,686	2,676	2,762	2,756	2,786
教育研究経費(百万円)	1,499	2,111	2,208	2,226	2,589
管理経費(百万円)	231	218	253	236	292
人件費比率(%) （人件費 / 経常収入）	50.8%	50.6%	51.1%	49.4%	50.8%
教育研究経費比率(%) （教育研究経費 / 経常収入）	28.3%	39.9%	40.9%	39.9%	47.3%
管理経費比率(%) （管理経費 / 経常収入）	4.4%	4.1%	4.7%	4.2%	5.3%

・教育研究経費及び管理経費の推移は表 6-4-6 のとおりである。「令和 4 年度今日の私学財政」財務比率表から、同規模である 3～5 千人の大学法人平均の教育研究経費と管理経費を合算した比率は 47.4%である。6-4-①で述べたとおり、令和 5（2023）年度は減価償却ルール変更により発生した一時的費用を含むため平均より上回るが、令和 4（2022）年度以前は平均を下回る状況である。

・支出管理は、項目かつ目的別で細分して行っている。それぞれの予算項目及び細分された目的別勘定での流用は認めておらず、厳格に支出管理している。予算項目の大枠は次のとおりである。

特別予算	：	理事会主導の戦略的なもの
投資計画予算	：	ICT 関連を含む 戦略的大型投資案件
施設設備予算	：	インフラ設備の維持更新支出
経常予算	：	学校運営に係る支出。学生に係る経費、光熱費、システム維持費、清掃警備等委託費、募集経費等である。
教員予算	：	教員の教育研究に使用する支出。外部獲得資金も含む。学生数、教員数で大枠は設定されるが、一部採択制の項目もある。

・投資計画予算は委員会による採択制であり、施設設備予算は理事長・常務理事による採択制である。また、経常予算は理事長・常務理事による査定を行い、効率が高く、確実に必要な案件を見極め、優先順位を付けて予算化している。
・支出のコントロールは、単年度視点ではなく中長期視点に立ち、10 年間の予算計画を立てて支出を平準化することで、中長期の収支のバランスを担保している。

□外部資金の導入の努力を行っているか。

・外部資金は、科学研究費等の公的資金、企業との共同研究等、奨学寄附金の積極的な導入に取り組んでおり、令和 5（2023）年度の研究に関する外部資金は 1 億 23 百万円である。
・更なる外部資金の導入の努力として、科学研究費の獲得を奨励する制度を設けている。

※エビデンス資料
・補助金一覧
・予算体系と内容
・学校法人大同学園投資計画審議会規程
・2024 年度投資計画立案について（依頼）
・2024 年経常費予算申請について

［指定するエビデンス資料］
□外部資金導入の実績
・2023 年度外部研究資金導入状況について

【自己評価】
・収入と支出のバランスが保たれていると判断している。
・外部資金の導入の努力を行っていると判断している。

6-4-③　中期的な計画に基づく適切な財務運営

【事実の説明】

□中期的な計画及びその裏付けとなる財務計画に基づく財務運営を行っているか。

・中長期的な視点で財務運営を行っている。経常収支差額が 10 年間の中長期でトータルでマイナスにならないことを指標として計画を策定している。
・学校法人の運営で建物・ICT 関連機器等のインフラの維持更新は、最も重要な計画の一つである。そのため、インフラ維持更新のため、減価償却累計額と同規模以上の金融資産を保有することを指標としている。さらに、昨今の物価上昇を鑑みると、減価償却累計額以上の金融資産保持は必要であると認識している。
・中長期の収入計画のうち、最も大きな収入となるのは学生生徒等納付金である。その基礎となる学生数は、過去実績や今後の趨勢や動向を基に設定している。補助金収入は、ここで設定した学生数、教職員数、収入支出額を基に算出している。
・人事計画は、現状と将来の人数が同数の前提で策定している。そのため、人件費は横這いの設定で計画が立てられている。
・施設設備計画も中長期で策定している。特に施設計画に関しては建替え等の更新よりも、予防保全を実施する建物維持の計画に注力し策定している。建物の予防保全は建物寿命を最大限延ばすことができる。建物寿命を延ばすことで、建替え等の更新が抑制され、長期で建物費用を総合的に減少できる。設備計画を大きく占める ICT 関連更新費用も中長期で策定している。ICT 機器に関する保守は最大限延ばし、更新サイクルを延長している。更新サイクルの延長は、ICT 関連費用の長期的削減に貢献している。
・経常的支出の計画は、過去の実績を基礎に今後の計画を加味した最新の予算額を 10 年間設定している。経常的支出額は経費の半分を占める。故に、その予算と決算実績額に大きな乖離があると、中長期計画段階で過剰な支出を産むこととなる。過剰支出を防止するため、経常的支出の予算と決算実績額は毎年度モニタリングを行っている。モニタリング内容は、予算と決算実績額である余剰額の内容を「努力したもの」「仕方ないもの」「過剰なもの」に判別し、次年度の配分に役立てるものである。予算決算の乖離縮小が、中長期収支の精度向上に繋がる。
・リスクに対する備えとして、施設設備計画には柔軟性を持たせている。学生募集の不調による収入減や予想を上回る物価上昇が確認できた際は、施設設備計画の繰り延べを実施する。予算化された計画は全て重要な案件であるが、優先順位を定めているため計画の繰り延べも可能である。
・施設設備計画を遂行できるよう資産運用を行っている。物価上昇に伴う購買力低下を防ぐためである。
・運用の資金は、中期計画を反映した資金繰計画を基に、運転資金を除いた中長期運用可能資金の範囲内で行っている。中長期運用可能資金は、すぐに使用することがない資金のため、長期運用が可能である強みを活かした運用を実施している。ポートフォリオを組んで、価格変動リスクを抑えるとともに、最大下落率を把握し、長期運用を前提としている。
・運用先は国内外の株式、債券に分散し、かつ、インデックス型の投資信託を活用して、銘柄を広く分散している。分散は環境変化の影響をヘッジする効果がある。
・令和 5（2023）年消費者物価指数は前年比 3.2%上昇、令和 5（2023）年建設工事費デフレータは前年比 2.85%上昇だったため、資金運用の当面の目標はトータル評価損益 3%以

上に設定している。
・資産運用の実績は、第三者の評価・モニタリングを受けて、資産運用管理委員会で評価・検討し、理事会に報告している。

※エビデンス資料
・大同学園中期収支計画
・学校法人大同学園資産運用管理委員会規程
・2023 年度資金運用報告 2024 年度運用方針について
・第 2 期中期計画策定に向けて_現状分析・環境認識まとめ

［指定するエビデンス資料］
□資産運用に関する規則
・学校法人大同学園資産運用に関する規程

【自己評価】
・中期的な計画及びその裏付けとなる財務計画に基づく財務運営を行っていると判断している。

6－5. 会計
6-5-① 会計処理の適正な実施
6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施
（1）6－5 の自己判定
基準項目 6－5 を満たしている。

（2）6－5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）
6-5-① 会計処理の適正な実施
【事実の説明】
□学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。
予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか
・寄附行為第 31 条において、会計処理は「学校法人会計基準」に基づき行うことを規定している。また、寄附行為第 32 条から第 37 条において、予算及び事業計画、予算外の新たな義務の負担または権利の放棄、決算及び実績の報告、財産目録等の備付け及び閲覧、資産総額の変更登記、会計年度について規定している。
・業務の適正かつ合理的な運営を図り、もって教育研究活動の健全な発展に資することを目的に「学校法人大同学園経理規程」を規定している。会計処理は、その他に「学校法人大同学園固定資産管理規程」「学校法人大同学園減価償却取扱細則」等に従って行っている。
・「学校法人大同学園経理規程」第 70 条に規定している計算書類作成の目的を果たすため、同規程第 9 条会計帳簿を作成している。
・「学校法人大同学園経理規程」第 9 条第 1 号において規定している会計帳簿は、主要簿と

補助簿である。主要簿は仕訳帳と総勘定元帳から成り、補助簿は総勘定元帳の各勘定における明細な記録を行うため、必要により設けている。同規程第 9 条第 2 号に規定するとおり、仕訳帳は会計伝票をもって代えている。

・「学校法人大同学園経理規程」第 12 条において規定している会計伝票は、資金収支伝票と総勘定伝票の 2 つである。会計伝票は、資産、負債及び正味財産に増減を及ぼしたり変化をもたらす全ての取引について作成している。全ての会計伝票は、経理主管部責任者である経理室長が承認している。
・会計伝票の作成は全て経理室で行っている。ただし、会計伝票に添付する証拠書類は、各諸活動に応じて各部署が提出した書類を適宜使用している。
・会計伝票の作成、証拠書類及び現物の確認においては、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、表示の妥当性、期間属性の適正性の基本事項を確認している。
・決算は、会計年度終了後 2 か月以内に計算書類を作成し、監査法人及び監事の監査を経て、理事会承認後、評議員会に報告している。
・「学校法人大同学園経理規程」第 67 条には補正予算の編成が規定されている。例年、当初予算は 2 月に編成し、その当初予算の補正予算は次年度の 3 月に編成している。決算書は補正予算との対比で作成しており、決算とのかい離がないよう努めている。
・財務報告の透明性を高めるため、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書の公開を「学校法人大同学園情報公開規程」第 3 条に規定している。
・貸借対照表の注記事項も公開し、重要な会計方針を開示している。引当金の計上方法、減価償却、重要な会計方針を開示し、第三者が会計処理の根拠や判断基準を理解することができる。

※エビデンス資料

・学校法人大同学園寄附行為
・学校法人大同学園固定資産管理規程
・学校法人大同学園減価償却取扱細則
・2023 年度決算について　（2024 年 5 月 21 日　理事会議事録）
・2023 年度補正予算及び 2024 年度予算について　（2024 年 3 月 26 日　理事会議事録）
・学校法人大同学園情報公開規程
・2023 年度計算書類

［指定するエビデンス資料］

□経理に関する規則

・学校法人大同学園経理規程

【自己評価】

・令和 7（2025）年 4 月 1 日施行の改正私立学校法を契機として会計監査人の選任をすすめている。
・学校法人会計基準に基づく経理に関する諸規則に従い、会計処理を適正に行っている。

6-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【事実の説明】

□会計監査人の選任を適切に行っているか。

・会計監査人の選任は令和 7（2025）年 4 月 1 日施行の改正私立学校法において新たに求められることとなったものであり、本学園では、令和 7（2025）年 6 月の定時評議員会での選任に向けて会計監査人を選定中である。

□会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。

・監査法人による会計監査は、私立学校振興助成法に基づき、現金、預金及び有価証券の実査、学納金収受、人件費、経費、固定資産管理及び財務等のプロセスの検証、計算書類のチェック等を公認会計士によって行っている。監査法人から意見及び指摘事項がある場合は、関係部署等への報告、協議、改善依頼を実施し、速やかに対処している。

・監査法人は、適切な会計処理を確保するため、内部統制を評価している。リスクアプローチに基づく監査を実施し、リスクの識別、評価、対応について、職業的猜疑心を発揮して監査を実施している。

・監事による監査は、寄附行為第 15 条に基づき、実施している。監査報告書は当該年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。また、監事は理事会に出席し、財産の状況について意見を述べている。監査法人と連携を図るため、監査状況の確認及び情報交換は年 2 回実施している。

※エビデンス資料

・2023 年度監査計画ディスカッション議事録
・監査計画概要書令和 5 年度
・2023 年度監査結果報告会議事録

[指定するエビデンス資料]

□会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など

・監査結果概要書令和 5 年度

【自己評価】

・会計監査は、法令に基づく監査法人及び学園の監事により、厳正に実施している。

[基準 6 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

【6-4-③　中期的な計画に基づく適切な財務運営】

・中期計画を基に、中長期収支を計りながら意思決定を行うことができている。過去から現在、現在から将来にわたる中長期収支を経年比較することで、幾つかの課題を解決した。収支不足に対応する学納金値上げ、資産処分差額の膨大な計上に対する減価償却費ルールの変更、インフレ対応及び将来の減価償却累計額に対応する資産運用の実行等が挙げられる。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

【6-1-①　経営の規律と誠実性の維持】

・内部統制システムの整備については、令和 7（2025）年度から施行される改正私立学校法において新たに求められることとなった事項であり、その期日に合わせて体制の整備が必要である。

【6-4-③　中期的な計画に基づく適切な財務運営】

・課題は、中長期収支計画の精度向上とリスクシナリオの設定である。

・中長期収支計画を基に意思決定を行っているので、予算と実績の乖離は意思決定の歪みを産むこととなる。

・今後の不透明で不確実な環境に対する収入支出の増減は、中長期収支計画に大きな影響を与える。どのようなリスクをシナリオに盛り込み、備えるかは今後の課題である。

【6-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施】

・改正私学法への対応となる会計監査人の選任が必要となる。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

【6-1-①　経営の規律と誠実性の維持】

・「内部統制システム整備の基本方針」は令和 6（2024）年 12 月に決定した。その他、整備すべき規程類の制定・改正は令和 6（2024）年度内に完了する予定である。

【6-4-③　中期的な計画に基づく適切な財務運営】

・予算と実績値のかい離解消については、予算の立案、執行、モニタリング、改善と毎年度 PDCA サイクルを継続していくことが改善に繋がる。特に、経費の半分を占める経常的支出額について PDCA サイクルを回し、着実に一歩ずつ改善へ向けて進めていく。

・中期計画実行委員会が第 2 期中期計画(2025-2029)策定に向けて、現状分析と環境認識をまとめている。個々のリスクを分析しつつ、発生可能性と影響度からリスクシナリオの想定を行い、中長期収支計画に反映させる。

【6-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施】

・令和 7（2025）年 6 月の定時評議員会での選任に向け、会計監査人を選定中である。

Ⅳ．大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A

A－1．産学・地域連携支援体制の整備

A-1-①　産学連携の支援体制とその成果

A-1-②　地域連携の支援体制とその成果

(1) A－1 の自己判定

「基準項目 A－1 を満たしている。」

(2) A－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-①　産学連携の支援体制とその成果

【事実の説明】

○本学の産学連携の経緯

・本学の産学連携への全学的な取組は、昭和53（1978）年9月に設立した「材料科学技術研究所」に遡る。

・材料科学技術研究所は、本学の産業界への貢献や協調を基本とした建学の精神を背景に、中部産業界の強力な支援の下に、産学連携活動を推進する組織として設立された。

・材料科学技術研究所の設立当初の目的と将来展望は、次の4点であった。

① 材料科学への挑戦
② 材料関係の優秀な研究陣、専門家の強化・充実
③ 学部の強化充実、教育効果の向上
④ 将来、大学院を設置するときの基盤となることへの期待

・今日、産学連携共同研究を実施していない大学は極めてまれであるが、当時としては、将来を見据えた先駆的な取組であった。

・この材料科学技術研究所は、平成2（1990）年大学院工学研究科修士課程の設置へと繋がっていった。

・1990年代になると、21世紀を目前にして、わが国の産業の国際競争力の強化、創造的な事業の新たな創出や新技術の開発が求められるようになり、大学の持てる知的資源と優秀な人材の養成による社会への貢献が強く求められるようになってきた。このような社会からの要請に応えるため、20年余りの歴史を持つ材料科学技術研究所を発展的に解消し、大学の社会貢献とそれによる教育・研究の活性化を目標に掲げた新たな組織である「産学連携共同研究センター」を平成12（2000）年4月に開設した。その後、同センターは、平成28（2016）年4月に「研究支援センター」へと名称を変更し、さらに令和4（2022）年4月に社会・地域連携を統合させた「研究・社会連携推進センター」を発足させ、現在に至っている。

○研究・社会連携推進センターについて

・本学はその設置の経緯から、常に産業界の発展に貢献し続けることを目標としてきた。その目標に基づいてこれまで、先進的な取組を進めるメーカーや、暮らしに密着した研究や開発を続ける地元企業などとの共同研究に力を注いできている。研究・社会連携推

進センターは、産学連携の機能に加え、社会・地域連携の機能を有している。

・図A-1-1に示すとおり、このセンターでは、共同研究ラボラトリーを制度化し、また共同研究室を設置している。共同研究ラボラトリー制度は、学内外の教員や企業等の研究者がメンバーとなってラボラトリーを設置し、共同研究等を行う制度である。

・また、共同研究ラボラトリーが希望する場合、有償で借用できる共同研究室を準備している。上述のように、産業界や社会・地域との連携を強化しながら、教育や研究の活性化・高度化のために活発な活動を続けている。

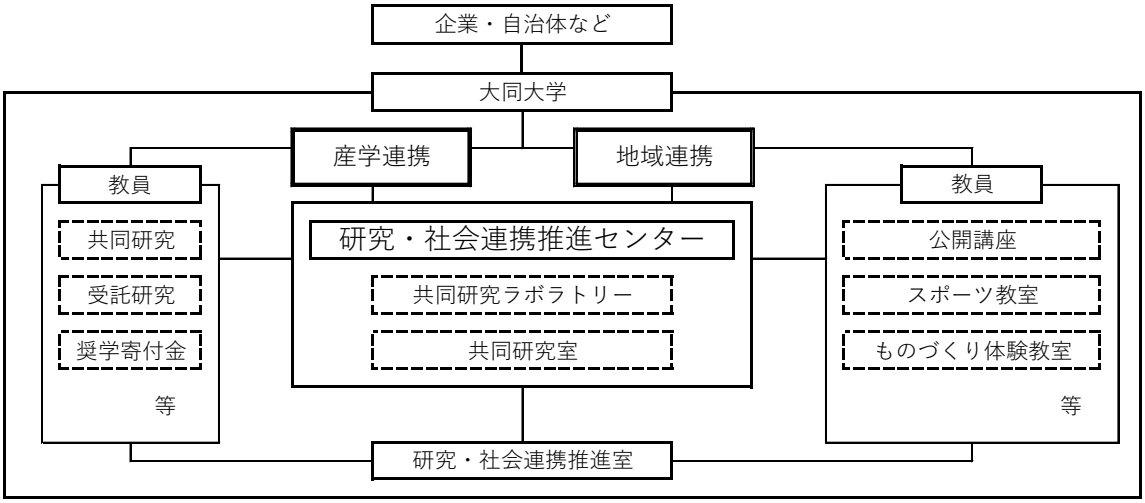

図A-1-1　本学における産学連携・地域連携と支援体制

・図A-1-1で示した研究における産学連携活動で、企業等からの研究費の受け入れ制度には以下のものがある。

①共同研究：本学の教員と企業等が共同して研究を行う形態であり、特定の研究テーマの下で、本学教員と相手企業等との間で役割分担を明確にして研究を進める。また、共同研究の開始にあたり、本学と企業との間で共同研究契約が結ばれる。

②受託研究：企業等から本学が研究テーマを受託して研究を行い、研究成果を報告するものである。委託元の企業は、研究に必要な経費を研究開始に先立って支払い、また、委託企業と本学との間で委託研究契約が結ばれる。

③受託試験・本学の教員が企業等からの委託により、本学に設置する機械器具装置を使用して行う試験、測定及び検査等である。

④技術相談：企業等からの技術的な課題の相談に応じている。研究・社会連携推進室が窓口となり、専門の教員に取り次いでいる。技術相談が発展して、共同研究等に結び付いた事例もある。

⑤奨学寄付金：企業等から特定の教員を指定して寄付された教育研究資金であり、学術の振興に充てている。

○共同研究ラボラトリー

・研究・社会連携推進センターの制度として共同研究ラボラトリー制度がある。
・共同研究ラボラトリーは本学教員の自主的な共同研究組織であり、課題ごとに設置される。このラボラトリーは、研究課題により学科の枠を越えて組織することもあり、また他大学の教員や企業等の研究者もメンバーとして参加することができる。

・ラボラトリーの中で特に注力しているものは、研究センターと称し、次に示すものが存在する。

①におい・かおり研究センター：企業等との研究連携の下に、生活環境における、におい・かおりの評価・制御に関する課題に取り組んできており、毎年研究成果の発表の場として、「におい研究交流会」を開催している。

②モータ研究センター：企業からの寄付により平成 30（2018）年 10 月にモータ研究センターを開設した。ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車、燃料電池自動車の普及などで、今後も小型・軽量・大出力化のニーズが高まるモータについて、その設計・評価における研究開発とそれを担う学生・大学院生、企業の技術者などの人材育成を行っている。

○コンソーシアム

・ラボラトリーを基礎に作られる特徴的な組織として、生産加工技術コンソーシアムが存在する。
・生産加工技術コンソーシアムでは、東海地区を中心としたものづくり企業と本学の教員が会員となり、生産加工技術コンソーシアムを設立した。会員企業からの技術相談や共通した課題に対する技術交流、人材交流のための、研究会・交流会を開催している。

・研究における産学連携活動で、企業等からの研究費の受け入れ、連携等の活動実績には以下のものがある。

①産学連携共同研究費受け入れ：過去5年間の産学連携に係る企業等との共同研究等の受け入れ実績推移は、表A-1-1に示すとおりである。

表A-1-1　産学連携共同研究費等受入れ実績推移

種別		2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
共同研究	件数	28	28	30	27	27
	金額（千円）	20,454	27,164	33,387	28,320	28,347
受託研究	件数	10	3	6	6	3
	金額（千円）	8,869	1,294	8,778	11,205	2,899
奨学寄付金	件数	21	17	12	8	16
	金額（千円）	40,695	28,060	27,040	25,140	28,375
合計（技術指導等含）	件数	67	52	54	49	59
	金額（千円）	73,047	58,883	72,018	68,436	62,561

②公的研究費（競争的研究費）による共同研究：公的研究費（競争的研究費）による企業との共同研究の受入れとしては、経済産業省の戦略的基盤技術高度化支援事業・成長型中小企業等研究開発支援事業、愛知県の知の拠点あいち重点研究プロジェクト等がある。こうした共同研究を通じ、地元の企業との産学連携に貢献している。

③金融機関との社会連携に関する協定：金融機関（1社）と社会連携に関する協定を締結し、当金融機関と取引のある企業等からの技術相談に応じている。また、当金融機関と共同で産学連携交流会を開催し、企業等からの参加者に対して、本学教員による研究紹介や研究室見学を実施した。

○研究紹介冊子「DU Research Guide」

・企業等との共同研究等や社会人の入学のきっかけづくりのために、本学教員の研究内容や大学院の制度を紹介・PR する「DU Research Guide」を発刊し、企業等へ配付している。また同冊子の電子データを本学のホームページに公開している。

A-1-②　地域連携の支援体制とその成果

【事実の説明】

・上の A-1-①で述べたとおり、地域連携の支援も産学連携の支援と同様に研究・社会連携推進センターで一体で体制を整備している。A-1-①中の図 A-1-1 で示した地域連携には以下の実績例がある。

○名古屋市南区との包括連携協定

・名古屋市南区と、地域への社会貢献や地域課題の解決のための包括連携協定を締結している。その協定に基づく連携活動としてはとしては以下のような実績がある。

①名古屋市南生涯学習センター講座：名古屋市南区生涯学習センターが主催する市民向けの公開講座において、本学の教員が講師を務めた。これは、全体の講座名を設定し、5 日間程度に亘り、複数の教員がその講座に関連する内容でそれぞれの専門分野を活

かした講演を行うものである。

②中高生ものづくり体験教室：本学と名古屋市南区との共同開催により、「中高生ものづくり体験 with 大同大学」と題した教室を開催した。これは、本学において、名古屋市南区在住の中高生を対象に、数名の教員の指導のもと、小物や映像の作成を体験するものである。

・名古屋市を始め、近隣の市町村が開催する催事において、行政からの依頼に応じ、講師派遣等に積極的に協力している。そのうち、継続的に実施しているものには以下のような例がある。

○近隣自治体との連携
・なごや健康カレッジ：名古屋市からの委託を受け、名古屋市在住の 65 歳以上の高齢者を対象に、本学の体育館において、健康維持・増進のための講座、運動教室を開催している。毎年秋から冬にかけて 6 回程度開催している。

・この他、地域防災への貢献として、以下の実績例がある。

○伊勢湾台風 60 年 市民防災の集い
・昭和 34(1959)年に発生した伊勢湾台風は、本学の所在地を含む地域に大きな被害をもたらした。この地域は水害のリスクが大きい地域であることから、今後の防災に対する啓発活動として、シンポジウムや防災用品を展示する催事を、本学にて開催した。この取り組みは、継続的に 5 年毎に開催しており、直近では令和元（2019）年 9 月に開催した。

※エビデンス資料
・大同大学研究・社会連携推進センター規程
・大同大学共同研究取扱規程
・大同大学受託研究取扱規程
・大同大学奨学寄付金取扱規程
・2023 年度外部研究資金導入状況について　2024 年 5 月常勤理事会資料
・社会連携に関する協定書（大垣共立銀行）
・OKB 大垣共立銀行・大同大学　第 1 回産学連携交流会　チラシ
・大同大学研究・社会連携推進センター共同研究ラボラトリー規程
・第 23 回 におい研究交流会開催のご案内　チラシ
・大同大学ホームページ　研究冊子紹介
https://www.daido-it.ac.jp/research/study/document/guide2024.pdf
・大同大学と名古屋市南区役所との連携と協力に関する包括協定
・2023 年度　南生涯学習センター　後期講座のご案内　チラシ
・中高生ものづくり体験教室　with 大同大学　チラシ
・2023 年度　なごや健康カレッジ　チラシ

・伊勢湾台風 60 年 市民防災の集い　チラシ

【自己評価】

・研究・社会連携推進センターを設けることにより、産学連携・地域連携の一体的な組織的対応、支援ができており、それによってそれぞれ活発な活動が実施できていると判断している。

[基準 A の自己評価]（それぞれの評価の視点毎に）

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

・産学連携と地域連携とを統合させた研究・社会連携推進センターを設置し、産学連携活動及び地域連携活動を支援するとともに、学内での情報共有と学外への情報発信を一元的に実施している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

・現行の共同研究ラボラトリー制度は、必ずしも産学連携や社会連携を目的とした制度ではなく、学内の教員だけでも設立することができるなど、目的や活動成果の可視化の点で課題がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

・令和 7（2025）年 4 月から共同研究ラボラトリー制度を改正し、産学連携と社会連携を一体化した研究・社会連携推進ラボラトリー制度を発足させる予定である。その中に産学連携を中心とした産学共同研究ラボラトリー、社会連携を中心とした社会連携ラボラトリーと科研費に研究代表者として採択された教員が構成員となる基礎・応用研究ラボラトリーの 3 種類のラボラトリーを設置する予定で準備を行っている。このうち、産学共同研究ラボラトリーと社会連携ラボラトリーは、本学の複数の教員のほか、外部の企業や団体等の個人、あるいは団体を構成員とすることを条件としている。さらに、活動成果・研究成果を学内外へ広く公表することを義務付けるなど、学内での連携、外部機関との連携と広報を意識した制度とする予定である。

Ⅴ．特記事項

本学は、基準5-3-①の「FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施」に記述したように、全学的な教育改善活動に力を入れている。

1．教育改善活動の取組

本学では、平成13（2001)年に、「大同工業大学授業憲章2001」（現：「大同大学授業憲章2001」）を定め、全授業を公開し、持続的に授業改善に努めることを宣言した（表1)。この授業憲章を実行するために設立された授業開発センター（現：教育開発・学習支援センター）を中心として、現在、表2に示す取組を継続的に実施している。これらの活動により、授業改善のPDCAサイクルを構築している。

表 1　大同大学授業憲章 2001

＊ 大同大学は、教育重視型大学としての使命を果たすために、全教員の授業の公開を原則とし、持続的に授業の改善と充実に努めることをここに宣言する。
＊ この宣言の目的達成のために研究授業と授業研究会を全学的に実施する。

表 2　授業改善の取組

① 「研究授業」と「授業研究会」の実施
（専任教員及び非常勤講師を対象としてそれぞれ 14 回／年実施、これまで延べ 328 回実施）
② 学生による「授業評価アンケート」の実施
（非常勤講師を含めた原則全ての授業で毎期実施　アンケート実施授業数割合 100%、回答率 前期 65%、後期 52%：令和 5（2023）年度実績）
③ 上記アンケート結果に基づいた改善策を含めた「報告書」の提出義務
（1,560 授業のうち 99.9%が提出：令和 5（2023）年度）
④ 「授業改善依頼」の実施
（専任教員及び非常勤講師延べ 569 人のうち延べ 25 人が授業改善依頼の対象：令和 5（2023）年度実績）
⑤ 授業改善活動を紹介する「授業批評」の発行（2 回／年、これまで 85 号発行）
⑥ FD に関するシンポジウム・講演会の実施（1 回／年実施、これまで延べ 15 回実施）
⑦ 教員による授業改善に対する支援（助成Ⅱ／授業をアクティブ化するためのスチューデント･アシスタント活用の支援 14 件 1,707 千円：令和 5（2023）年度実績）

2．授業改善の効果

学生による授業評価アンケートの各評価項目の質問内容を表3に、平均値(5点満点)の年推移を表4に示す。平成29（2017）年度までは、全ての評価項目で値が上昇している。平成30（2018）年度にアンケート項目を精査し統廃合したため、いったん評価点が下がった。その後、評価点はほぼ全ての項目で再度向上し、令和5（2023）年度の全項目の平均値は3.94と最も高くなった。なお、令和3（2021）年度より、アンケート収集方法を授業時の対面からWebサイト利用に変更している。今後も教育の質の維持と継続

的な授業改善に取り組む。

表 3　授業評価アンケート各項目の質問内容（2018～）

項目	質問内容
1-1	授業内容のレベルは、全体的にみてどうでしたか。（難易度）
1-2	担当教員は授業を行うにあたって工夫や配慮をしていましたか。（工夫）
1-3	担当教員は学生の質問や意見を述べられるような配慮やコミュニケーションをしていましたか。（コミュニケーション）
1-4	担当教員の授業内容の説明の仕方や教え方は上手でしたか。（教え方）
1-5	使用した教材（テキスト・配布資料など）は適切（量・難易度）でしたか。（教材）
1-6	この授業における課題や宿題をやることは、あなたにとって質や量の点からみてどうでしたか。（課題）
1-7	この授業は興味・関心を呼び起こすものでしたか。（興味）
1-8	この授業の満足度はどうでしたか。（満足度）

表 4　授業評価アンケート評価点の年推移

年度	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2021	2022	2023
1-0 全項目平均	3.39	3.41	3.42	3.42	3.47	3.53	3.67	3.75	3.79	3.85	3.89	3.90	3.78	3.79	3.84	3.89	3.94
1-1 難易度	3.42	3.41	3.40	3.42	3.46	3.50	3.76	3.87	3.92	3.99	4.03	4.04	3.99	4.03	4.24	4.25	4.24
1-2 工夫	3.44	3.46	3.48	3.48	3.52	3.60	3.70	3.77	3.80	3.85	3.89	3.90	3.78	3.79	3.79	3.85	3.90
1-3 ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ	3.34	3.36	3.38	3.36	3.44	3.51	3.58	3.64	3.66	3.71	3.76	3.79	3.64	3.62	3.48	3.58	3.70
1-4 教え方	3.36	3.39	3.41	3.41	3.47	3.54	3.63	3.68	3.72	3.77	3.82	3.82	3.68	3.69	3.65	3.72	3.80
1-5 教材	3.45	3.46	3.47	3.47	3.51	3.58	3.70	3.78	3.82	3.88	3.91	3.91	3.75	3.76	3.79	3.85	3.88
1-6 課題	3.39	3.40	3.41	3.41	3.45	3.52	3.83	3.95	3.99	4.03	4.08	4.09	4.07	4.10	4.37	4.38	4.39
1-7 興味	3.30	3.32	3.34	3.34	3.38	3.45	3.53	3.60	3.64	3.69	3.74	3.74	3.60	3.60	3.65	3.70	3.72
1-8 満足度	3.42	3.45	3.46	3.46	3.49	3.57	3.67	3.75	3.79	3.84	3.88	3.90	3.71	3.73	3.76	3.82	3.85

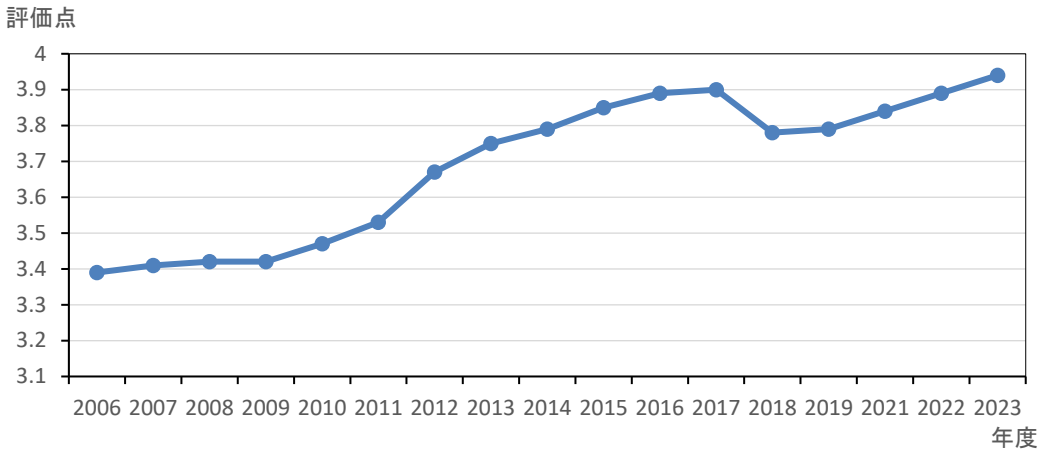

図 1　1-0 全項目平均推移

Ⅵ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 3-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 3-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 3-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 3-4】	就職相談室等の状況	
【表 3-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 3-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 3-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 3-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 3-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 3-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 3-11】	図書館の開館状況	
【表 3-12】	情報センター等の状況	
【表 4-1】	授業科目の概要	
【表 4-2】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 4-3】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 5-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 6-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 6-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 6-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人大同学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	CAMPUS GUIDE 2025	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	大同大学学則、大同大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2025 入学試験募集要項、2025 年度大学院入学試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	2024 学生便覧（工学部・建築学部・情報学部）、大学院研究科便覧 2024	
【資料 F-6】	大学組織図	
	教育研究組織の構成	

【資料 F-7】	事業計画書	
	2024 年度事業計画書	
【資料 F-8】	事業報告書	
	2023 年度事業報告書	
【資料 F-9】	中期的な計画	
	大同学園 2020-2024 年中期計画	
【資料 F-10】	法人及び大学の規定一覧及び規定集	
	学校法人大同学園　例規集 （第 1 編 法人、第 2 編 大学、細則）	
【資料 F-11】	理事、監事、評議員、会計監査人の名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、議題一覧、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人大同学園　理事・監事・評議員　名簿 理事会・評議員会　活動状況	
【資料 F-12】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）、会計監査報告（過去 5 年間）及び財産目録（最新のもの）	
	2023-2019 年度 計算書類 2023-2019 年度 監事監査報告書 2023-2019 年度 会計監査報告 2023 年度 財産目録	
【資料 F-13】	履修要項、シラバス	
	2024 学生便覧（工学部・建築学部・情報学部）、大学院研究科便覧 2024 シラバス（2024 年度）	
【資料 F-14】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	大同大学入学者受入の方針 大同大学教育課程編成・実施の方針 大同大学学位授与の方針 大同大学大学院入学者受入の方針 大同大学大学院教育課程編成・実施の方針 大同大学大学院学位授与の方針	
【資料 F-15】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
		該当なし
【資料 F-16】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
		該当なし

基準 1. 使命・目的

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映		
大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL		
【1-1-1】	大同大学ホームページ　大学概要	
使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則		
【1-1-2】	大同大学教育改革実行委員会要項	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【1-1-a】	学校法人大同学園要覧 2024	
【1-1-b】	建学の精神及び理念を掲載する媒体	
【1-1-c】	大学の理念ポスター掲示場所一覧	
【1-1-d】	第 1 期中期計画総括 Leaflet	
【1-1-e】	2021 年度 4 月教授会資料　中期計画年度総括	
【1-1-f】	2022 年度 4 月教授会資料　中期計画年度総括	
【1-1-g】	2023 年度 4 月教授会資料　中期計画年度総括	
【1-1-h】	大同大学学位授与の方針	
【1-1-i】	大同大学教育課程編成・実施の方針	
【1-1-j】	大同大学入学者受入の方針	
【1-1-k】	「大同大学大学院学位授与の方針」、「大同大学大学院教育課程編成・実施の方針」及び「大同大学大学院入学者受入の方針」の一部改正について （令和 2 年 2 月 6 日　大学院運営委員会議事録）	
【1-1-l】	大同大学学則　（第 3 条第 1 項、第 48 条）	
【1-1-m】	大同大学大学院学則　（第 4 条、第 6 条）	
【1-1-n】	理念・目標に関する自己点検評価報告書 （大同工業大学自己点検評価委員会作成）	
【1-1-o】	「教育理念」及び「教育目標」の一部変更について （平成 14 年 3 月 11 日　教授会資料、議事録）	
【1-1-p】	「教育理念」の一部変更について （平成 24 年 12 月 19 日　教授会資料、議事録）	
【1-1-q】	大学の理念等の見直し及び学位授与の方針等の制定について （平成 27 年 4 月 15 日　教授会資料、議事録）	

基準 2. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 内部質保証の組織体制		
内部質保証に関する全学的な方針		
【2-1-1】	大同大学内部質保証の方針	
内部質保証のための組織図		
【2-1-2】	自己点検・評価における PDCA サイクルの整備について （2024 年 5 月 8 日　大学運営委員会　資料）	
内部質保証に責任を持つ会議体の規則		
【2-1-3】	大同大学内部質保証の推進に関する規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-1-a】	学校法人大同学園組織規則	
【2-1-b】	大同大学自己点検・評価規程	
2-2. 内部質保証のための自己点検・評価		

自己点検・評価に関する規則		
【2-2-1】	大同大学アセスメント・ポリシー	
【2-2-2】	大同大学アセスメント・プラン	
直近の自己点検・評価の報告書		
【2-2-3】	令和 2 年度大学機関別認証評価　自己点検評価書	
自己点検・評価を担当する会議体の議事録		
【2-2-4】	自己点検・評価を担当する会議体の議事録 （2024 年 7 月 3 日　大学評価委員会　議事録）	
自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書		
【2-2-5】	大同大学アセスメント調査結果報告書について （2024 年 12 月 4 日　大学運営委員会　資料）	
IR などを検討する会議体の規則		
【2-2-6】	大同大学内部質保証の推進に関する規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-2-a】	大同大学評価委員会規程	
【2-2-b】	大同大学自己点検・評価規程	
【2-2-c】	2023 年度　学生の学修成果を点検･評価するための各種調査について	
2-3. 内部質保証の機能性		
学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-1】	自己点検・評価における PDCA サイクルの整備について （2024 年 5 月 8 日　大学運営委員会　資料）	
学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-2】	大同大学評価委員会規程	
学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-3】	自己点検・評価における PDCA サイクルの整備について （2024 年 5 月 8 日　大学運営委員会　資料）	
学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
	外部評価委員会規程を 2025 年度中に制定予定	
三つのポリシ-を起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-4】	内部質保証に関する改善項目に係る 2023 年度改善依頼について （2023 年 5 月 31 日　内部質保証推進会議　議事録）	
自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-5】	自己点検評価書の改善・向上方策（将来計画）および認証評価において付された参考意見に係る計画について （2022 年 2 月 18 日　内部質保証推進会議　議事録）	
自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など		
【2-3-6】	大同大学ホームページ　学修成果の可視化に関する各種調査	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-3-a】	2022 年度学生実態調査アンケート報告書	
【2-3-b】	2023 年度「大学院生による大学院評価」点検結果報告書	
【2-3-c】	2023 年度高校教員に対する大同大学の教育に関するアンケート調査結果について	
【2-3-d】	2023 年度就職先企業等に対する大同大学教育の成果に関するアンケート調査結果について	
【2-3-e】	大同大学アセスメント・ポリシー	
【2-3-f】	大同大学アセスメント・プラン	
【2-3-g】	自己点検・評価における PDCA サイクルの整備について （2024 年 5 月 8 日　大学運営委員会　資料）	

基準 3. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 学生の受入れ		
アドミッション・ポリシーを示す部分の URL		
【3-1-1】	大同大学ホームページ　入学者の受け入れ方針 【学部】https://www.daido-it.ac.jp/document/hogo/2024/5_kohyo_adpolicy.pdf 【大学院】https://www.daido-it.ac.jp/document/hogo/2021/kohyo_in_adpolicy_2.pdf	
アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則		
【3-1-2】	教育改革実行委員会要項	
入試方法の検討と検証を行う会議体の規則		
【3-1-3】	大同大学入試委員会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-1-a】	大同大学のアドミッションポリシー	
【3-1-b】	入学者に関する受け入れ方針（大学院）	
【3-1-c】	入学試験募集要項 2025	
【3-1-d】	2025 年度大学院入学試験募集要項	
【3-1-e】	2024 年度中期入学試験合否判定について （2024 年 2 月 29 日　入試委員会　議事録）	
【3-1-f】	2024 年度入学試験（大学入学共通テスト利用後期、中期、大学入学共通テスト利用ファイナル）の合否判定について （2024 年 3 月 13 日　教授会　議事録）	
【3-1-g】	2024年度大学院工学研究科及び情報学研究科修士課程入学試験の合否判定について （2023 年 9 月 7 日　大学院運営委員会議事録）	
【3-1-h】	2024年度大学院工学研究科および情報学研究科修士課程入学試験の合否判定について （2023 年 9 月 20 日　大学院教授会議事録）	
3-2. 学修支援		
学修支援に関する方針・計画		
		第 2 期中計で策定予定
学修支援に関する会議体の規則		
【3-2-1】	大同大学教務委員会規程	
【3-2-2】	大同大学学生委員会規程	
【3-2-3】	大同大学ｷｬﾘｱ委員会規程	
【3-2-4】	大同大学教育開発・学習支援ｾﾝﾀｰ規程	
【3-2-5】	大同大学教育開発・学習支援委員会規程	
TA、SA などに関する規則		
【3-2-6】	ティーチング・アシスタント（TA）制度	
オフィスアワーを学生に周知したこと示す文書		
【3-2-7】	大同大学ホームページ　バックアップ体制 https://www.daido-it.ac.jp/du/kyouiku/backup/	
【3-2-8】	ATTENTION PLEASE　2024（P.49）	
【3-2-9】	新入生ガイダンス教務説明資料	
障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況		
【3-2-10】	大同大学障がい学生支援ガイドライン	
退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則		
【3-2-11】	大同大学内部質保証の推進に関する規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		

【3-2-a】	大同大学学生の厚生補導に関する規程	
【3-2-b】	大同大学技術補助員に関する取扱要項	
3-3. キャリア支援		
キャリア支援に関する方針・計画		
	キャリア支援に関する方針・計画を 2025 年度中に制定予定	
キャリア支援に関する授業科目名一覧		
【3-3-1】	キャリア支援に関する授業科目一覧	
キャリア支援に関する会議体の規則		
【3-3-2】	大同大学ｷｬﾘｱｾﾝﾀｰ業務運営規程	
【3-3-3】	大同大学ｷｬﾘｱ委員会規程	
教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧		
【3-3-4】	大同大学資格講座実施要項	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-3-a】	実務経験のある教員等による授業科目の一覧表	
【3-3-b】	2024 年度就職指導年間スケジュール	
【3-3-c】	大同大学インターンシップ科目に係る学外学修の取扱に関する要項	
【3-3-d】	大同大学インターンシップ科目に係る学外学修の実施に関する要項	
【3-3-e】	2024 年度　就職斡旋の基本方針	
3-4. 学生サービス		
学生生活支援に関する方針・計画		
	学生生活支援に関する方針・計画を 2025 年度中に制定予定	
学生生活支援に関する会議体の規則		
【3-4-1】	大同大学学生委員会規程	
学生の課外活動の支援に関する規則		
【3-4-2】	大同大学課外活動に関する規程	
【3-4-3】	大同大学課外活動援助に関する内規	
奨学金に関する規則		
【3-4-4】	大同大学大学院提携教育ﾛｰﾝ利子補給奨学規程	
【3-4-5】	大同大学在学生学業特別奨学規程	
【3-4-6】	大同大学入学時特別奨学規程	
【3-4-7】	大同大学入学時ｽﾎﾟｰﾂ特別奨学規程	
【3-4-8】	大同大学総合・推薦型入学時特別奨学規程	
【3-4-9】	大同大学在学生ｽﾎﾟｰﾂ特別奨学規程	
【3-4-10】	大同大学大学院修士課程入学時特別奨学規程	
【3-4-11】	大同大学学業奨励生規程	
【3-4-12】	大同大学貸与奨学規程	
【3-4-13】	大同大学大学院一般奨学生規程	
【3-4-14】	大同大学大学院博士後期課程特別奨学規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-4-a】	大同大学学生の厚生補導に関する規程	
【3-4-b】	大同大学キャンパスマップ 2024	
【3-4-c】	2024 年度学生厚生補導ガイドブック	
3-5. 学修環境の整備		
施設・設備の管理に関する規則		
【3-5-1】	学校法人大同学園施設管理規程	
ICT 環境について学生に周知したことを示す文書		
【3-5-2】	情報センターハンドブック　2024	
【3-5-3】	大同大学ホームページ　情報センター https://www.daido-it.ac.jp/center/information/	

図書館に関する規則		
【3-5-4】	大同大学図書館規程	
【3-5-5】	大同大学図書館利用規則	
【3-5-6】	大同大学図書館利用細則	
図書館利用案内		
【3-5-7】	大同大学図書館利用案内	
建物の耐震化率を示す文書		
【3-5-8】	耐震化率の公表	

基準 4. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL		
【4-1-1】	大同大学ホームページ　学位授与の方針 ＜学部＞ https://www.daido-it.ac.jp/document/hogo/2024/12_kohyo_gaku_housin.pdf ＜大学院＞ https://www.daido-it.ac.jp/document/hogo/2022/12_kohyo_in_housin.pdf	
ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-1-2】	大同大学教授会規程	
【4-1-3】	教育改革実行委員会要項	
学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-1-4】	学生便覧	
【4-1-5】	大学院研究科便覧	
学位規則、学位審査基準		
【4-1-6】	大同大学学則	
【4-1-7】	大同大学大学院学則	
【4-1-8】	大同大学学位規程	
進級・卒業・単位認定に関する規則		
【4-1-9】	大同大学学則	
【4-1-10】	大同大学大学院学則	
単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則		
【4-1-11】	大同大学教授会規程	
【4-1-12】	大同大学大学院教授会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-1-a】	大同大学大学院研究科履修規程	
【4-1-b】	大同大学工学部履修規程	
【4-1-c】	大同大学建築学部履修規程	
【4-1-d】	大同大学情報学部履修規程	
4-2. 教育課程及び教授方法		
カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL		
【4-2-1】	大同大学ホームページ　教育課程編成・実施の方針 ＜学部＞ https://www.daido-it.ac.jp/document/hogo/2024/6_kohyo_gaku_kyouikukatei.pdf ＜大学院＞	

	https://www.daido-it.ac.jp/document/hogo/2022/6_kohyo_in_kyouikukatei.pdf	
カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-2-2】	教育改革実行委員会要項	
【4-2-3】	大同大学教授会規程	
学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-2-4】	学生便覧	
【4-2-5】	大学院研究科便覧	
教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど		
【4-2-6】	学生便覧	
履修に関する規則		
【4-2-7】	大同大学工学部履修規程	
【4-2-8】	大同大学建築学部履修規程	
【4-2-9】	大同大学情報学部履修規程	
【4-2-10】	大同大学大学院研究科履修規程	
教育課程を検討する会議体の規則		
【4-2-11】	大同大学教務委員会規程	
【4-2-12】	教育改革実行委員会要項	
【4-2-13】	大同大学教授会規程	
シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書		
【4-2-14】	シラバス作成要領 （2024年12月2日教務委員会　資料）	
【4-2-15】	2025年度シラバス作成等について　シラバス作成要領 （2024年12月2日教務委員会　議事録）	
教養教育を検討する会議体の規則		
【4-2-16】	大同大学教授会規程	
【4-2-17】	教育改革実行委員会要項	
4-3. 学修成果の把握・評価		
大学が求める学修成果を示す文書など		
【4-3-1】	学生便覧	
大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など		
【4-3-2】	学生便覧	
学修成果の把握・評価の方針		
【4-3-3】	大同大学アセスメント・ポリシー	
【4-3-4】	大同大学アセスメント・プラン	
	大同大学アセスメントシートを2025年度中に制定予定	
学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則		
【4-3-5】	教育改革実行委員会要項	
【4-3-6】	学修成果検証小委員会の設置について	
学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果		
【4-3-7】	2020年度入学生に対する学修成果の点検・評価の総括	
【4-3-8】	大同大学アセスメント調査結果報告書	
学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録		
【4-3-9】	学修成果検証小委員会メール会議 （2024年9月2日　学修成果検証小委員会）	

基準 5. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性		
大学の意思決定に関する組織図		
【5-1-1】	大学の意思決定に関する組織図	
大学の意思決定に関する会議体の規則		
【5-1-2】	学校法人大同学園組織規則	
学長の職務権限に関する規則		
【5-1-3】	学校法人大同学園組織規則　（第 18 条）	
教授会に関する規則		
【5-1-4】	大同大学教授会規程	
【5-1-5】	大同大学大学院教授会規程	
【5-1-6】	大同大学学長が定める教授会の任務に関する要項	
【5-1-7】	大同大学大学院学長が定める大学院教授会の任務に関する要項	
【5-1-8】	大同大学教授会及び大学院教授会の運営に関する要項	
教授会の開催日時・議題一覧		
【5-1-9】	2023 年度教授会審議・報告一覧	
学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書		
【5-1-10】	大同大学学生懲戒規程	
事務局組織図		
【5-1-11】	大同学園組織構成図	
事務分掌に関する規則		
【5-1-12】	学校法人大同学園組織規則	
職員採用・昇任の方針・規則		
【5-1-13】		
【5-1-14】	専任事務職員の人事評価制度について	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-1-a】	大同大学教授会規程	
【5-1-b】	大同大学大学院教授会規程	
【5-1-c】	教育改革実行委員会要項	
5-2. 教員の配置		
教員の採用・昇任の方針・規則		
【5-2-1】	大同大学教員の資格及び資格審査に関する規程	
【5-2-2】	大同大学教員の採用及び昇任の資格に関する申合せ	
【5-2-3】	大同大学教員の採用選考手続きに関する申合せ	
【5-2-4】	大同大学教員の昇任手続きに関する申合せ	
教員人事に関する会議体の規則		
【5-2-5】	学校法人大同学園常勤理事会規程	
【5-2-6】	大同大学人事委員会規程	
【5-2-7】	大同大学教員資格審査委員会規程	
【5-2-8】	大同大学教授会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-2-a】	教育業務エフォート及び教員持ちコマ数に関する指針	
【5-2-b】	大同大学大学院学則	
【5-2-c】	大同大学大学院教員資格審査規程	
【5-2-d】	大学院修士課程担当教員資格審査に関する申合せ	

【5-2-e】	大学院博士後期課程担当教員資格審査に関する申合せ	
5-3. 教員・職員の研修・職能開発		
FD の方針･計画		
【5-3-1】	大同大学授業憲章 2001	
FD の実施報告書		
【5-3-2】	大同大学教育開発・学習支援センター活動年報	
SD の方針･計画		
【5-3-3】	学校法人大同学園事務職員の研修に関する実施方針	
【5-3-4】	2024 年度研修予定 （2024 年 6 月室長会　資料）	
SD の実施報告書		
【5-3-5】	2024 年度学内研修報告 （2024 年 8 月室長会　資料）	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-3-a】	大同大学教育開発･学習支援センター規程	
【5-3-b】	大学授業評価アンケート結果に基づく授業改善依頼要項	
【5-3-c】	授業評価アンケートシステム（学内限定） https://daido.ks-enq.com/c9/Login	
【5-3-d】	授業評価アンケート報告書（学内限定） https://www-dit.daido-it.ac.jp/~cti/	
【5-3-e】	大同大学授業研究活動等に関する実施要項	
【5-3-f】	大同大学授業改善助成要項	
【5-3-g】	授業批評 vol.85	
【5-3-h】	みんなでつくる DIT の授業	
【5-3-i】	みんなでつくる大同大学の授業	
【5-3-j】	みんなでつくる大同大学の授業～アクティブ・ラーニング編～	
【5-3-k】	FD 講演会一覧	
【5-3-l】	授業運営等に関する新任教員の研修・懇親会について	
【5-3-m】	大同学園事務職員 理想の職員像 コンピテンシーシートについて＜ご報告＞	
【5-3-n】	理想の職員像コンピテンシーチェックシート	
【5-3-o】	2019-2020 年度 業務管理･キャリアシートの記入と上長による個人面談の実施について	
【5-3-p】	学校法人大同学園 事務職員業務改善表彰制度	
【5-3-q】	専任事務職員の人事評価制度について	
【5-3-r】	エンゲージメント調査のお願い	
5-4. 研究支援		
研究環境に関する調査の結果		
【5-4-1】	2024 年度居室整備について （2024 年 2 月 7 日大学運営委員会　資料）	
研究環境整備の方針・計画		
【5-4-2】	大同大学における学科等が使用する諸施設の有効活用に関する実施要項	
研究倫理に関する規則		
【5-4-3】	研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程	
研究費の適正利用に関するマニュアル		
【5-4-4】	予算の適正な執行について （2018 年 3 月　大学運営委員会資料）	
研究活動への資源配分に関する規則		
【5-4-5】	2023 年度学部等予算 （2023 年 6 月 7 日大学運営委員会　資料）	

【5-4-6】	2023 年度大学院予算について （2023 年 6 月 8 日大学院運営委員会　資料　）	
研究活動に対する RA など人的支援に関する規則		
科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書		
【5-4-7】	2024 年度科学研究費助成事業（科研費）公募要領等説明会 及びコンプライアンス教育・研究倫理教育に関する講習会（次第）	
外部資金応募・獲得の実績一覧		
【5-4-8】	2023 年度外部研究資金導入状況について（報告）（2024 年 5 月度　常勤理事会資料）	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-4-a】	大同大学研究倫理委員会規程	
【5-4-b】	研究倫理教育の実施確認書（教職員配付用）	
【5-4-c】	大同大学利益相反ポリシー	
【5-4-d】	大同大学産学官連携に関する利益相反委員会規程	
【5-4-e】	大同大学公的研究費における不正防止に関する基本方針	
【5-4-f】	大同大学における公的研究費の使用に関する行動規範	
【5-4-g】	公的研究費の適正な運営・管理に関する規程	
【5-4-h】	大同大学における公的研究費の不正防止計画	
【5-4-i】	大同大学における公的研究費に係る取引停止に関する実施基準	
【5-4-j】	大同大学における公的研究費に関する内部監査マニュアル	
【5-4-k】	大同大学科学研究費助成事業に係る補助金等の取扱要綱	
【5-4-l】	2024 年度科学研究費助成事業（科研費）公募要領等説明会及びコンプライアンス教育・研究倫理教育に関する講習会（次第）	
【5-4-m】	公的研究費の管理・執行における「誓約書」の提出について	
【5-4-n】	大同大学ホームページ　公正な研究活動への取組み https://www.daido-it.ac.jp/research/study/management.html	
【5-4-o】	ATTENTION PLEASE 2024（P.59）	
【5-4-p】	公的研究費に関する内部監査結果	
【5-4-q】	学校法人大同学園大同大学海外学会発表援助金支給規程	
【5-4-r】	審査論文投稿料補助願（様式）	
【5-4-s】	学校法人大同学園職務発明規程	
【5-4-t】	学校法人大同学園学生等発明規程	
【5-4-u】	2024 年度学内研究助成費等採択結果（報告） （2024 年 1 月　常勤理事会資料）	
【5-4-v】	2024 年度科研費研究奨励金(B)(C)の採択・交付について （2024 年 6 月　常勤理事会資料）	
【5-4-w】	大同大学共同利用研究設備規程	

基準 6. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 経営の規律と誠実性		
組織倫理に関する規則		
【6-1-1】	[法 14]学校法人大同学園就業規則	
【6-1-2】	[法 24-6] 学校法人大同学園公益通報に関する規程	
【6-1-3】	[法 24-2] 学校法人大同学園個人情報保護規程	

【6-1-4】	[法 24-2-2] 学校法人大同学園個人番号及び特定個人情報取扱規程	
【6-1-5】	[細 33-8]大同大学産学交流倫理基準	
【6-1-6】	大同大学における公的研究費の使用に関する行動規範	
【6-1-7】	大同大学情報セキュリティ対策基準	
【6-1-8】	大同大学利益相反ポリシー	
情報公表に関する規則		
【6-1-9】	[法 24-7]学校法人大同学園情報公開方針	
【6-1-10】	[法 24-7-2]学校法人大同学園情報公開規程	
学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL		
【6-1-11】	″大同大学ホームページ 情報公開 https://www.daido-it.ac.jp/outline/disclosure/ ″	
私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL		
【6-1-12】	大同大学ホームページ 情報公開 18. 学校法人大同学園　役員概要、寄附行為 https://www.daido-it.ac.jp/outline/disclosure/	
【6-1-13】	大同大学ホームページ 計算書類等、監査報告及び財産目録等 https://www.daido-it.ac.jp/outline/financial/	
内部統制の組織体制を示す図		
	内部統制の組織体制を示す図を 2025 年度中に制定予定	
内部統制に関する規則		
	内部統制に関する規則を 2025 年度中に制定予定	
ハラスメント防止に関する規則		
【6-1-14】	[法 24-5]学校法人大同学園ハラスメント防止等に関する規程	
【6-1-15】	大同学園ハラスメントに関する指針	
個人情報保護に関する規則		
【6-1-16】	[法 24-2]学校法人大同学園個人情報保護規程	
【6-1-17】	[法 24-2-2]学校法人大同学園個人番号及び特定個人情報取扱規程	
危機管理に関する方針・規則		
【6-1-18】	大同学園 BCP（事業継続計画）	
危機管理に関するマニュアル		
【6-1-19】	安全の手引き	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-1-a】	学校法人大同学園寄附行為	
【6-1-b】	学校法人大同学園組織規則	
【6-1-c】	大同大学学則	
【6-1-d】	大同大学大学院学則	
【6-1-e】	大同大学大学運営委員会規程	
【6-1-f】	大同大学教授会規程	
【6-1-g】	大同大学産学官連携ポリシー	
【6-1-h】	大学における公的研究費の使用に関する行動規範	
6-2. 理事会の機能		
法人の意思決定に関する組織図		
【6-2-1】	法人の意思決定に関する組織図	

予算・決算を承認した際の理事会の議事録		
【6-2-2】	2023 年度補正予算・2024 年度予算について（2024 年 3 月 26 日 理事会議事録）	
【6-2-3】	2023 年度決算について（2024 年 5 月 21 日　理事会議事録）	
理事を選任する会議体の規則		
【6-2-4】	[法 01]学校法人大同学園寄附行為（改正前第 6 条）	
理事を選任した際の会議体の議事録		
【6-2-5】	第 3 号理事の選任について（定時改選）（2023 年 8 月 29 日　理事会議事録）	
【6-2-6】	理事の選任について（補選）（2024 年 3 月 26 日　理事会議事録）	
中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録		
【6-2-7】	大同学園中期計画について（2020 年 3 月 24 日　理事会議事録）	
理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書		
【6-2-8】	大学の状況について（報告）（2024 年 3 月 26 日　理事会資料、議事録）	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
–	–	–
6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能		
評議員を選任した際の会議体の議事録		
【6-3-1】	評議員の選任について（定時改選）（2023 年 8 月 29 日　理事会議事録）	
監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録		
【6-3-2】	監事候補者の同意について（定時改選）（2023 年 8 月 30 日　評議員会議事録）	
予算・決算を審議した際の評議員会の議事録		
【6-3-3】	2023 年度補正予算・2024 年度予算について（2024 年 3 月 26 日 評議員会議事録）	
【6-3-4】	2023 年度決算について（2024 年 5 月 21 日　評議員会議事録）	
監事監査に関する規則		
【6-3-5】	学校法人大同学園監事監査規程	
監事監査計画書		
【6-3-6】	2024 年度　学校法人大同学園　監事監査計画書	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
–	–	–
6-4. 財務基盤と収支		
予算編成方針		
【6-4-1】	経常費予算申請について	
【6-4-2】	投資計画立案について	
財務計画書		
【6-4-3】	大同学園中期収支計画	
外部資金導入の実績		
【6-4-4】	2023 年度外部研究資金導入状況について	
資産運用に関する規則		
【6-4-5】	学校法人大同学園資産運用に関する規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-4-a】	2023 年度決算について[2023 年度　貸借対照表の要約]	
【6-4-b】	今日の私学財政[p117]	
【6-4-c】	大同学園中期収支計画	
【6-4-d】	2023 年度決算について[定量的な経営判断資料]	

【6-4-e】	補助金一覧	
【6-4-f】	予算体系と内容	
【6-4-g】	学校法人大同学園投資計画審議会規程	
【6-4-h】	2024 年度投資計画立案について(依頼)	
【6-4-i】	2024 年経常費予算申請について	
【6-4-j】	大同学園中期収支計画	
【6-4-k】	学校法人大同学園資産運用管理委員会規程	
【6-4-l】	2023 年度資金運用報告 2024 年度運用方針について	
【6-4-m】	第２期中期計画策定に向けて_現状分析・環境認識まとめ	
6-5. 会計		
経理に関する規則		
【6-5-1】	[法 40]学校法人大同学園経理規程	
会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など		
【6-5-2】	監査結果概要書令和 5 年度	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-5-a】	学校法人大同学園寄附行為	
【6-5-b】	学校法人大同学園固定資産管理規程	
【6-5-c】	学校法人大同学園減価償却取扱細則	
【6-5-d】	2023 年度決算について　議事録抜粋	
【6-5-e】	2023 年度補正予算及び 2024 年度予算について　議事録抜粋	
【6-5-f】	学校法人大同学園情報公開規程	
【6-5-g】	2023 年度計算書類	
【6-5-h】	2023 年度監査計画ディスカッション議事録	
【6-5-i】	監査計画概要書令和 5 年度	
【6-5-j】	2023 年度監査結果報告会議事録	

基準 A. 産学・地域連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 産学・地域連携		
【A-1-1】	大同大学研究・社会連携推進センター規程	
【A-1-2】	大同大学共同研究取扱規程	
【A-1-3】	大同大学受託研究取扱規程	
【A-1-4】	大同大学奨学寄付金取扱規程	
【A-1-5】	2023 年度外部研究資金導入状況について （2024 年 5 月常勤理事会資料）	
【A-1-6】	社会連携に関する協定書（大垣共立銀行）	
【A-1-7】	OKB 大垣共立銀行・大同大学　第 1 回産学連携交流会　（チラシ）	
【A-1-8】	大同大学研究・社会連携推進センター共同研究ラボラトリー規程	
【A-1-9】	第 23 回 におい研究交流会開催のご案内（チラシ）	
【A-1-10】	大同大学ホームページ　研究冊子紹介 https://www.daido-it.ac.jp/research/study/document/guide2024.pdf	
【A-1-11】	大同大学と名古屋市南区役所との連携と協力に関する包括協定	
【A-1-12】	2023 年度 生涯学習センター　後期講座のご案内（チラシ）	
【A-1-13】	中高生ものづくり体験教室 with 大同大学（チラシ）	
【A-1-14】	2023 年度 なごや健康カレッジ（チラシ）	
【A-1-15】	伊勢湾台風 60 年 市民防災の集い（チラシ）	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

※「専門職大学のみ」の欄について該当がない場合は、「該当なし」と記載すること。

※基準項目ごとの「自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料」に該当資料が無い場合は、記入欄を削除すること。

2024年度 自己点検・評価報告書

２０２５年 5月 発行

編集　大同大学 大学評価委員会

発行　大同大学

〒457-8530 名古屋市南区滝春町 10-3

TEL　052-612-6111

FAX　052-612-5623

https://www.daido-it.ac.jp/